

# 伊達市地域公共交通利便増進実施計画

2021年3月

伊達市



# 目次

1. 計画の概要	1
1-1 計画の目的	1
1-2 本計画の位置づけ	1
1-3 計画の区域	2
1-4 計画の期間	3
2. 公共交通ネットワーク形成の基本的な考え方	4
2-1 公共交通ネットワークの階層化	4
2-2 将来ネットワークのイメージ	6
3. 事業の内容・実施主体	7
3-1 事業の全体像	7
3-2 路線階層別の再編の方向性	11
4. 地域公共交通利便増進事業	15
4-1 地域内交通及び地域間交通としてのデマンド交通の再編・見直し	15
4-2 地域内交通としてのコミュニティバスの再編・見直し	33
4-3 広域都市間交通としての路線バスの再編・見直し	34
4-4 鉄道アクセス線の導入	67
4-5 利用実態や需要規模に応じた移動手段の確保	73
5. 事業の実施予定期間	81
6. 事業の効果	83
7. 地方公共団体による支援の内容	84
8. 関連して実施する事業	85
8-1 広域都市間交通としての鉄道の利用促進	85
8-2 分かりやすい情報提供	86
8-3 交通結節点の機能強化	88
8-4 関係団体と連携した公共交通の利用促進	90

# 1. 計画の概要

## 1-1 計画の目的

地域公共交通利便増進実施計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく計画で、地域公共交通の基本計画である「地域公共交通計画」を実現するための実施計画です。

地域公共交通計画において、地域公共交通利便増進事業に関する事業を記載した場合、同事業の実施計画である「地域公共交通利便増進実施計画」を作成することができることとなっています。この計画は、地方公共団体が交通事業者等の同意のもとに策定するものです。

## 1-2 本計画の位置づけ

「伊達市地域公共交通計画」では 4 つの基本方針とそれに基づく 8 つの基本目標を設定し、その目標達成に向けた具体的な事業（10 事業）を記載しています。

本計画では、伊達市地域公共交通計画の基本目標を踏まえ、計画の実現に向けたアクションプランとして、具体的な実施計画を策定します。

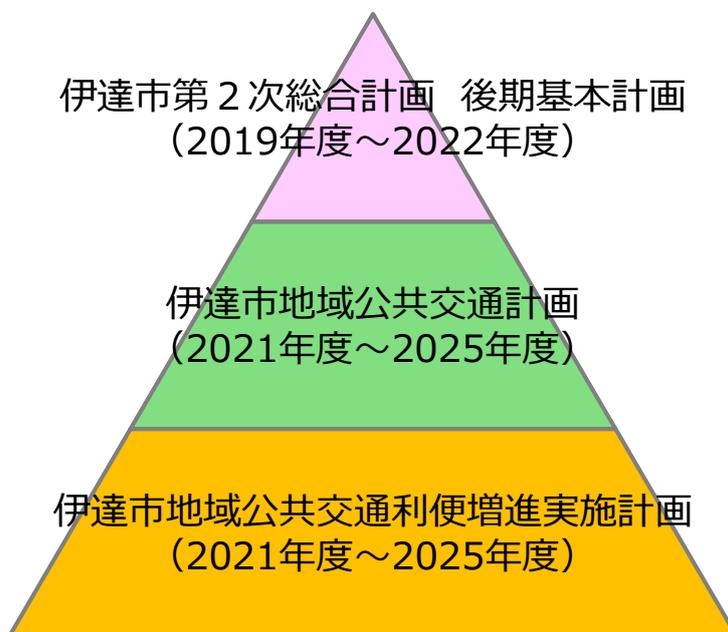


図 本計画の位置づけ

# 1 - 3 計画の区域

計画の区域は、伊達市全域とします。

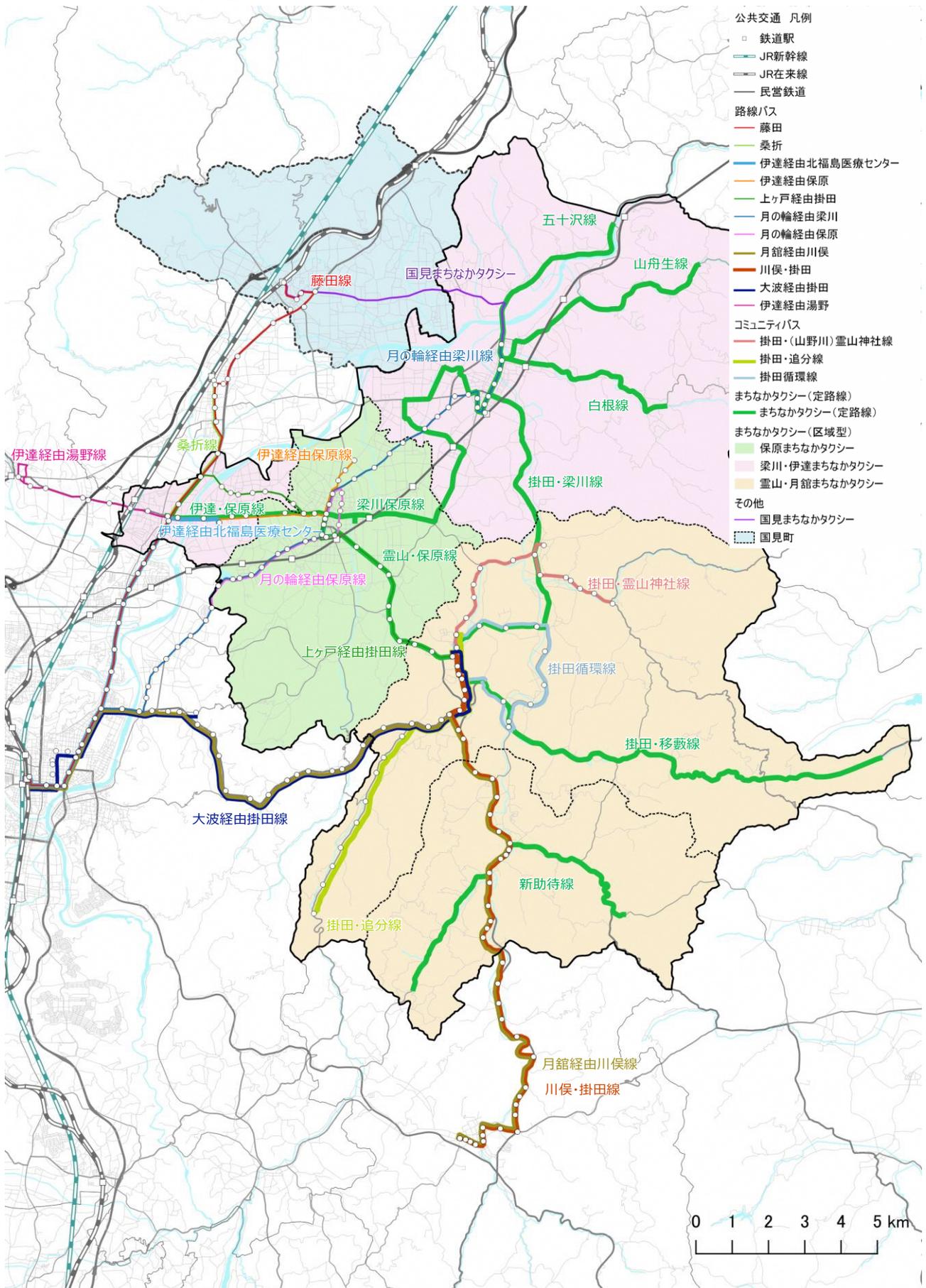


図 計画の区域

## 1 - 4 計画の期間

計画の期間は、2021 年度から 2025 年度までの 5 年間とします。

なお、事業の進捗や居住地・施設の立地状況など、計画期間中の状況の変化に応じて適宜見直しを図っていきます。

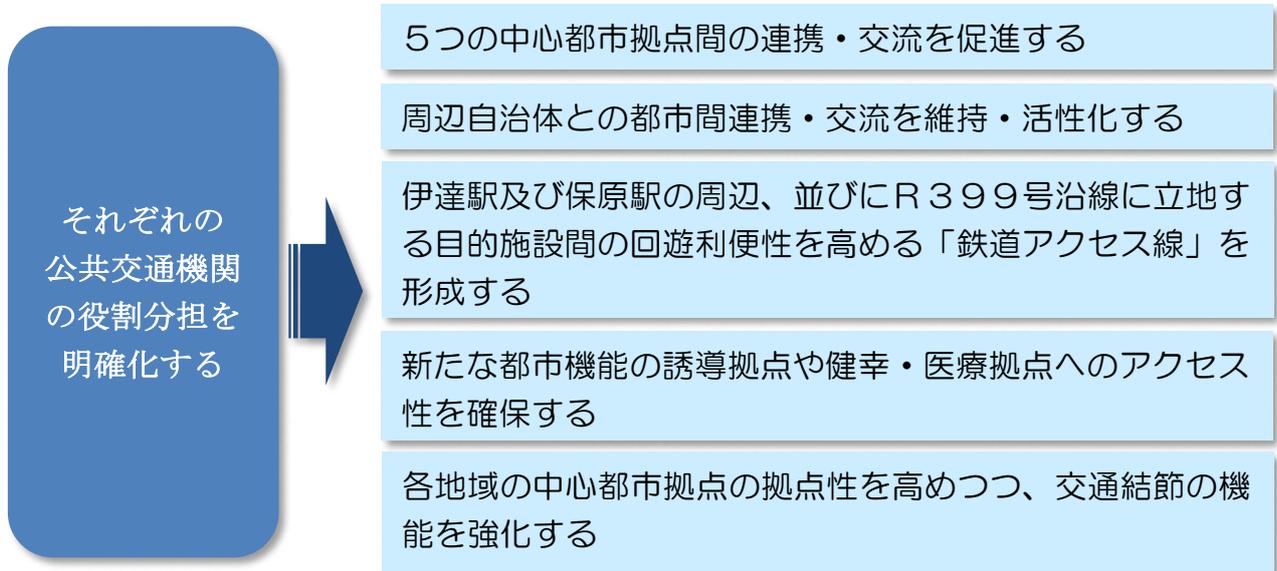
表 計画の期間

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
伊達市 第 2 次総合計画 後期基本計画	2019 年度～2022 年度				
伊達市 地域公共交通計画	2021 年度～2025 年度				
伊達市 地域公共交通利便増進実施計画	2021 年度～2025 年度				

## 2. 公共交通ネットワーク形成の基本的な考え方

### 2-1 公共交通ネットワークの階層化

市内の地域公共交通網の階層化を行い、広域的な移動を支える「広域都市間交通」、伊達・保原・梁川・霊山・月館の5地域間の移動を支える「地域間交通」、地域内の移動を支える「地域内交通」を定めて、様々な財源を活用しつつ、地域公共交通ネットワークの再構築を図り、将来にわたり持続可能な公共交通の確保を目指します。



#### ■ 拠点の設定

位置づけ	役割	対象
中心都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各地域の中心部において、人々の移動の主要目的地となる拠点</li> <li>○月館では、地域間交通、地域内交通が接続し、路線間の乗り継ぎを行う場所</li> <li>○伊達・保原・梁川・霊山では、広域都市間交通、地域間交通との乗り継ぎを行う場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伊達、保原、梁川、霊山、月館の5つの中心市街地</li> <li>&lt;交通結節点&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○JR伊達駅</li> <li>○保原駅</li> <li>○梁川駅</li> <li>○掛田駅</li> <li>○月館総合支所</li> </ul> </li> </ul>
都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商業施設や医療施設などに地域間交通や地域内交通が乗り入れることで、路線間の乗り継ぎを行う場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;健幸・医療拠点&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○北福島医療センター</li> </ul> </li> <li>&lt;新たな都市機能の誘導拠点&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○道の駅伊達の郷りょうぜん</li> <li>○大規模商業施設</li> </ul> </li> <li>&lt;交通結節点&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○保原バスセンター</li> <li>○まわらん処</li> </ul> </li> </ul>

■公共交通機関・路線の位置づけ

位置づけ		役割	対象
広域都市間交通		○市内と周辺自治体を結ぶ広域的な交流・連携を促進するため、都市間の移動を担う交通	○JR東北本線 ○阿武隈急行線 ○路線バス ○国見まちなかタクシー ○乗用タクシー
地域間交通		○5地域の中心都市拠点間の移動を担う交通。特に保原の中心都市拠点へのアクセス	○阿武隈急行線 ○路線バス ○デマンド交通(定路線) ○乗用タクシー
	鉄道アクセス線	○伊達駅及び保原駅の周辺、並びにR399号沿線に立地する目的施設への移動を担う交通 ○市内中心部の回遊性向上、及びにぎわいの創出	○JR伊達駅～北福島医療センター～保原駅～伊達市役所
地域内交通	まちなか	○まちなかエリアの一定程度の需要に対応した移動を担う交通 ○地域の中心都市拠点で地域間交通に接続することで地域を跨ぐ移動を支える交通 ○市内中心部の回遊性向上、及びにぎわいの創出	○デマンド交通(区域) ○乗用タクシー
	その他の地域	○まちなかから離れた需要の少ないエリアに面的に対応した移動を担う交通 ○地域の中心都市拠点で地域間交通に接続することで地域を跨ぐ移動を支える交通	○コミュニティバス ○デマンド交通(区域) ○乗用タクシー ○ボランティア運送 ○自家用有償運送 など

## 2-2 将来ネットワークのイメージ

### <コンセプト>

- 路線バスで「広域都市間交通」に加えて一部の「地域間交通」を担う。

### <概要>

- 広域都市間交通：JR・阿武急・路線バス・国見まちなかタクシー・乗用タクシー
- 地域間交通：阿武急（梁川⇄保原）・路線バス・デマンド交通（定路線）・乗用タクシー
  - └ 鉄道アクセス線：路線の新設
- 地域内交通：デマンド交通（区域）・乗用タクシー・ボランティア輸送など

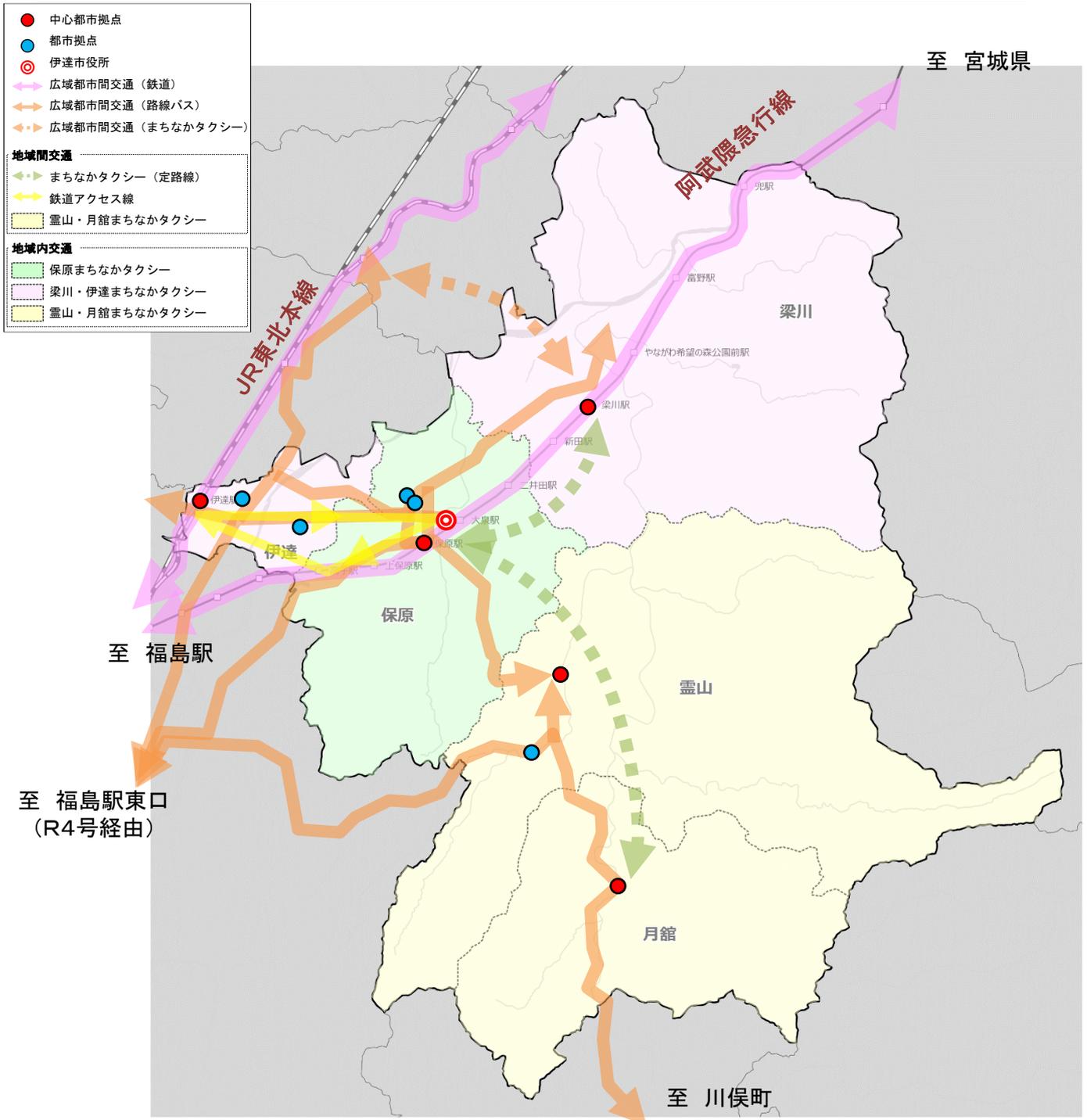


図 将来ネットワーク

### 3. 事業の内容・実施主体

#### 3-1 事業の全体像

基本目標	事業名	取り組み内容
地域内の移動を支える「地域内交通」の維持・改善	地域内交通としてのデマンド交通の再編・見直し	デマンド交通の再編
	地域内交通としてのコミュニティバスの再編・見直し	コミュニティバスの再編
地域間の交流・連携を促す「地域間交通」の維持・活性化	地域間交通としてのデマンド交通の再編・見直し	デマンド交通の再編(再掲)
多様な移動を支える「広域都市間交通」の維持・活性化	広域都市間交通としての鉄道の利用促進	阿武隈急行の利用促進
	広域都市間交通としての路線バスの再編・見直し	路線バスの再編 周辺自治体との調整・連携
賑わい創出に資する公共交通	鉄道アクセス線の導入	市内中心部の回遊性向上及びにぎわい創出に対応した新規路線の導入
		観光地へのアクセス強化
分かりやすい情報提供	分かりやすい情報提供	伊達市版公共交通マップ・時刻表の作成
		バスロケーションシステムの導入
		公共交通の普及啓発
「交通結節点」での交通需要の集約化	交通結節点の機能強化	中心拠点都市拠点及び都市拠点の整備
		接続ダイヤ等の改善
少ない需要に見合った利用しやすい新たな移動手段の導入	利用実態や需要規模に応じた移動手段の確保	住民との連携による新たな交通の導入検討
		その他の輸送資源の活用
地域全体で創り上げ・守り・育てる公共交通	関係団体と連携した公共交通の利用促進	運転免許返納者への支援制度の強化
		関係機関と連携した利用促進の強化
		車両の見直し
		伊達市版MaaS等先端技術の導入を検討

#### どの輸送資源に対して

##### <路線バス>

- 川俣・掛田線
- 月舘経由川俣線
- 伊達経由北福島医療C線
- 伊達経由保原線
- 月の輪経由梁川線
- 月の輪経由保原線

##### 鉄道アクセス線(新規)

伊達駅、北福島医療センター、保原駅、市役所  
(交通結節点・健幸医療拠点・都市機能誘導拠点をつなぐ新規の地域間バス路線)

- 大波経由掛田線
- 伊達経由湯野線
- 藤田線
- 桑折線

##### <伊達市コミュニティバス>

- 掛田・霊山神社線
- 掛田・山戸田循環線
- 掛田・追分線

##### <デマンド交通>

- デマンド交通

##### <住民との連携による新たな交通>

- 自家用有償運送、ボランティア運送(新規)など

##### <その他輸送資源>

- 病院の送迎バス
- 乗用タクシー
- スクールバス
- 福祉有償運送

## 何をするのか？

利用実態を踏まえた運行本数の適正化  
(バス事業者の生産性向上効果にも配慮)

重複区間におけるダイヤの近接性の配慮  
(なるべく一定の間隔・規則性のあるダイヤ設定の検討・・・例:等間隔運行やパターンダイヤ)

重複区間が比較的多い路線の一体的見直し(路線の集約化)

市民・交流者のよく利用する場所や大規模商業施設等へのアクセス性や市内の回遊性を向上させる

伊達駅のJR便の発着と連動したバス運行(乗り継ぎ利便性向上)

市内の移動を再整理し、利用実態を踏まえた地域内交通を運行する

運行ダイヤ・地域内運行エリアの見直しにより、市民の移動利便性の向上を図る

運賃体系の見直しを図り、エリアによる支払額の適正化(他エリアと同一の運賃水準を想定)

運行主体の一本化(≡予約窓口自体の一本化)による地域間移動時の予約のしやすさ向上を図る

地域の実情や利用者の状況に応じて既存の輸送資源と連携・補完する移動支援を行う

他部門や民間事業者と連携し、交通体系の持続性向上に向けた利用促進を実施

## 期待する効果

地域間幹線バス系統等の収支率向上

車で外出していた時間帯に公共交通でも外出が可能に

人口減少下における公共交通利用者の維持・増加

分散した移動需要に対して、効率的・効果的に輸送サービスを運用することが可能に

高齢者の身体的能力の低下をカバーした地域主体の新たな交通手段

輸送サービスに関して持続可能な財政投資が可能に

事業対象エリアにおける住民満足度の向上

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通ネットワークの再編(策)や、ダイヤ・運賃などの改善により、利便性の高い地域旅客運送サービスの提供を図る事業を「地域公共交通利便増進事業」、それ以外の事業は「関連して実施する事業」とされています。

なお、「地域公共交通利便増進事業」は、国の補助事業に該当する可能性があります。

**表 地域公共交通利便増進事業の内容と実施主体**

事業名	事業内容	実施主体	利便増進事業に該当する項目
地域内交通及び地域間交通としてのデマンド交通の再編・見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区域型において運行ダイヤを見直します。</li> <li>○中心都市拠点及び都市拠点へ接続し乗り継ぎ強化を推進します。</li> <li>○運行主体を一本化し、市内全域のデマンド交通の再編を検討します。</li> <li>○予約窓口を一本化し、予約受付から配車までの業務効率化を図ります。</li> <li>○分かりやすい料金体系を検討します。</li> <li>○定路線型については、5地域の中心都市拠点間を結ぶ移動を促進するため、地域間の移動を担う交通の再編・見直しを図ります。</li> </ul>	伊達市、伊達市商工会、保原町商工会、ほばらまちなかタクシー運行委員会、梁川・伊達まちなかタクシー運行委員会、霊山・月館まちなかタクシー運行委員会、デマンド交通運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運賃又は料金の設定</li> <li>・運行回数又は運行時刻の設定</li> </ul>
地域内交通としてのコミュニティバスの再編・見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通学利用が多いコミュニティバスについて運行形態の見直しを図ります。</li> </ul>	伊達市、路線バス運行事業者	—
広域都市間交通としての路線バスの再編・見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用の少ない路線及び区間について見直します。</li> <li>○複数の路線が重複している区間については、路線を集約し効率化を図ります。</li> <li>○中心都市拠点及び都市拠点へ接続し乗り継ぎ強化を推進します。</li> <li>○運行ダイヤを見直し、鉄道、鉄道アクセス線及び地域内交通との接続を強化します。</li> </ul>	伊達市、路線バス運行事業者、近隣市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行回数又は運行時刻の設定</li> </ul>
鉄道アクセス線の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活を送る上で主要目的地となる駅や医療機関、市役所などへのアクセス性向上を図る路線を形成します。</li> </ul>	伊達市、路線バス運行事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更</li> <li>・運行回数又は運行時刻の設定</li> </ul>
利用実態や需要規模に応じた移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民との連携による新たな交通の導入を検討します。</li> <li>○その他の輸送資源の活用を検討します。</li> </ul>	伊達市、地域住民、交通事業者、関係機関・団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更</li> </ul>

表 関連して実施する事業の内容と実施主体

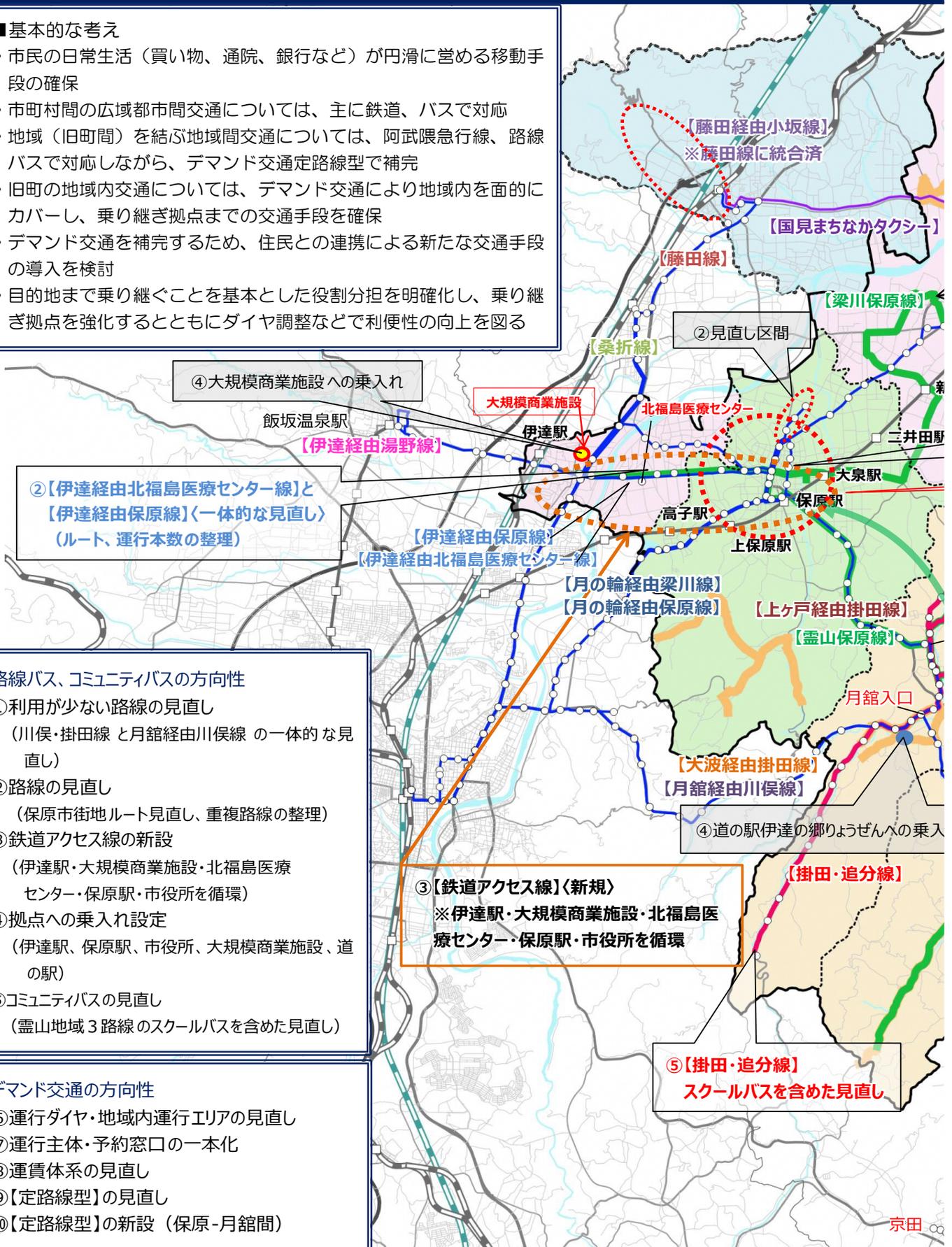
事業名	事業内容	実施主体	利便増進事業 に関連する事業
広域都市間交通 としての鉄道の利 用促進	○阿武隈急行の利用促進を推進します。	伊達市、路線バス 運行事業者、阿武 隈急行株式会社、 関係自治体	
分かりやすい情報 提供	○伊達市版公共交通マップ・時刻表を作成します。 ○バスロケーションシステムを導入します。 ○公共交通の普及啓発に努めます。	伊達市、路線バス 運行事業者、J R 東日本旅客鉄道株 式会社、阿武隈急 行株式会社、ほばら まちなかタクシー運 行委員会、梁川・ 伊達まちなかタクシ ー運行委員会、霊 山・月舘まちなかタク シー運行委員会、デ マンド交通運行事 業者、伊達市商工 会、保原町商工 会、地域住民、関 係機関・団体等	利便増進事業 と併せて行う事 業
交通結節点の機 能強化	○中心都市拠点及び都市拠点を整備します。 ○接続ダイヤ等の改善を図ります。	伊達市、路線バス 運行事業者、J R 東日本旅客鉄道株 式会社、阿武隈急 行株式会社、デマン ド交通運行事業 者、施設管理者	
関係団体と連携 した公共交通の 利用促進	○運転免許返納者への支援制度を強化します。 ○関係機関と連携した利用促進を強化します。 ○低床バスや UD タクシーの導入を働きかけます。 ○伊達市版 MaaS 等先端技術の導入を検討しま す。	伊達市、路線バス 運行事業者、デマン ド交通運行事業 者、伊達市商工 会、保原町商工 会、地域住民、関 係機関・団体等	

## 3-2 路線階層別の再編の方向性

### 伊達市内公共交通【全体図（路線バス、コミュニティバス、デマンド交通【区域・定路線】）】

#### ■基本的な考え

- ・市民の日常生活（買い物、通院、銀行など）が円滑に営める移動手段の確保
- ・市町村間の広域都市間交通については、主に鉄道、バスで対応
- ・地域（旧町間）を結ぶ地域間交通については、阿武隈急行線、路線バスで対応しながら、デマンド交通定路線型で補完
- ・旧町の地域内交通については、デマンド交通により地域内を面的にカバーし、乗り継ぎ拠点までの交通手段を確保
- ・デマンド交通を補完するため、住民との連携による新たな交通手段の導入を検討
- ・目的地まで乗り継ぐことを基本とした役割分担を明確化し、乗り継ぎ拠点を強化するとともにダイヤ調整などで利便性の向上を図る



#### 路線バス、コミュニティバスの方向性

- ① 利用が少ない路線の見直し  
(川俣・掛田線 と月の輪経由川俣線 の一体的な見直し)
- ② 路線の見直し  
(保原市街地ルート見直し、重複路線の整理)
- ③ 鉄道アクセス線の新設  
(伊達駅・大規模商業施設・北福島医療センター・保原駅・市役所を循環)
- ④ 拠点への乗入れ設定  
(伊達駅、保原駅、市役所、大規模商業施設、道の駅)
- ⑤ コミュニティバスの見直し  
(霊山地域3路線のスクールバスを含めた見直し)

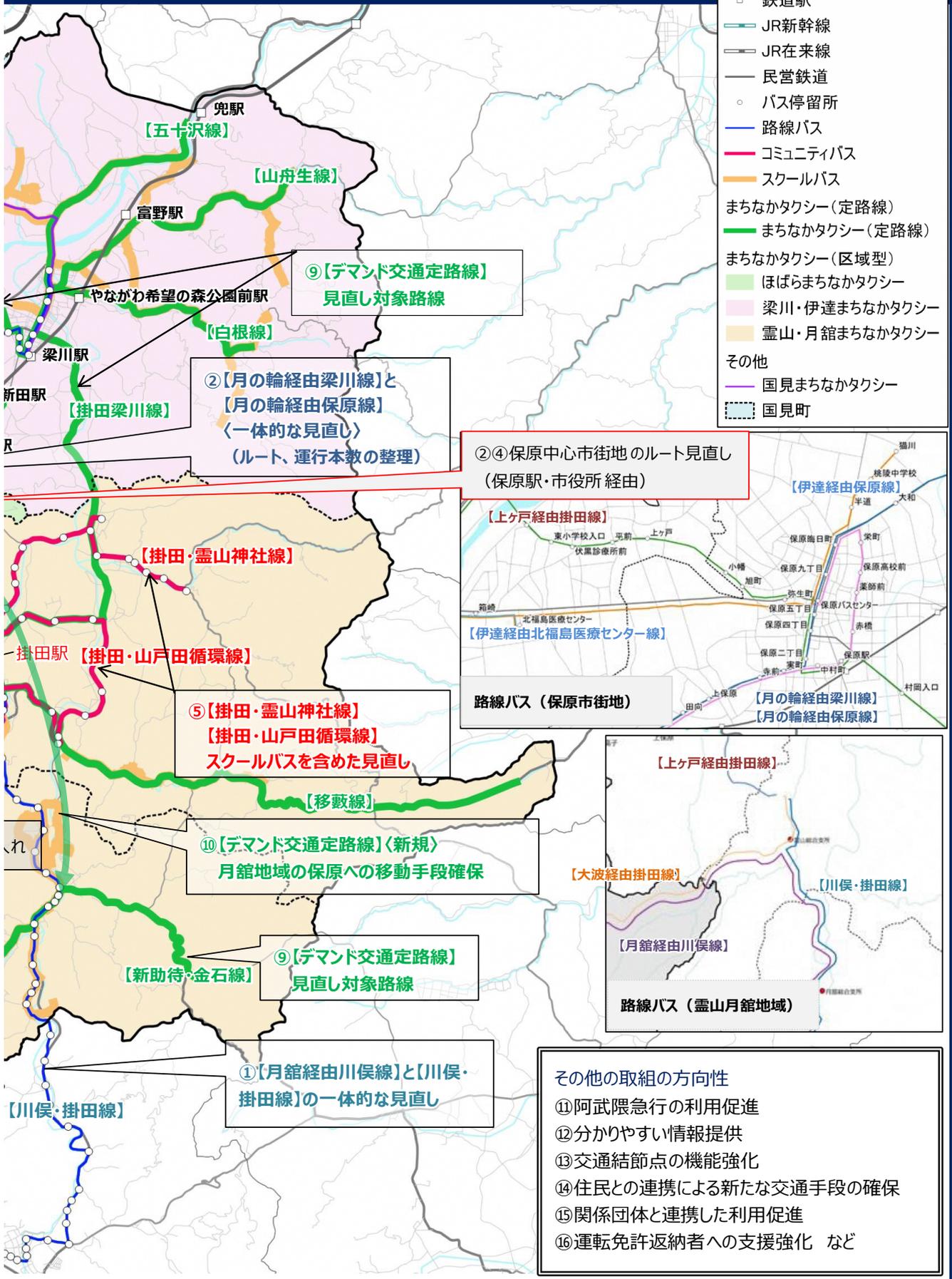
#### デマンド交通の方向性

- ⑥ 運行ダイヤ・地域内運行エリアの見直し
- ⑦ 運行主体・予約窓口の一本化
- ⑧ 運賃体系の見直し
- ⑨ 【定路線型】の見直し
- ⑩ 【定路線型】の新設 (保原-月館間)

# 】の方向性

## 公共交通 凡例

- 鉄道駅
- JR新幹線
- JR在来線
- 民営鉄道
- バス停留所
- 路線バス
- コミュニティバス
- スクールバス
- まちなかタクシー(定路線)
- まちなかタクシー(定路線)
- まちなかタクシー(区域型)
- ほばらまちなかタクシー
- 梁川・伊達まちなかタクシー
- 霊山・月館まちなかタクシー
- その他
- 国見まちなかタクシー
- 国見町



⑨【デマンド交通定路線】  
見直し対象路線

②【月の輪経由梁川線】と  
【月の輪経由保原線】  
←一体的な見直し  
(ルート、運行本数の整理)

②④保原中心市街地のルート見直し  
(保原駅・市役所 経由)

⑤【掛田・霊山神社線】  
【掛田・山戸田循環線】  
スクールバスを含めた見直し

⑩【デマンド交通定路線】(新規)  
月館地域の保原への移動手段確保

⑨【デマンド交通定路線】  
見直し対象路線

①【月館経由川俣線】と【川俣・  
掛田線】の一体的な見直し

- その他の取組の方向性
- ⑪阿武隈急行の利用促進
  - ⑫分かりやすい情報提供
  - ⑬交通結節点の機能強化
  - ⑭住民との連携による新たな交通手段の確保
  - ⑮関係団体と連携した利用促進
  - ⑯運転免許返納者への支援強化 など

【現在の伊達市地域公共交通網】

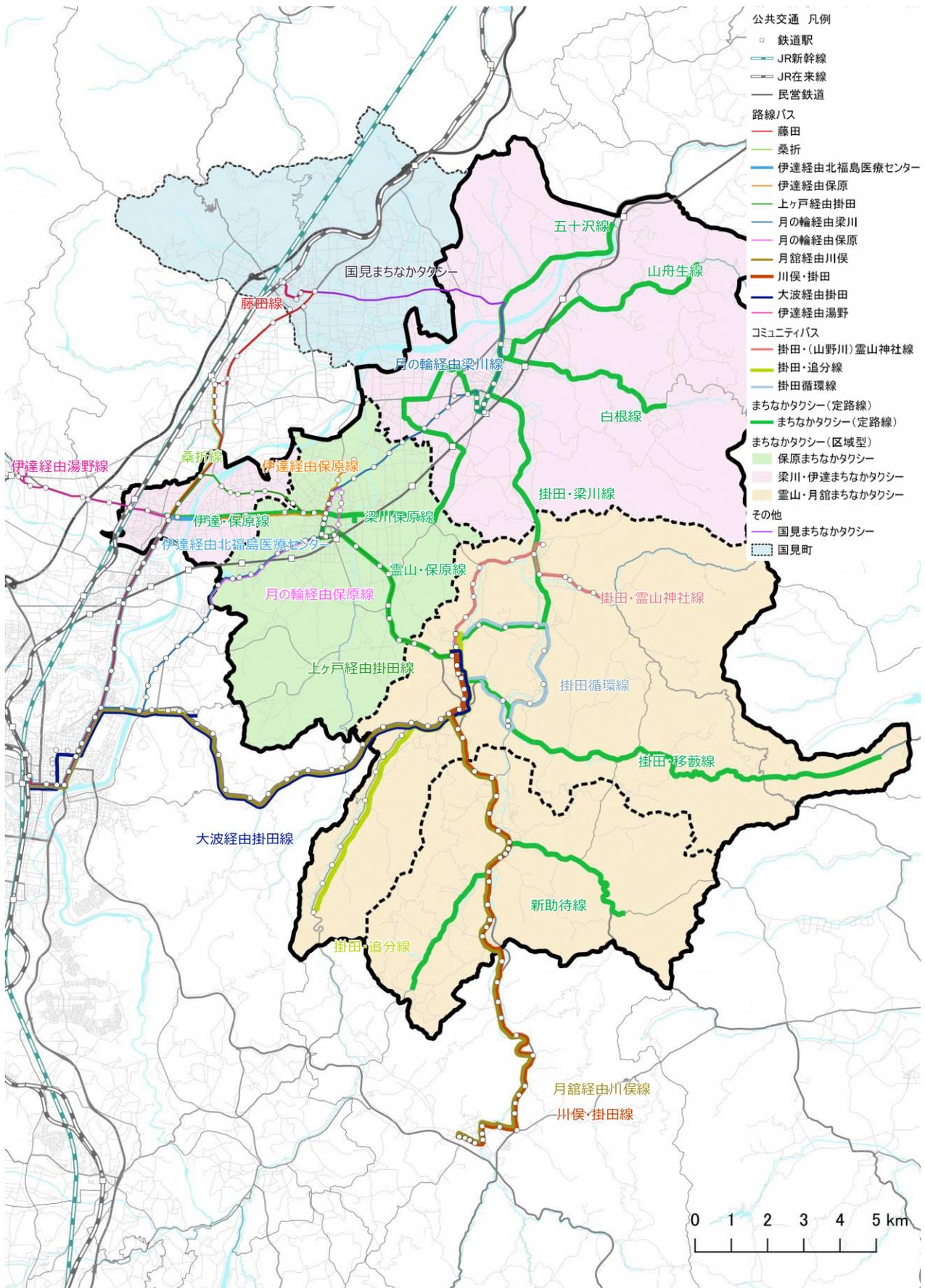


図 地域公共交通網 (現在)

【2025年の伊達市地域公共交通網】

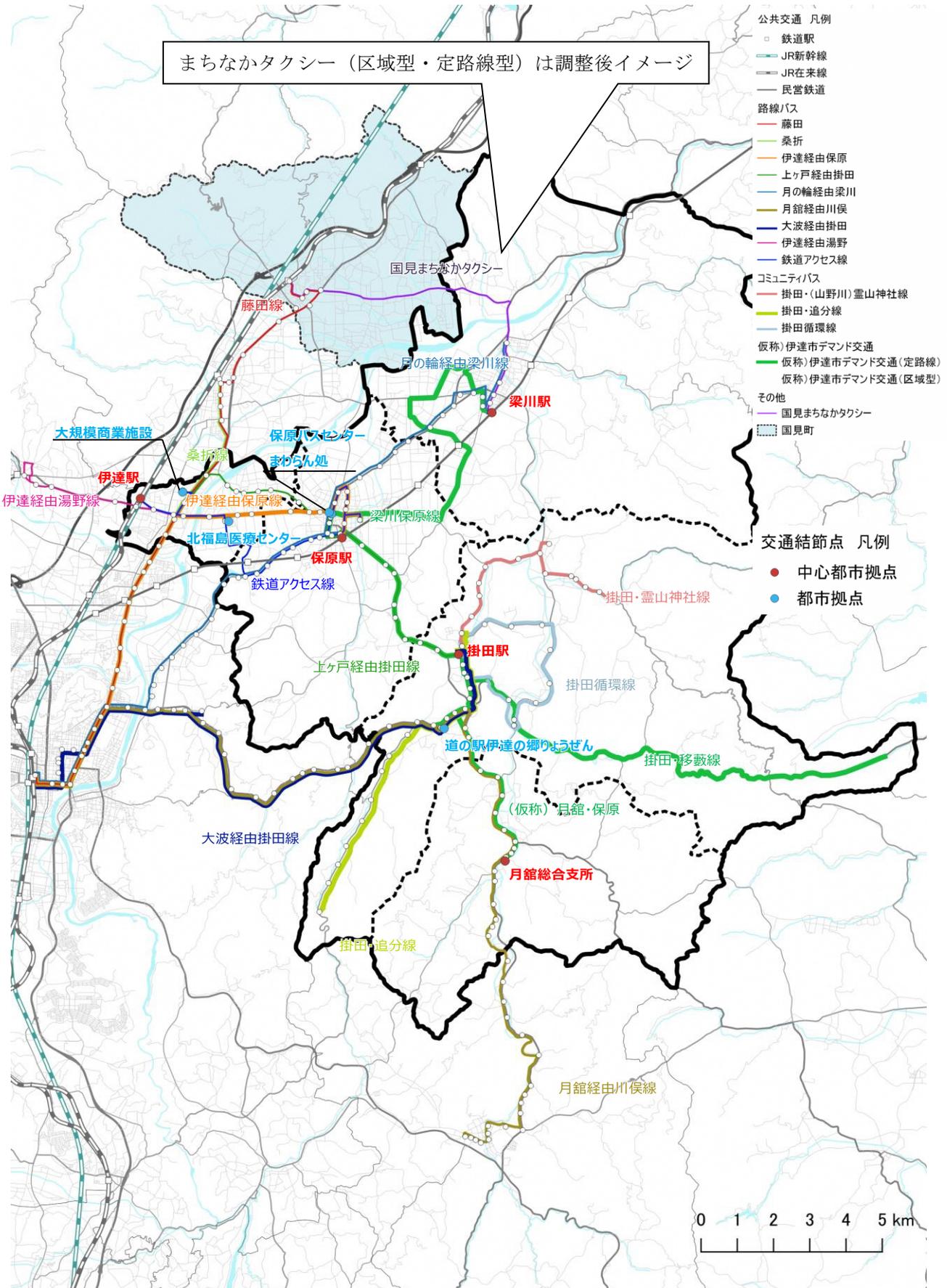


図 地域公共交通網（2025年）

## 4. 地域公共交通利便増進事業

### 4-1 地域内交通及び地域間交通としてのデマンド交通の再編・見直し

利便性が高く、使いやすいデマンド交通への再編・見直しを図ります。区域型及び定路線型があり、運行主体が3つある状況を踏まえ、利用しやすい運行方法を検討します。

#### (1) 区域型の再編

##### 1) 運行ダイヤの見直し

- ・朝の通院時間について利用需要を把握し、運行ダイヤを検討します。
- ・昼間時間帯の利便性向上のため、梁川・伊達地域まちなかタクシー及び霊山・月舘まちなかタクシーにおける12:00～12:30（まちなか行き及び方部行き）の追加について検討します。

表 ほばらまちなかタクシー時刻表

西部、東部、南部、北部	
まちなか行き	方部行き
朝の通院対応の時間	
8:30	
9:30	10:00
10:30	11:00
11:30	12:00
12:30	13:00
14:00	14:30
15:00	15:30
16:00	16:30

表 梁川・伊達地域まちなかタクシー時刻表

梁川地域		伊達地域	
西部、東部、南部、北部エリア		まちなかエリア	伊達まちなかエリア
まちなか行き	方部行き	発車時間	発車時間
朝の通院対応の時間			
8:30		8:30～11:30 (30分間隔)	8:30～11:30 (30分間隔)
9:30	10:00		
10:30	11:00		
11:30		13:00～16:00 (30分間隔)	13:00～16:00 (30分間隔)
	13:00		
13:30	14:00		
14:30	15:00		
15:30	16:00		

表 霊山・月館まちなかタクシー時刻表

霊山地域		月館地域	
東部、西部、北部		月館エリア	
まちなか行き	方部行き	便	発車時間
朝の通院対応の時間			
8:30		1 便	8:30
9:30	10:00	2 便	9:30
10:30	11:00	3 便	10:30
11:30		4 便	11:30
	13:00	5 便	13:00
13:30	14:00	6 便	14:00
14:30	15:00	7 便	15:00
15:30	16:00	8 便	16:00

## (2) 定路線型の再編

### 1) 広域路線バスの見直しなど合わせた定路線型の見直し

- ・利用が少ない伊達・保原線、掛田・梁川線、五十沢線、山舟生線、白根線、新助待線については、広域路線バスの見直しや利用者の状況を見ながら廃止し、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通へ転換することを検討します。

### 2) 保原⇔月館間を結ぶ移動手段の確保

- ・霊山・保原線については、路線バスを補完し、月館地域の地域間交通を強化するため、月館地域まで延伸した（仮称）月館・保原線として実証的に運行し、利用状況を踏まえ運行時間・本数・運賃等を検討します。

### 3) 移敷線における運行ダイヤの見直し

- ・移敷線においては、大波経由掛田線と円滑に乗り継ぎ出来るように朝の時間帯を見直します。

表 移敷線の再編前後ダイヤ

移敷線		大波経由掛田線	
		掛田駅着	待ち時間
第1便	現状	6:53	—
	再編後	6:50	0:02
第2便	現状	7:45	—
	再編後	7:40	0:05

### (3) 中心都市拠点及び都市拠点へ接続

- ・デマンド交通同士や他の公共交通機関と乗り継ぎを行う場所として中心都市拠点及び都市拠点を設定します。
- ・中心都市拠点及び都市拠点へ接続し、乗り継ぎ強化を図ります。

表 デマンド交通と鉄道・路線バスとの交通結節点

対象 路線		ほばらまちなか タクシー	梁川・伊達地域まちなか タクシー		霊山・月舘まちなか タクシー	
		区域型	区域型	定路線型	区域型	定路線型
交通 結節点	中心 都市 拠点	保原駅	伊達駅、梁川駅		掛田駅前、月舘総合支所	
	都市 拠点	バスセンター まわらん処	大規模商業施設 北福島医療センター		道の駅伊達の郷りょうぜん	



図 交通結節点における中心都市拠点及び都市拠点への接続イメージ

## (4) 運営体制の見直し

### 1) 運行主体の一本化

#### ① 運行主体の統合

- ・市内全域のデマンド交通に関する運行内容を検討するため、現在2商工会が担っている運行主体に関して、統合した新たな運行主体を定め、利用しやすい運行方法を検討します。
- ・新しい運行主体は、事務局業務及び運行委員会の開催、市内全体のデマンド交通に係る運行計画策定、申請手続き、利用促進などを担います。
- ・行政は、運行主体の取り組みに対して積極的に支援をします。

例) 利用者ニーズや地域課題把握のための調査、運行経費の補助、関係者調整、具体的な運行計画に係る助言など

#### ② 事務局業務（庶務）の統合

- ・2商工会が担う事務局業務（庶務）の統合を図ります。
- ・保原町商工会及び伊達市商工会が所有する運行に関する情報をデータ化し集約します。

#### ③ 運行委員会の運営

- ・3運行委員会を1つに統合し（仮称）伊達市デマンド交通運行委員会を設置します。
- ・運行委員会には、行政・交通事業者、関係者の他の利用者をはじめとした地域住民も構成に加え、運行計画の改善や利用促進を検討します。

表 運行主体の形態

運行主体	(仮称)伊達市デマンド交通運行委員会
運行目的	○日常生活における交通不便者や来訪者の足の確保・維持を図る。
役割	○デマンド交通に関する事務局(庶務)や問い合わせ窓口を担う。 ○高齢化社会におけるデマンド交通を効果的、且つ効率的に運行するために運行委員会を設置・開催し、運行計画を見直す。
委員会の任務	実施計画を策定し、これに基づき事業を実施する。
構成委員	地方公共団体の職員、商工会の役員、関係機関の代表者、交通事業者、専門家、利用者
事務局(庶務)	構成委員の中から選出又は運行主体からの委託団体
報告事項	○事業報告(利用者推移、収支状況等)
検討事項	○運行形態に関する事項(運行エリア、運行日、運行時間、車両サイズ・台数、予約システムに必要な機能、運行経費、運賃等) ○周知に関する事項(地域住民への周知、掲示物の見直し等) ○運行面の課題把握(運行事業者との調整、運行事業者が困っている点の把握) ○連絡体制、交通事業者との役割分担、責任の所在
開催時期	必要に応じて開催する。(年に数回程度開催)

## 2) 予約窓口の一本化

### ① 予約情報の共有

- ・予約受付方法を統一し、同じ入力フォームを活用し電話・メール・FAX等で共有します。  
(例：登録者氏名、お住まい、乗降場所、利用する便、備考 等)

### ② 予約窓口の一本化

- ・予約窓口を一本化し地域間を跨いで移動する際の予約のしやすさ向上を図ります。
- ・予約システムの導入について検討します。(タクシー会社の配車システムの活用、新規予約システムの導入)
- ・予約システム導入後にデータを移管し、運用します。

### ③ 当日予約受付の見直し

- ・当日予約受付時間について、見直しを検討します。

表 予約受付状況 (現状)

	ほばらまちなか タクシー	梁川・伊達地域まちなか タクシー	霊山・月館まちなか タクシー
前日までの予約	—	第2便までは前日の午後5時まで	第1便までは前日の午後4時まで
当日予約	利用予定出発時刻の <u>20分前</u> まで	第3便以降は利用予定出発時刻の1時間前まで	第2便は当日50分前までその他の便は出発予定時刻の <u>1時間前</u> まで

## 3) 運賃体系の見直し

- ・乗車回数により運賃が増額する運賃体系を見直し、隣接するエリア間の運賃を廃止し同一運賃への変更を検討します。
- ・市内全域で同じ考えに基づく、公平な料金体系への変更を検討します。

表 各地域における運賃の比較 (現状)

地域	市街地のみ (区域運行)	エリア内 (区域運行)	エリア内 (定路線)	エリア→市街地 (区域運行)	エリア同士 (区域運行)	地域を跨ぐ移動 (区域運行)	地域を跨ぐ移動 (定路線)
保原	200円	300円	—	300円	600円	—	500円
伊達	300円	300円	—	—	—	—	※伊達⇄保原
梁川	300円	500円	300円	500円	1,000円	—	400円 ※梁川⇄保原
霊山	300円	500円	200円	500円	700円	500円 ※月館→霊山	600円 ※梁川⇄霊山
月館		500円	200円				500円 ※霊山⇄保原

① ほばらまちなかタクシー（区域型）		地域内交通
再編の内容	<p>○朝の通院時間について利用需要を把握し、運行ダイヤを検討します。</p> <p>○中心都市拠点及び都市拠点へ接続し、乗り継ぎ強化を図ります。</p> <p>○市内全域で同じ考えに基づく、公平な料金体系への変更を検討します。</p>	
運行事業者	有限会社丸和保原タクシー、新達交通株式会社	
運行主体	○今後協議・検討する。	
事業形態	道路運送法第4条許可 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）	
運行日	月曜日～金曜日・土日祝日は運休	
使用車両	○運行委員会で今後協議・検討する。	
運行区域 （町字名等）	保原地域内全域	
運送の区間	待合乗降場所⇔目的乗降場所	
運行方法	<p>予約型乗合交通</p> <p>予約により待合乗降場所(ミーティングポイント)と目的乗降場所間の運行とし、予約された待合乗降場所(ミーティングポイント)及び目的乗降場所以外での乗降はできないものとする。</p>	
待合乗降場所 （ミーティングポイント）	運行区域内の自宅等	
広域都市間交通等への乗り継ぎ乗降場所	保原駅、まわらん処、保原バスセンター	
運賃	○運行委員会で今後協議・検討する。	
利用方法	○運行委員会で今後協議・検討する。	

【運行回数】

便名		出発地	出発時刻	到着時刻	到着地
朝の通院実態に合わせたダイヤの検討					
第 1 便	まちなか行き	待合乗降場所	8:30	9:00	目的乗降場所
第 2 便	まちなか行き	待合乗降場所	9:30	10:00	目的乗降場所
第 3 便	方部行き	目的乗降場所	10:00	10:30	待合乗降場所
第 4 便	まちなか行き	待合乗降場所	10:30	11:00	目的乗降場所
第 5 便	方部行き	目的乗降場所	11:00	11:30	待合乗降場所
第 6 便	まちなか行き	待合乗降場所	11:30	12:00	目的乗降場所
第 7 便	方部行き	目的乗降場所	12:00	12:30	待合乗降場所
第 8 便	まちなか行き	待合乗降場所	12:30	13:00	目的乗降場所
第 9 便	方部行き	目的乗降場所	13:00	13:30	待合乗降場所
第 10 便	まちなか行き	待合乗降場所	14:00	14:30	目的乗降場所
第 11 便	方部行き	目的乗降場所	14:30	15:00	待合乗降場所
第 12 便	まちなか行き	待合乗降場所	15:00	15:30	目的乗降場所
第 13 便	方部行き	目的乗降場所	15:30	16:00	待合乗降場所
第 14 便	まちなか行き	待合乗降場所	16:00	16:30	目的乗降場所
第 15 便	方部行き	目的乗降場所	16:30	17:00	待合乗降場所

② 梁川・伊達地域まちなかタクシー（区域型）		地域内交通
再編の内容	<p>○朝の通院時間について利用需要を把握し、運行ダイヤを検討します。</p> <p>○昼間時間帯におけるまちなか行きと方部行きの運行ダイヤを検討します。</p> <p>○中心都市拠点及び都市拠点へ接続し、乗り継ぎ強化を図ります。</p> <p>○市内全域で同じ考えに基づく、公平な料金体系への変更を検討します。</p>	
運行事業者	有限会社梁川タクシー、福島県北交通株式会社、有限会社ふくしま中央交通	
運行主体	○今後協議・検討する。	
事業形態	道路運送法第4条許可 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）	
運行日	月曜日～金曜日・土日祝日は運休	
使用車両	○運行委員会で今後協議・検討する。	
運行区域 （町字名等）	伊達地域、梁川地域内全域	
運送の区間	待合乗降場所⇔目的乗降場所	
運行方法	<p>予約型乗合交通</p> <p>予約により待合乗降場所(ミーティングポイント)と目的乗降場所間の運行とし、予約された待合乗降場所(ミーティングポイント)及び目的乗降場所以外での乗降はできないものとする。</p>	
待合乗降場所 （ミーティングポイント）	運行区域内の自宅等	
広域都市間交通等への乗り継ぎ乗降場所	梁川駅、伊達駅、大規模商業施設、北福島医療センター	
運賃	○運行委員会で今後協議・検討する。	
利用方法	○運行委員会で今後協議・検討する。	

【運行回数】

便名	出発地	出発時刻	到着時刻	到着地	
朝の通院実態に合わせたダイヤの検討					
第1便	まちなか行き	待合乗降場所	8:30	9:00	目的乗降場所
第2便	まちなか行き	待合乗降場所	9:30	10:00	目的乗降場所
第3便	方部行き	目的乗降場所	10:00	10:30	待合乗降場所
第4便	まちなか行き	待合乗降場所	10:30	11:00	目的乗降場所
第5便	方部行き	目的乗降場所	11:00	11:30	待合乗降場所
第6便	まちなか行き	待合乗降場所	11:30	12:00	目的乗降場所
昼間時間帯の検討					
第7便	方部行き	目的乗降場所	13:00	13:30	待合乗降場所
第8便	まちなか行き	待合乗降場所	13:30	14:00	目的乗降場所
第9便	方部行き	目的乗降場所	14:00	14:30	待合乗降場所
第10便	まちなか行き	待合乗降場所	14:30	15:00	目的乗降場所
第11便	方部行き	目的乗降場所	15:00	15:30	待合乗降場所
第12便	まちなか行き	待合乗降場所	15:30	16:00	目的乗降場所
第13便	方部行き	目的乗降場所	16:00	16:30	待合乗降場所

③ 霊山・月舘地域まちなかタクシー（区域型）		地域内交通
再編の内容	<p>○朝の通院時間について利用需要を把握し、運行ダイヤを検討します。</p> <p>○昼間時間帯におけるまちなか行きと方部行きの運行ダイヤを検討します。</p> <p>○中心都市拠点及び都市拠点へ接続し、乗り継ぎ強化を図ります。</p> <p>○市内全域で同じ考えに基づく、公平な料金体系への変更を検討します。</p>	
運行事業者	有限会社丸和保原タクシー、有限会社月舘観光	
運行主体	○今後協議・検討する。	
事業形態	道路運送法第4条許可 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）	
運行日	月曜日～金曜日・土日祝日は運休	
使用車両	○運行委員会で今後協議・検討する。	
運行区域 （町字名等）	霊山地域、月舘地域内全域	
運送の区間	待合乗降場所⇔目的乗降場所	
運行方法	<p>予約型乗合交通</p> <p>予約により待合乗降場所(ミーティングポイント)と目的乗降場所間の運行とし、予約された待合乗降場所(ミーティングポイント)及び目的乗降場所以外での乗降はできないものとする。</p>	
待合乗降場所 （ミーティングポイント）	運行区域内の自宅等	
広域都市間交通 等への乗り継ぎ 乗降場所	掛田駅、月舘総合支所、道の駅伊達の郷りょうぜん	
運賃	○運行委員会で今後協議・検討する。	
利用方法	○運行委員会で今後協議・検討する。	

【運行回数】 ※霊山地域

便名		出発地	出発時刻	到着時刻	到着地
朝の通院実態に合わせたダイヤの検討					
第 1 便	まちなか行き	待合乗降場所	8:30	9:00	目的乗降場所
第 2 便	まちなか行き	待合乗降場所	9:30	10:00	目的乗降場所
第 3 便	方部行き	目的乗降場所	10:00	10:30	待合乗降場所
第 4 便	まちなか行き	待合乗降場所	10:30	11:00	目的乗降場所
第 5 便	方部行き	目的乗降場所	11:00	11:30	待合乗降場所
第 6 便	まちなか行き	待合乗降場所	11:30	12:00	目的乗降場所
昼間時間帯の検討					
第 7 便	方部行き	目的乗降場所	13:00	13:30	待合乗降場所
第 8 便	まちなか行き	待合乗降場所	13:30	14:00	目的乗降場所
第 9 便	方部行き	目的乗降場所	14:00	14:30	待合乗降場所
第 10 便	まちなか行き	待合乗降場所	14:30	15:00	目的乗降場所
第 11 便	方部行き	目的乗降場所	15:00	15:30	待合乗降場所
第 12 便	まちなか行き	待合乗降場所	15:30	16:00	目的乗降場所
第 13 便	方部行き	目的乗降場所	16:00	16:30	待合乗降場所

【運行回数】 ※月舘地域

便名		出発地	出発時刻	到着時刻	到着地
朝の通院実態に合わせたダイヤの検討					
第 1 便	まちなか行き	待合乗降場所	8:30	9:00	目的乗降場所
第 2 便	まちなか行き	待合乗降場所	9:30	10:00	目的乗降場所
第 3 便	方部行き	目的乗降場所	10:00	10:30	待合乗降場所
第 4 便	まちなか行き	待合乗降場所	10:30	11:00	目的乗降場所
第 5 便	方部行き	目的乗降場所	11:00	11:30	待合乗降場所
第 6 便	まちなか行き	待合乗降場所	11:30	12:00	目的乗降場所
昼間時間帯の検討					
第 7 便	方部行き	目的乗降場所	13:00	13:30	待合乗降場所
第 8 便	まちなか行き	待合乗降場所	13:30	14:00	目的乗降場所
第 9 便	方部行き	目的乗降場所	14:00	14:30	待合乗降場所
第 10 便	まちなか行き	待合乗降場所	14:30	15:00	目的乗降場所
第 11 便	方部行き	目的乗降場所	15:00	15:30	待合乗降場所
第 12 便	まちなか行き	待合乗降場所	15:30	16:00	目的乗降場所
第 13 便	方部行き	目的乗降場所	16:00	16:30	待合乗降場所

① 梁川・伊達地域まちなかタクシー（定路線型） 梁川保原線（定路線型）		地域間交通
再編の内容	○中心都市拠点及び都市拠点へ接続し、乗り継ぎ強化を図ります。 ○市内全域で同じ考えに基づく、公平な料金体系への変更を検討します。	
運行事業者	有限会社梁川タクシー、福島県北交通株式会社	
運行主体	○今後協議・検討する。	
事業形態	道路運送法第4条許可 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）	
運行日	月曜日～金曜日・土日祝日は運休	
使用車両	○運行委員会で今後協議・検討する。	
運行区域 （町字名等）	梁川地域の一部、保原地域の一部	
運送の区間	待合乗降場所⇔目的乗降場所	
運行方法	予約型乗合交通 予約により待合乗降場所(ミーティングポイント)と目的乗降場所間の運行とし、予約された待合乗降場所(ミーティングポイント)及び目的乗降場所以外での乗降はできないものとする。	
待合乗降場所 （ミーティングポイント）	指定乗降場所	
広域都市間交通 等への乗り継ぎ 乗降場所	梁川駅	
運賃	○運行委員会で今後協議・検討する。	
利用方法	○運行委員会で今後協議・検討する。	
運行回数	○運行委員会で今後協議・検討する。	

② 霊山・月舘地域まちなかタクシー（定路線型） 掛田・移藪線（定路線型）		地域間交通
再編の内容	○大波経由掛田線と円滑に乗り継ぎ出来るように朝の時間帯を見直します。 ○中心都市拠点及び都市拠点へ接続し、乗り継ぎ強化を図ります。 ○市内全域で同じ考えに基づく、公平な料金体系への変更を検討します。	
運行事業者	有限会社丸和保原タクシー、有限会社月舘観光	
運行主体	○今後協議・検討する。	
事業形態	道路運送法第4条許可 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）	
運行日	月曜日～金曜日・土日祝日は運休	
使用車両	○運行委員会で今後協議・検討する。	
運行区域 （町字名等）	霊山地域の一部	
運送の区間	待合乗降場所⇔目的乗降場所	
運行方法	予約型乗合交通 予約により待合乗降場所（ミーティングポイント）と目的乗降場所間の運行とし、予約された待合乗降場所（ミーティングポイント）及び目的乗降場所以外での乗降はできないものとする。	
待合乗降場所 （ミーティングポイント）	指定乗降場所	
広域都市間交通 等への乗り継ぎ 乗降場所	掛田駅	
運賃	○運行委員会で今後協議・検討する。	
利用方法	○運行委員会で今後協議・検討する。	
運行回数	○運行委員会で今後協議・検討する。	

③ 霊山・月舘地域まちなかタクシー（定路線型） （仮称）月舘・保原線（定路線型）		地域間交通
再編の内容	<p>○霊山・保原線については、路線バスを補完し、月舘地域の地域間交通を強化するため、月舘地域まで延伸した（仮称）月舘・保原線として実証的に運行し、利用状況を踏まえ適宜見直します。</p> <p>○中心都市拠点及び都市拠点へ接続し、乗り継ぎ強化を図ります。</p>	
運行事業者	有限会社丸和保原タクシー、有限会社月舘観光	
運行主体	○今後協議・検討する。	
事業形態	道路運送法第4条許可 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）	
運行日	月曜日～金曜日・土日祝日は運休	
使用車両	○運行委員会で今後協議・検討する。	
運行区域 （町字名等）	月舘地域内の一部、保原地域の一部	
運送の区間	待合乗降場所⇔目的乗降場所	
運行方法	<p>予約型乗合交通</p> <p>予約により待合乗降場所(ミーティングポイント)と目的乗降場所間の運行とし、予約された待合乗降場所(ミーティングポイント)及び目的乗降場所以外での乗降はできないものとする。</p> <p>また、掛田駅から保原駅間は路線バスと重複区間のためクローズドアとします。</p>	
待合乗降場所 （ミーティングポイント）	指定乗降場所	
広域都市間交通 等への乗り継ぎ 乗降場所	月舘総合支所、保原駅	
運賃	○運行委員会で今後協議・検討する。	
利用方法	○運行委員会で今後協議・検討する。	
運行回数	○運行委員会で今後協議・検討する。	

【運行図】

■再編前

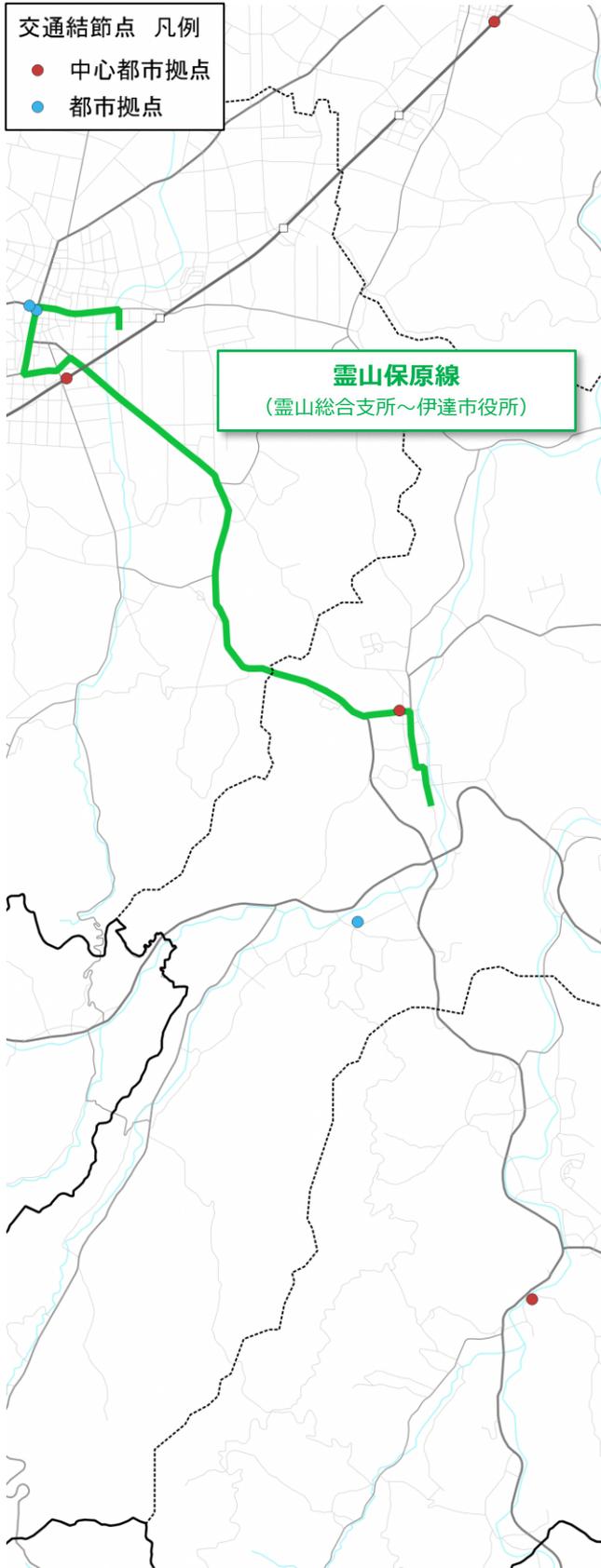
■再編後イメージ

交通結節点 凡例

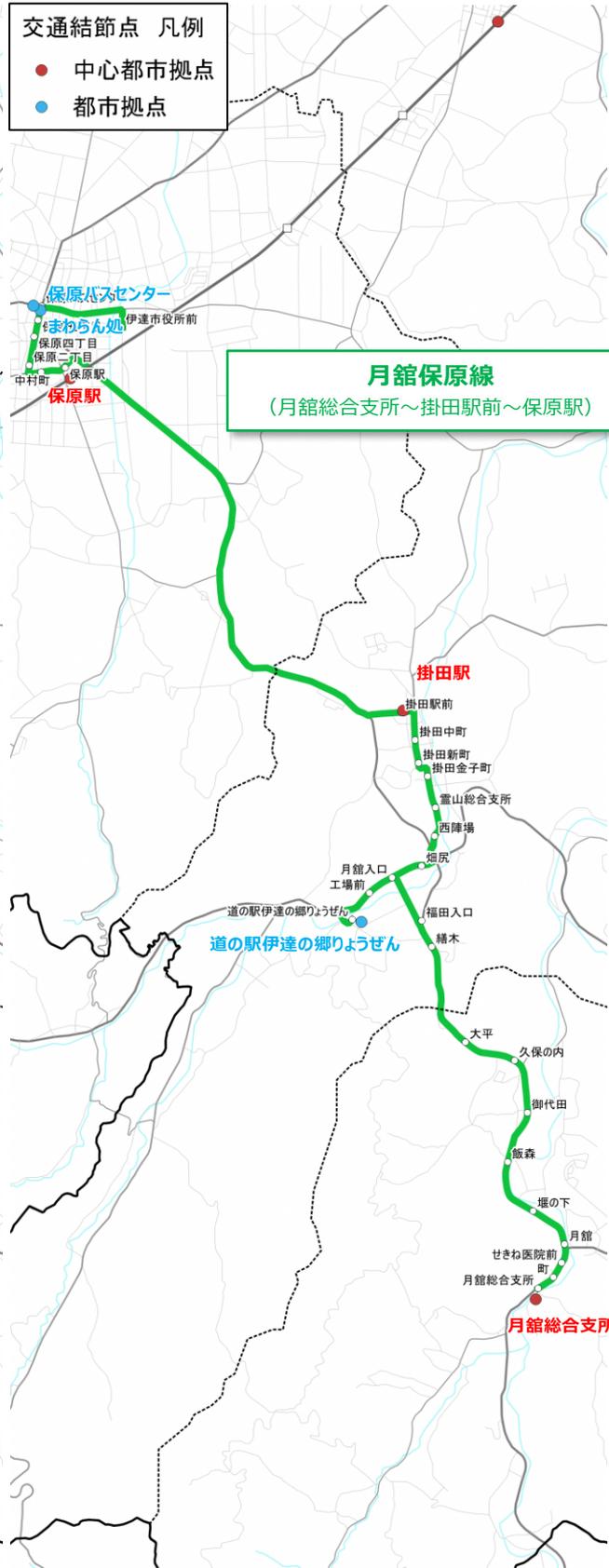
- 中心都市拠点
- 都市拠点

交通結節点 凡例

- 中心都市拠点
- 都市拠点

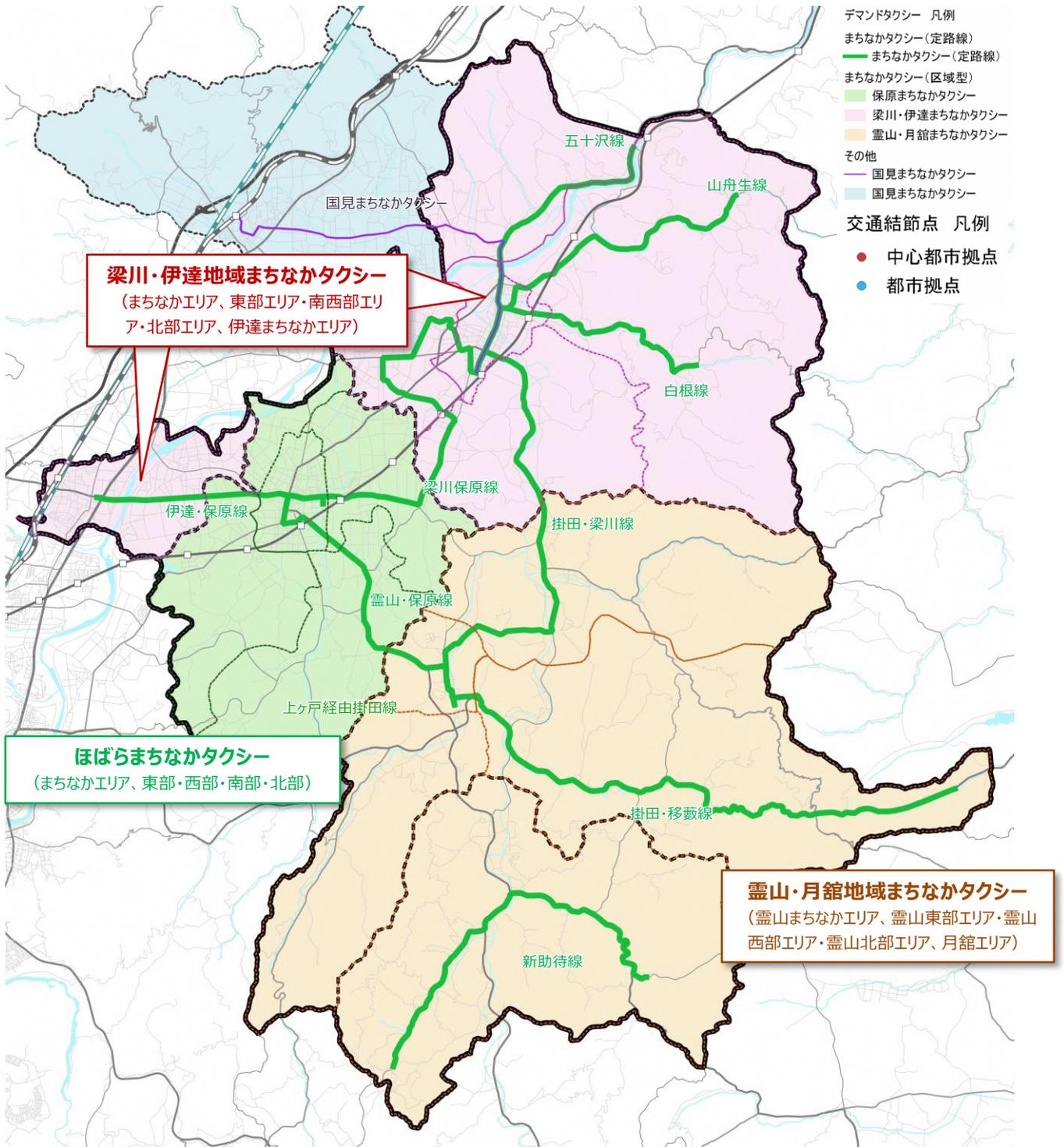


**霊山保原線**  
(霊山総合支所～伊達市役所)

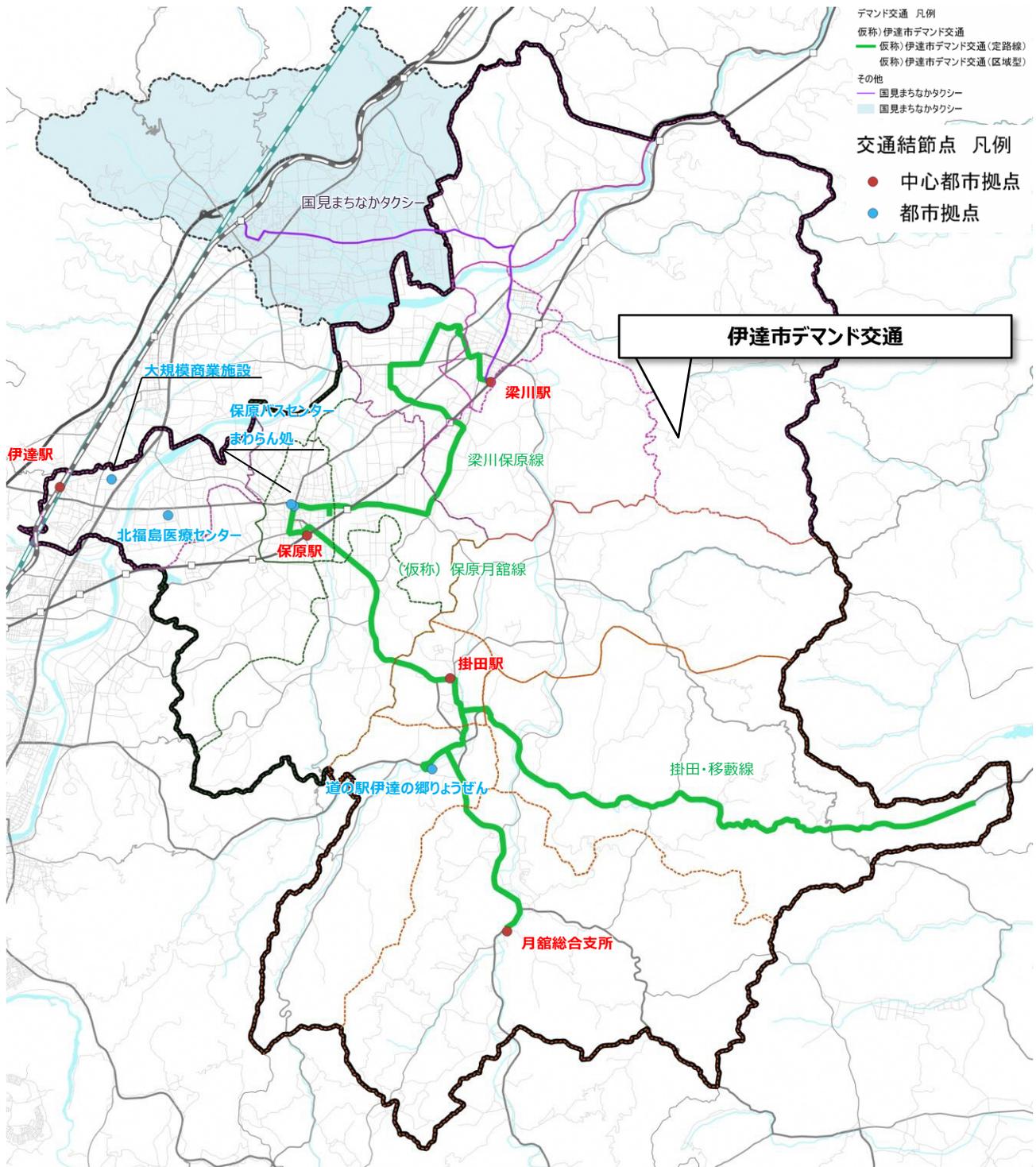


**月館保原線**  
(月館総合支所～掛田駅前～保原駅)

【現在のデマンド交通】



【再編後のデマンド交通イメージ】



## 4-2 地域内交通としてのコミュニティバスの再編・見直し

通学利用が多いコミュニティバスについて運行形態の見直しを図ります。

### 1) コミュニティバスの再編

- ・コミュニティバス3路線の利用実態を把握します。
- ・現状の運行内容とスクールバスにした場合の運行経費を比較し、運行形態を検討します。
- ・利用実態を踏まえ、庁内関係課や交通事業者と協議・調整します。

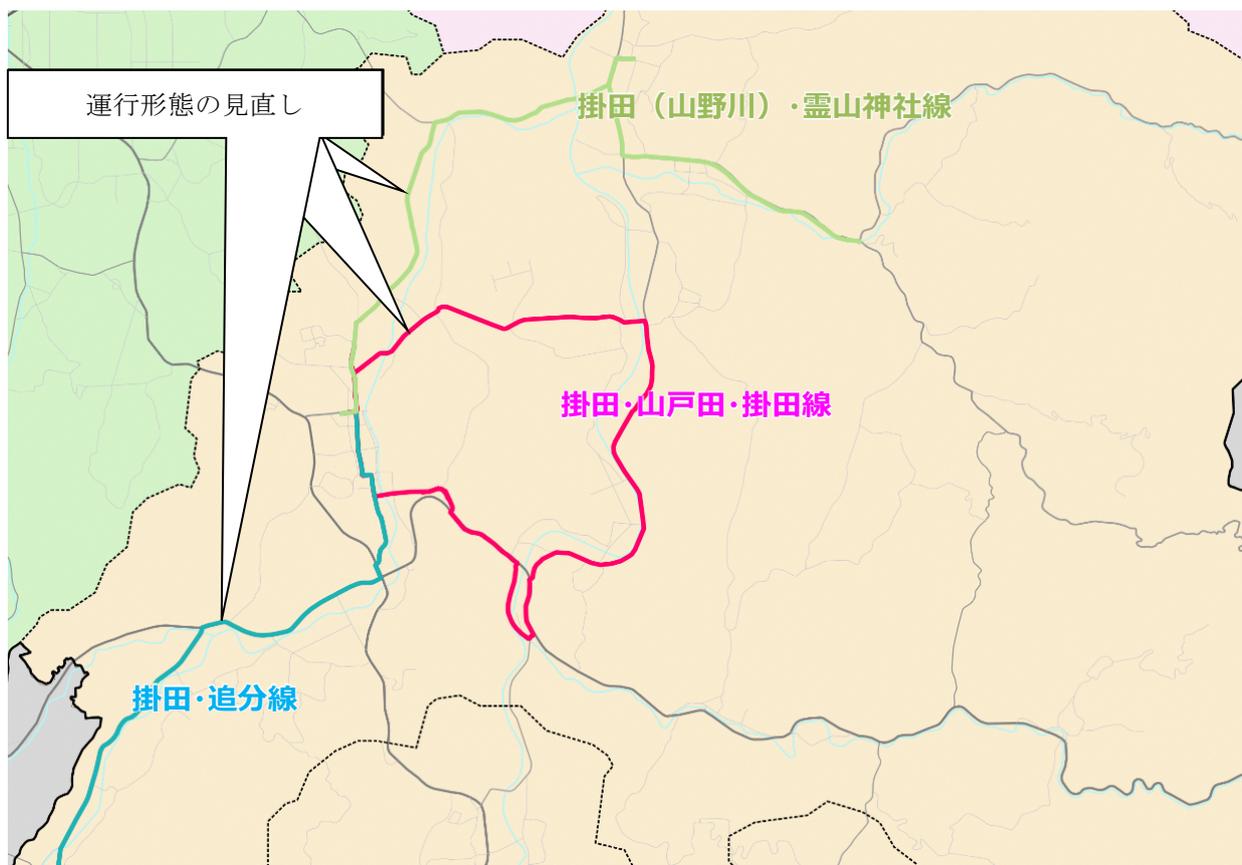


図 掛田(山野川)・霊山神社線、掛田・山戸田・掛田線、掛田・追分線

## 4-3 広域都市間交通としての路線バスの再編・見直し

市内と周辺自治体を結ぶ広域的な交流・連携を促進するため、路線バスの再編・見直しを図ります。

なお、近隣自治体と協議・調整の上、路線の内容を決定していきます。

### 1) 利用の少ない路線・区間の見直し

- ・伊達経由保原線の「猫川」～「半道」間は利用が少ないため廃止し、デマンド交通への転換を促します。

### 2) 路線バスの重複区間の見直し

- ・重複区間がみられる伊達経由北福島医療センター線と伊達経由保原線、月の輪経由保原線と月の輪経由梁川線、月舘経由川俣線と川俣・掛田線について、それぞれ路線を集約し効率化を図ります。

表 路線バスの集約

現状	再編後
伊達経由北福島医療センター線	伊達経由保原線
伊達経由保原線	
月の輪経由保原線	月の輪経由梁川線
月の輪経由梁川線	
月舘経由川俣線	月舘経由川俣線
川俣・掛田線	

### 3) 中心都市拠点及び都市拠点への乗り入れ

- ・中心都市拠点及び都市拠点へ乗り入れ、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との乗り継ぎを強化します。なお、月の輪経由梁川線、月舘経由川俣線、大波経由掛田線については、朝・夕の通勤通学の移動や道の駅伊達の郷りょうぜんの営業時間を考慮し、日中帯のみ乗り入れとします。

### 4) 運行ダイヤの見直し

- ・運行ダイヤを見直し、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との接続を強化します。
- ・分かりやすいダイヤとしてパターンダイヤや等間隔運行を検討します。

① 藤田線		広域都市間交通
再編のねらい	<p>○都市拠点へ乗り入れ広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との乗り継ぎを強化します。</p> <p>○運行ダイヤを見直し、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との接続を強化します。</p>	
都市拠点	大規模商業施設へ乗り入れます。	
運行事業者	福島交通株式会社	
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)	
運行日	通年運行	
使用車両	大型・中型	
運賃	交通事業者と今後協議・検討する。(対キロ区間制運賃を基準に検討する。)	
系統①		
起点	福島駅東口	
主な経由地	大規模商業施設、桑折駅入口	
終点	藤田駅前	
運行本数	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行距離	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行回数	交通事業者と今後協議・検討する。	

【運行ルート図】

■再編前

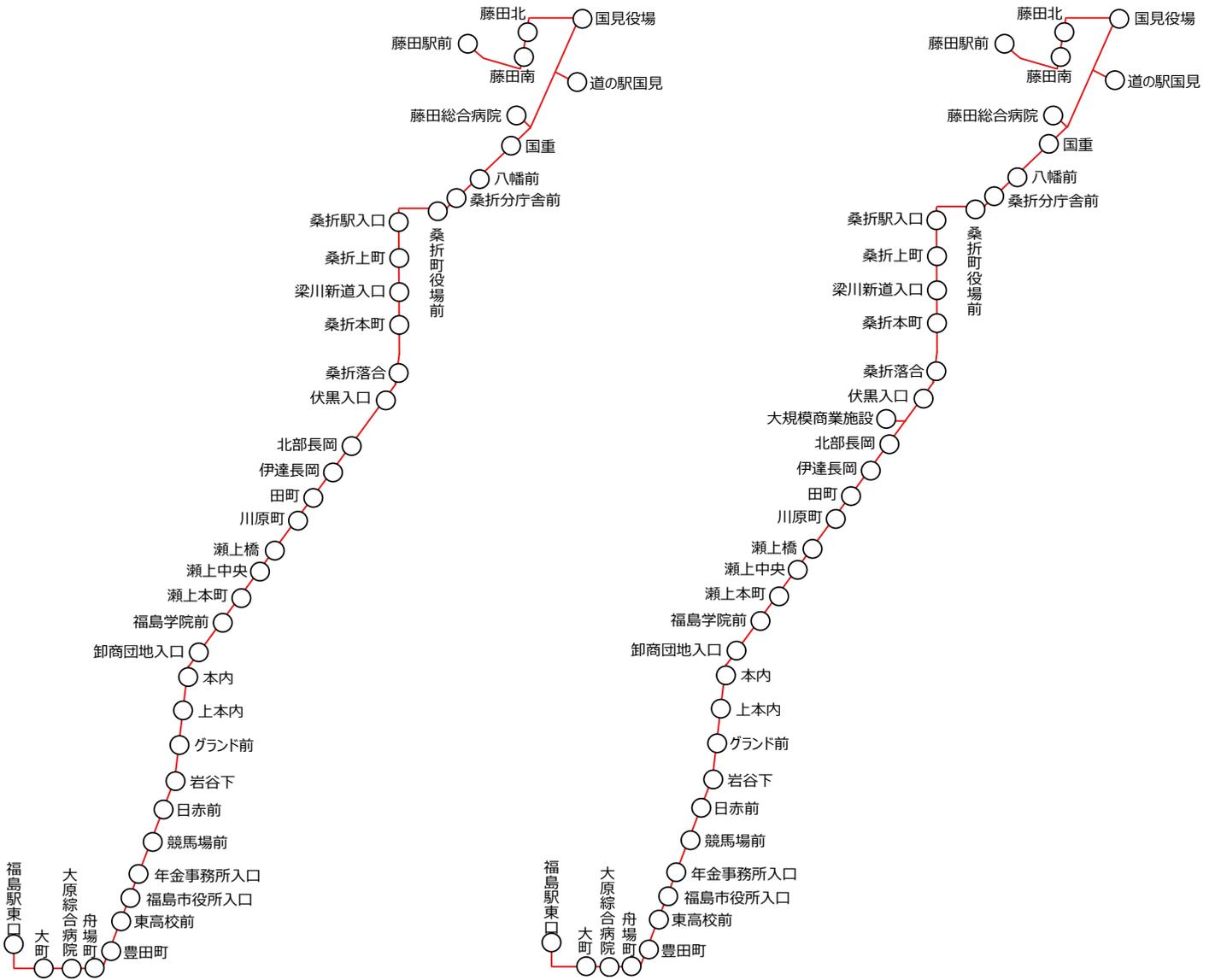
■再編後イメージ



【運行系統図】

■再編前

■再編後イメージ



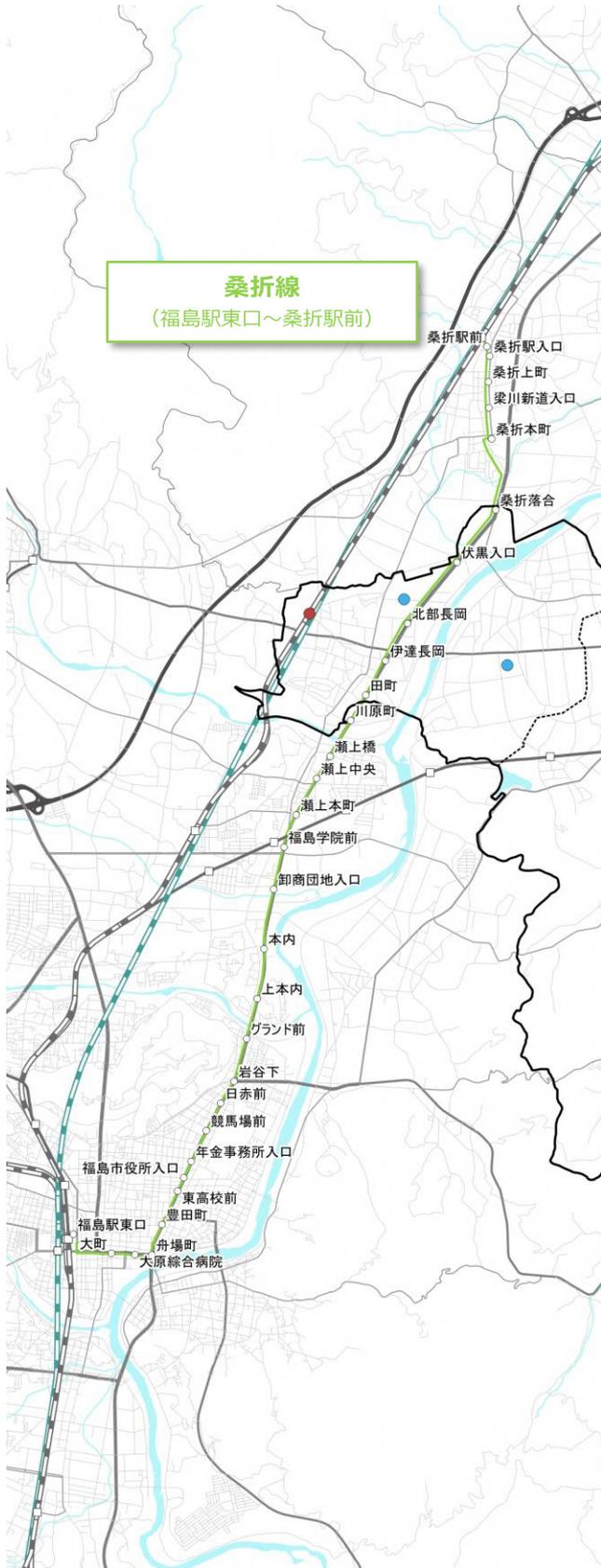
■停留所の一覧

NO	停留所名	よみ	系統
			①
1	藤田駅前	ふじたえきまえ	○
2	藤田南	ふじたみなみ	○
3	藤田北	ふじたきた	○
4	国見役場	くにみやくば	○
5	道の駅国見	みちのえきくにみ	○
6	藤田総合病院	ふじたそうごうびょういん	○
7	国重	くにしげ	○
8	八幡前	はちまんまえ	○
9	桑折分庁舎前	こおりぶんちようしゃまえ	○
10	桑折町役場前	こおりまちやくばまえ	○
11	桑折駅入口	こおりえきいりぐち	○
12	桑折上町	こおりうわまち	○
13	梁川新道入口	やながわしんどういりぐち	○
14	桑折本町	こおりもとまち	○
15	桑折落合	こおりおちあい	○
16	伏黒入口	ふしぐろいりぐち	○
17	大規模商業施設	だいきぼしょうぎょうしせつ	○
18	北部長岡	ほくぶながおか	○
19	伊達長岡	だてながおか	○
20	田町	たまち	○
21	川原町	かわらまち	○
22	瀬上橋	せのうえばし	○
23	瀬上中央	せのうえちゆうおう	○
24	瀬上本町	せのうえもとまち	○
25	福島学院前	ふくしまがくいんまえ	○
26	卸商団地入口	おろししょうだんちいりぐち	○
27	本内	もとうち	○
28	上本内	かみもとうち	○
29	グランド前	ぐらんどまえ	○
30	岩谷下	いわやした	○
31	日赤前	にっせきまえ	○
32	競馬場前	けいばじょうまえ	○
33	年金事務所入口	ねんきんじむしょいりぐち	○
34	福島市役所入口	ふくしましやくしょいりぐち	○
35	東高校前	ひがしこうこうまえ	○
36	豊田町	とよたまち	○
37	舟場町	ふなばちよう	○
38	大原総合病院	おおはらそうごうびょういん	○
39	大町	おおまち	○
40	福島駅東口	ふくしまえきひがしぐち	○

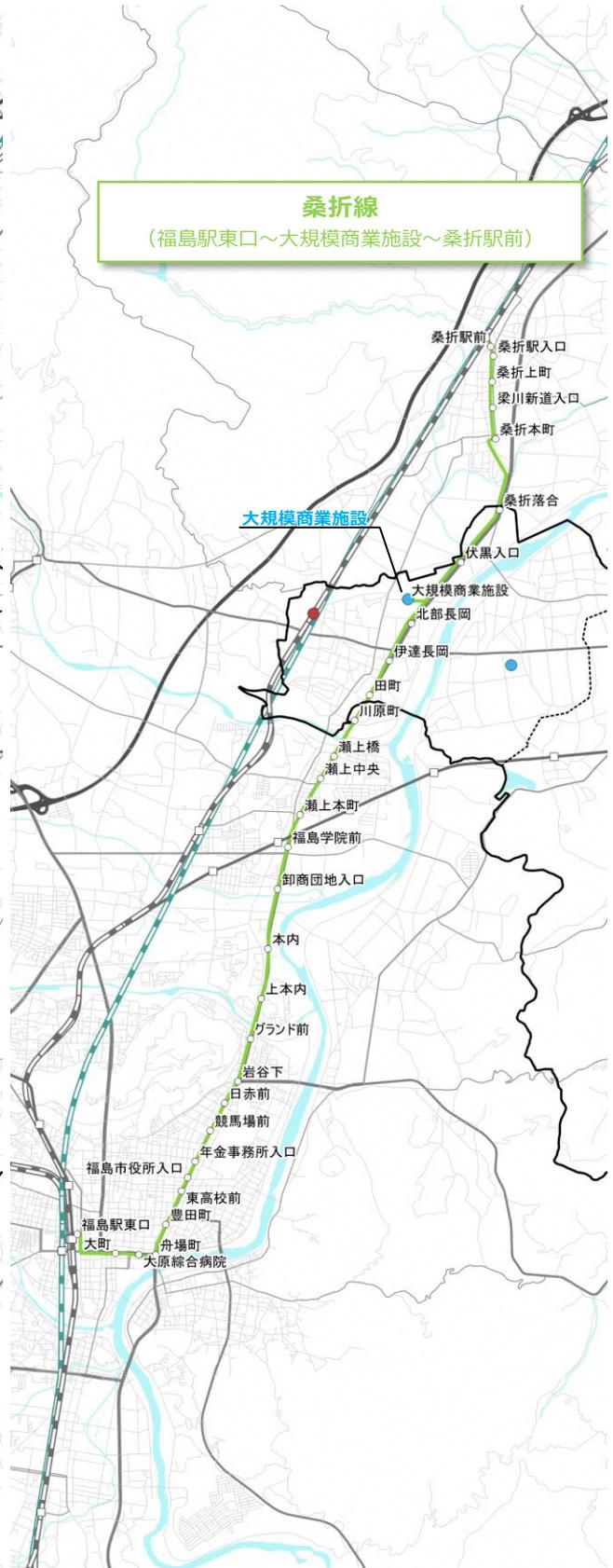
② 桑折線		広域都市間交通
再編のねらい	<p>○都市拠点へ乗り入れ広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との乗り継ぎを強化します。</p> <p>○運行ダイヤを見直し、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との接続を強化します。</p>	
都市拠点	大規模商業施設へ乗り入れます。	
運行事業者	福島交通株式会社	
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)	
運行日	通年運行	
使用車両	大型・中型	
運賃	交通事業者と今後協議・検討する。(対キロ区間制運賃を基準に検討する。)	
系統①		
起点	福島駅東口	
主な経由地	大規模商業施設、瀬上中央	
終点	桑折駅前	
運行本数	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行距離	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行回数	交通事業者と今後協議・検討する。	

【運行ルート図】

■再編前



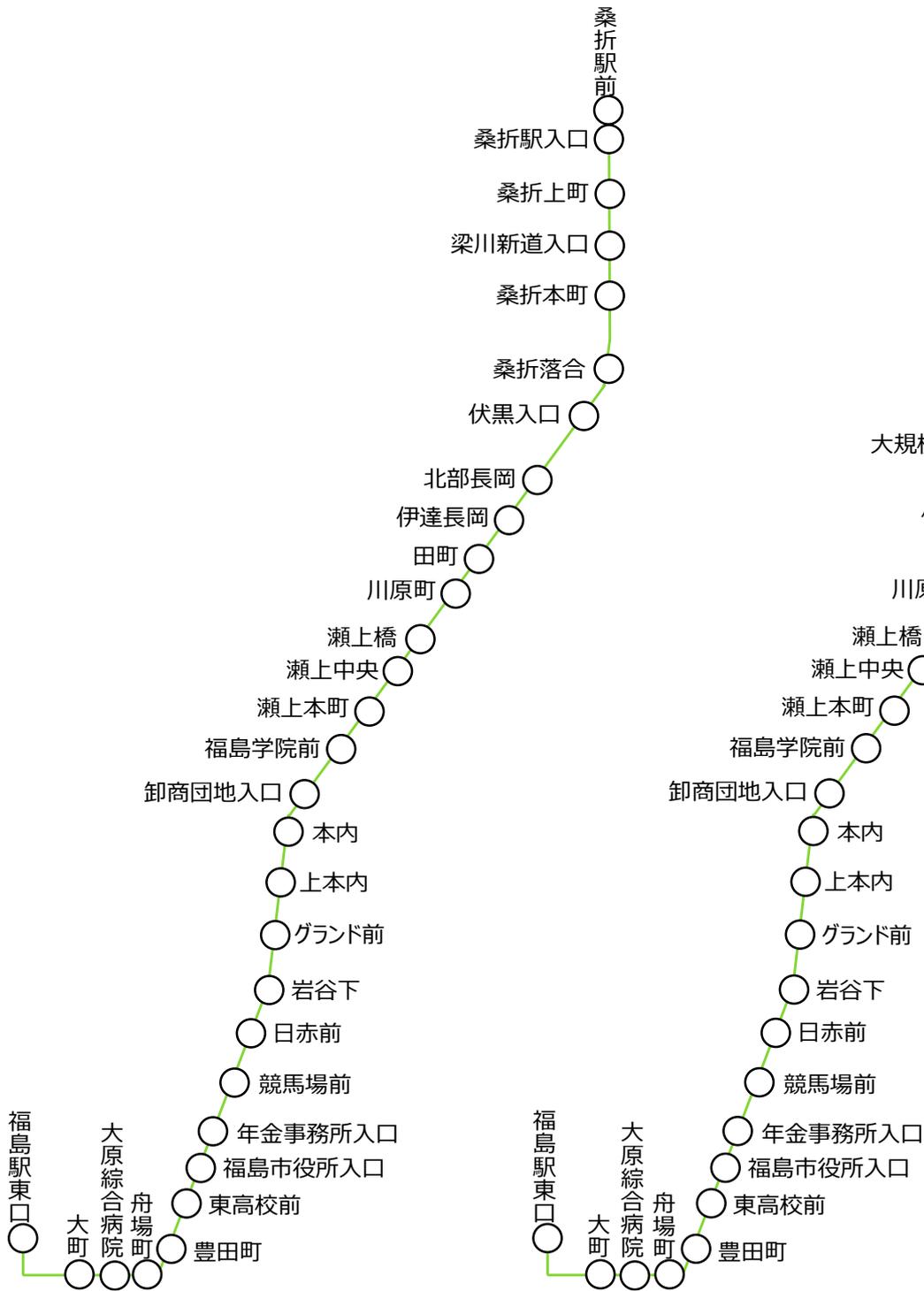
■再編後イメージ



【運行系統図】

■再編前

■再編後イメージ



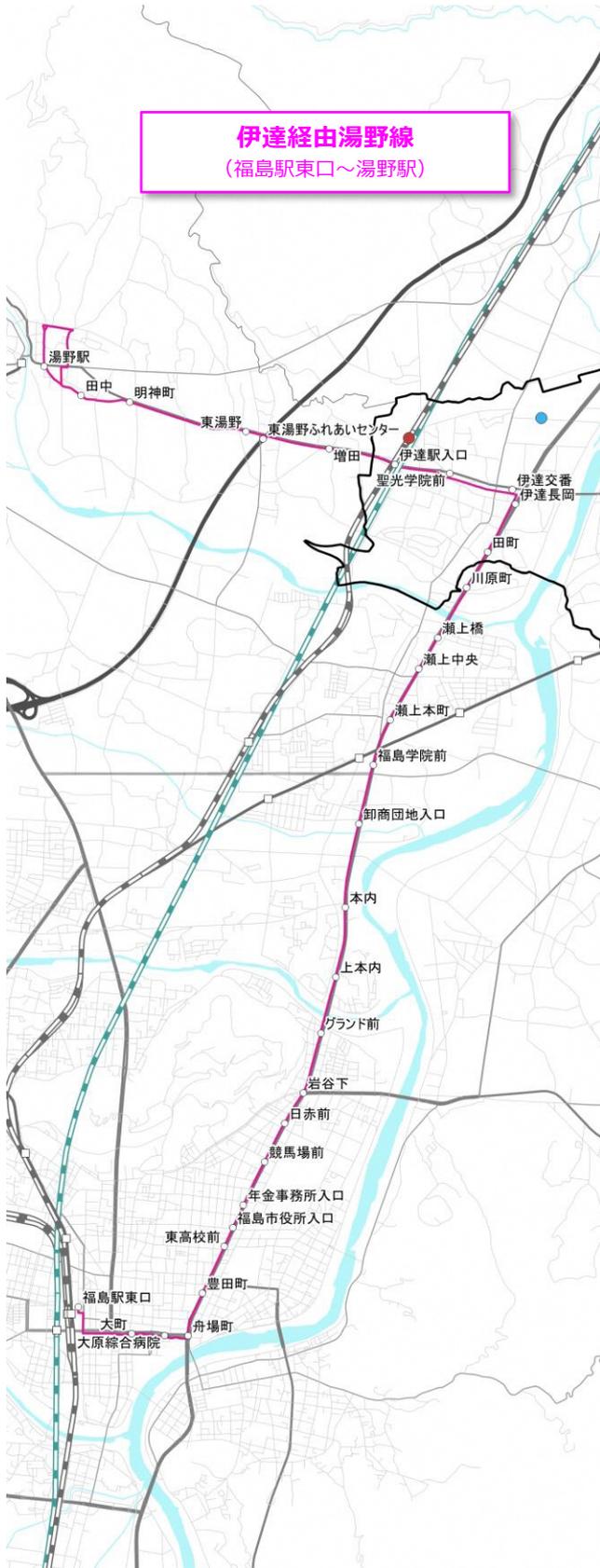
■停留所の一覧

NO	停留所名	よみ	系統
			①
1	桑折駅前	こおりえきまえ	○
2	桑折駅入口	こおりえきいりぐち	○
3	桑折上町	こおりうわまち	○
4	梁川新道入口	やながわしんどういりぐち	○
5	桑折本町	こおりもとまち	○
6	桑折落合	こおりおちあい	○
7	伏黒入口	ふしぐろいりぐち	○
8	大規模商業施設	だいきぼしょうぎょうしせつ	○
9	北部長岡	ほくぶながおか	○
10	伊達長岡	だてながおか	○
11	田町	たまち	○
12	川原町	かわらまち	○
13	瀬上橋	せのうえばし	○
14	瀬上中央	せのうえちゆうおう	○
15	瀬上本町	せのうえもとまち	○
16	福島学院前	ふくしまがくいんまえ	○
17	卸商団地入口	おろししょうだんちいりぐち	○
18	本内	もとうち	○
19	上本内	かみもとうち	○
20	グランド前	ぐらんどまえ	○
21	岩谷下	いわやした	○
22	日赤前	にっせきまえ	○
23	競馬場前	けいばじょうまえ	○
24	年金事務所入口	ねんきんじむしょいりぐち	○
25	福島市役所入口	ふくしましやくしょいりぐち	○
26	東高校前	ひがしこうこうまえ	○
27	豊田町	とよたまち	○
28	舟場町	ふなばちょう	○
29	大原綜合病院	おおはらそうごうびょういん	○
30	大町	おおまち	○
31	福島駅東口	ふくしまえきひがしぐち	○

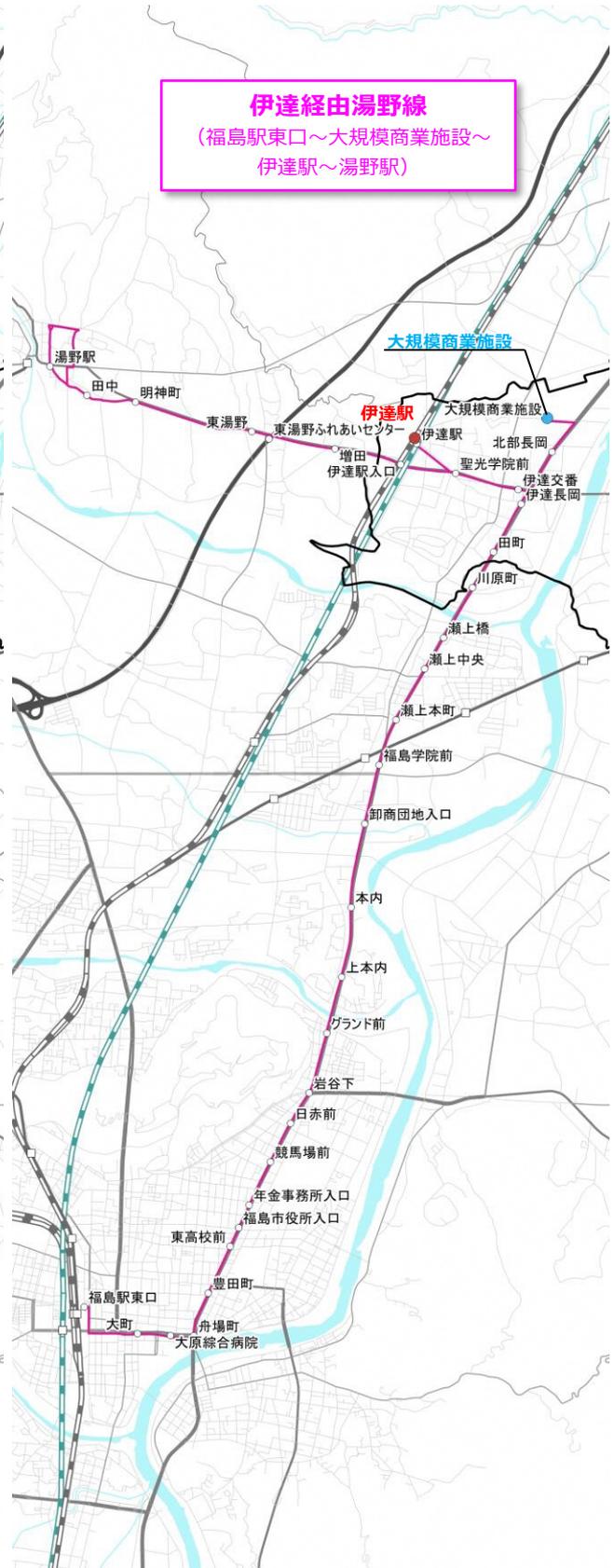
③ 伊達経由湯野線		広域都市間交通
再編のねらい	<p>○都市拠点へ乗り入れ広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との乗り継ぎを強化します。</p> <p>○運行ダイヤを見直し、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との接続を強化します。</p>	
中心都市拠点	伊達駅へ乗り入れます。	
都市拠点	大規模商業施設へ乗り入れます。	
運行事業者	福島交通株式会社	
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)	
運行日	通年運行	
使用車両	大型・中型	
運賃	交通事業者と今後協議・検討する。(対キロ区間制運賃を基準に検討する。)	
系統①		
起点	福島駅東口	
主な経由地	大規模商業施設、伊達駅、伊達長岡	
終点	湯野駅	
運行本数	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行距離	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行回数	交通事業者と今後協議・検討する。	

【運行ルート図】

■再編前

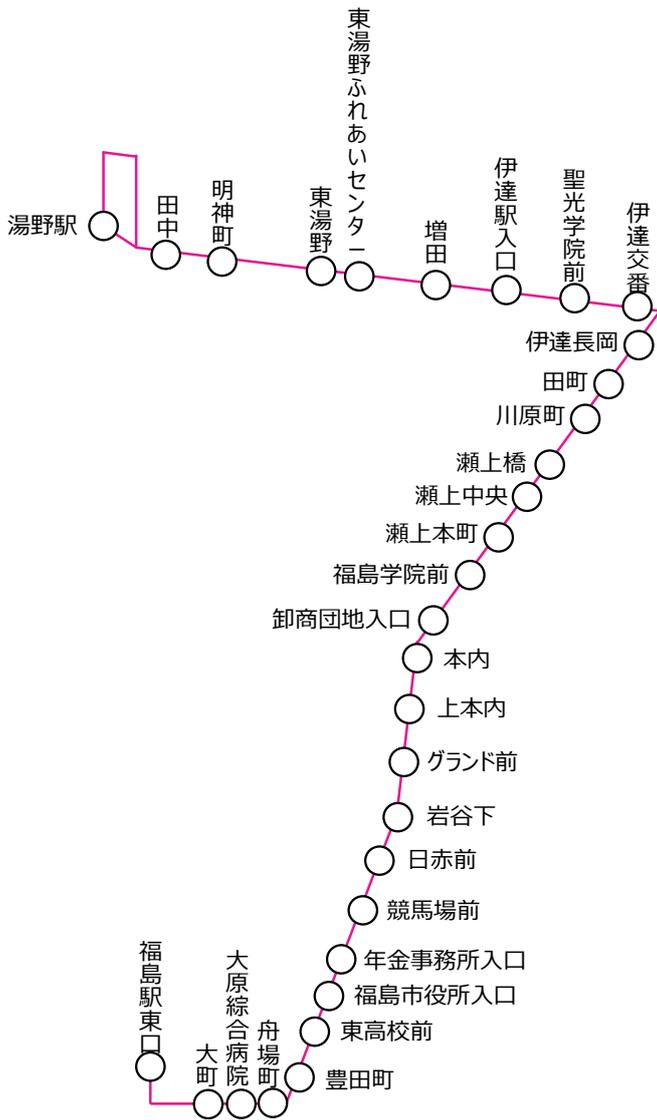


■再編後イメージ

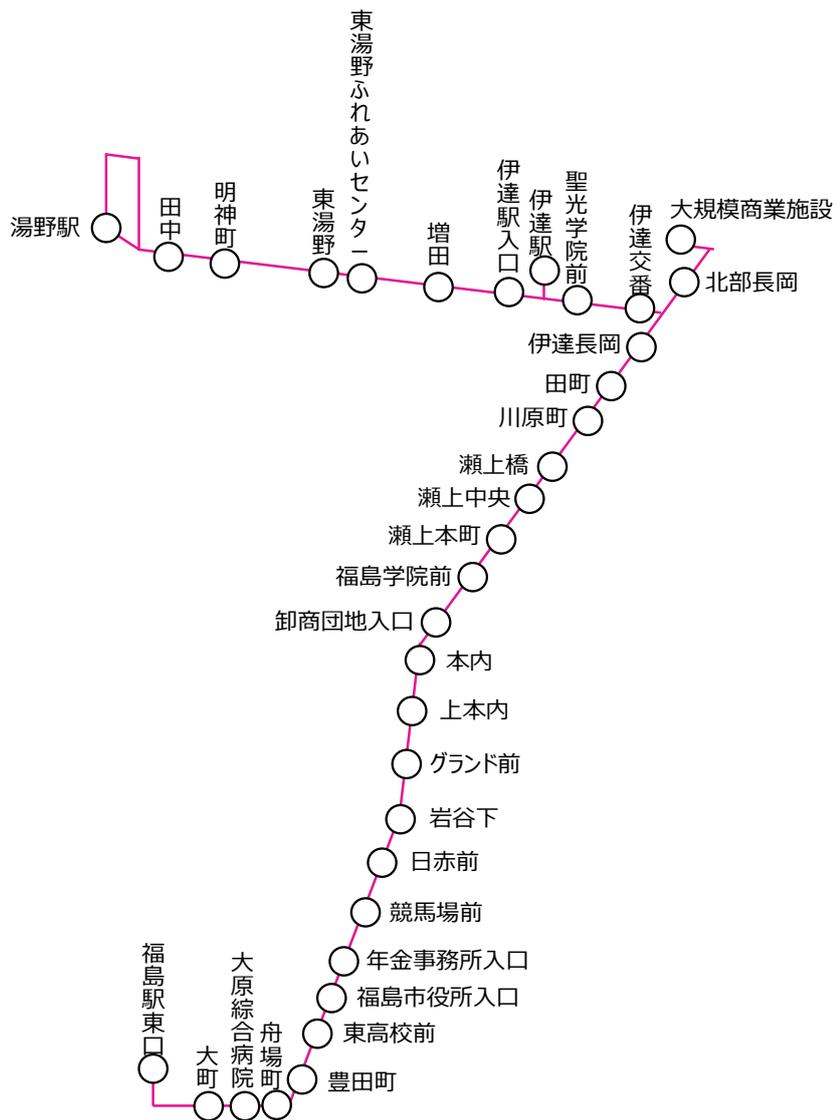


【運行系統図】

■再編前



■再編後イメージ



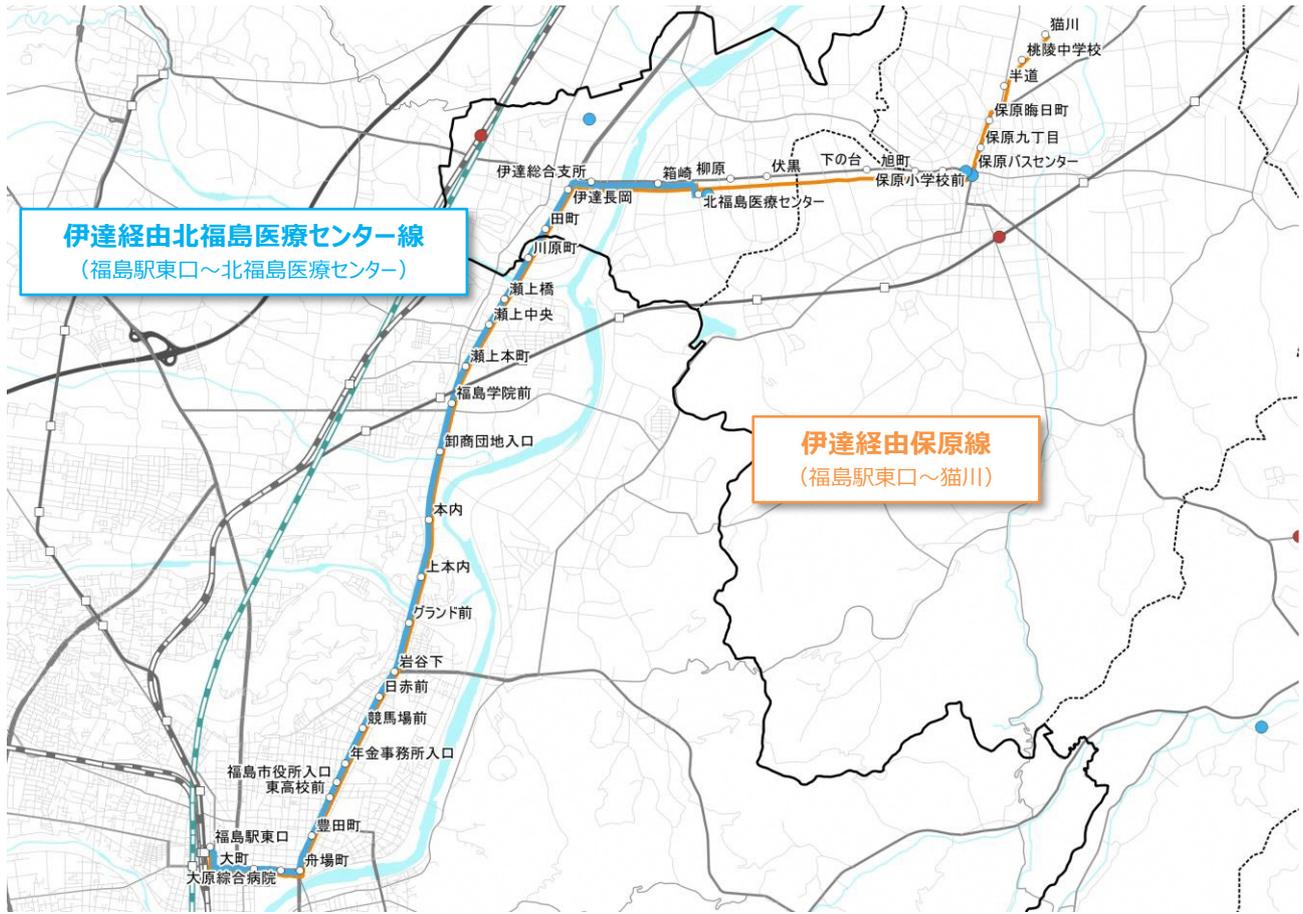
■停留所の一覧

NO	停留所名	よみ	系統
			①
1	湯野駅	ゆのえき	○
2	田中	たなか	○
3	明神町	みょうじんまち	○
4	東湯野	ひがしゆの	○
5	東湯野ふれあいセンター	ひがしゆのふれあいせんたー	○
6	増田	ますだ	○
7	伊達駅入口	だてえきいりぐち	○
8	伊達駅	だてえき	○
9	聖光学院前	せいこうがくいんまえ	○
10	伊達交番	だてこうばん	○
11	北部長岡	ほくぶながおか	○
12	大規模商業施設	だいきぼしょうぎょうしせつ	○
13	北部長岡	ほくぶながおか	○
14	伊達長岡	だてながおか	○
15	田町	たまち	○
16	川原町	かわらまち	○
17	瀬上橋	せのうえばし	○
18	瀬上中央	せのうえちゅうおう	○
19	瀬上本町	せのうえもとまち	○
20	福島学院前	ふくしまがくいんまえ	○
21	卸商団地入口	おろししょうだんちいりぐち	○
22	本内	もとうち	○
23	上本内	かみもとうち	○
24	グランド前	ぐらんどまえ	○
25	岩谷下	いわやした	○
26	日赤前	にっせきまえ	○
27	競馬場前	けいばじょうまえ	○
28	年金事務所入口	ねんきんじむしょいりぐち	○
29	福島市役所入口	ふくしましやくしょいりぐち	○
30	東高校前	ひがしこうこうまえ	○
31	豊田町	とよたまち	○
32	舟場町	ふなばちょう	○
33	大原総合病院	おおはらそうごうびょういん	○
34	大町	おおまち	○
35	福島駅東口	ふくしまえきひがしぐち	○

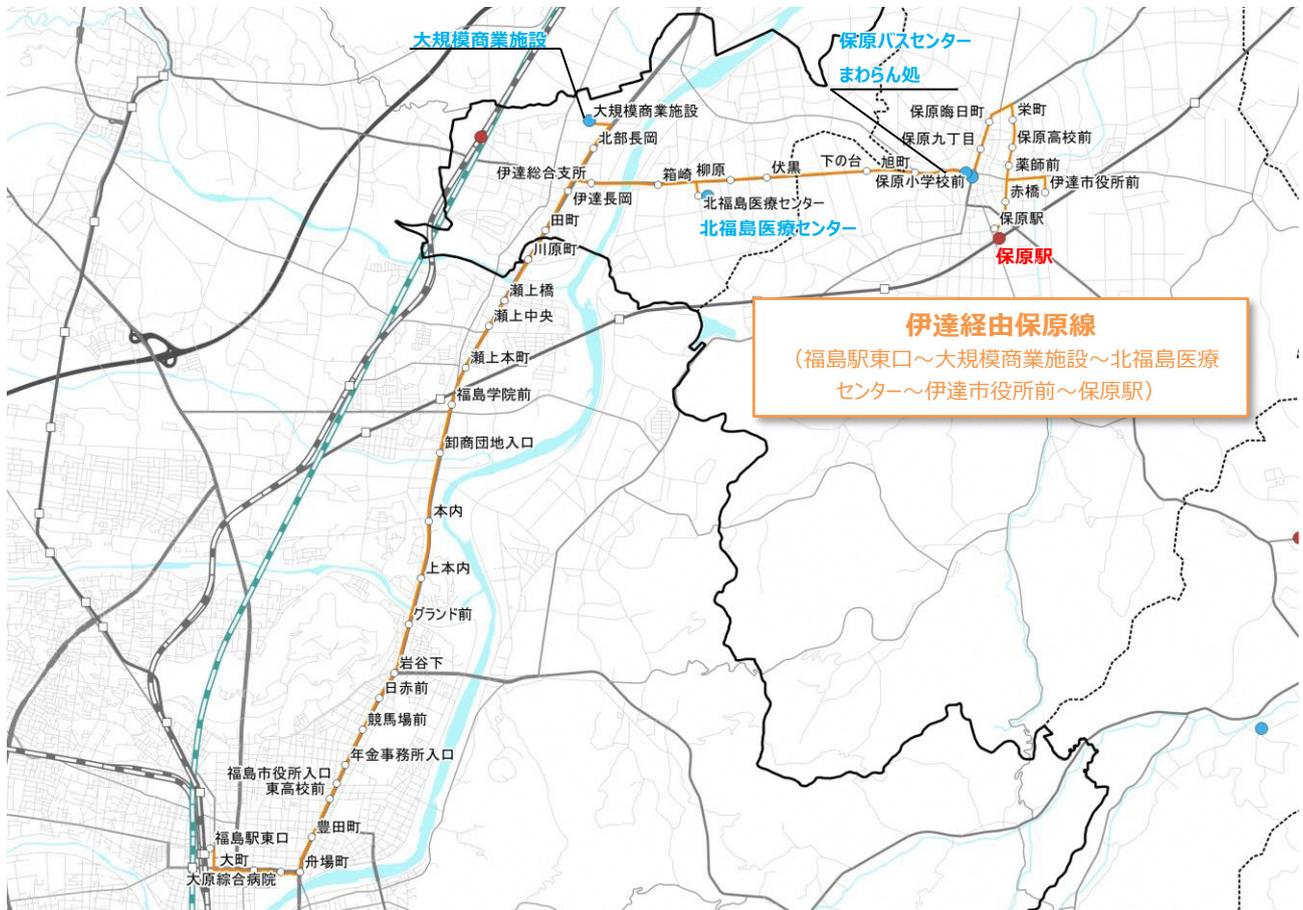
④ 伊達経由保原線		広域都市間交通
再編のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用の少ない「猫川」～「半道」間を廃止します。</li> <li>○重複区間がみられる伊達経由北福島医療センター線と統合し効率化を図ります。</li> <li>○中心都市拠点及び都市拠点へ乗り入れ、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との乗り継ぎを強化します。</li> <li>○運行ダイヤを見直し、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との接続を強化します。</li> </ul>	
中心都市拠点 都市拠点	保原駅へ乗り入れます。 大規模商業施設、北福島医療センター、保原バスセンターへ乗り入れます。	
運行事業者	福島交通株式会社	
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)	
運行日	通年運行	
使用車両	大型・中型	
運賃	交通事業者と今後協議・検討する。(対キロ区間制運賃を基準に検討する。)	
系統①		
起点	福島駅東口	
主な経由地	大規模商業施設、北福島医療センター、伊達市役所前、保原駅	
終点	保原駅	
運行本数	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行距離	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行回数	交通事業者と今後協議・検討する。	

【運行ルート図】

■再編前



■再編後イメージ

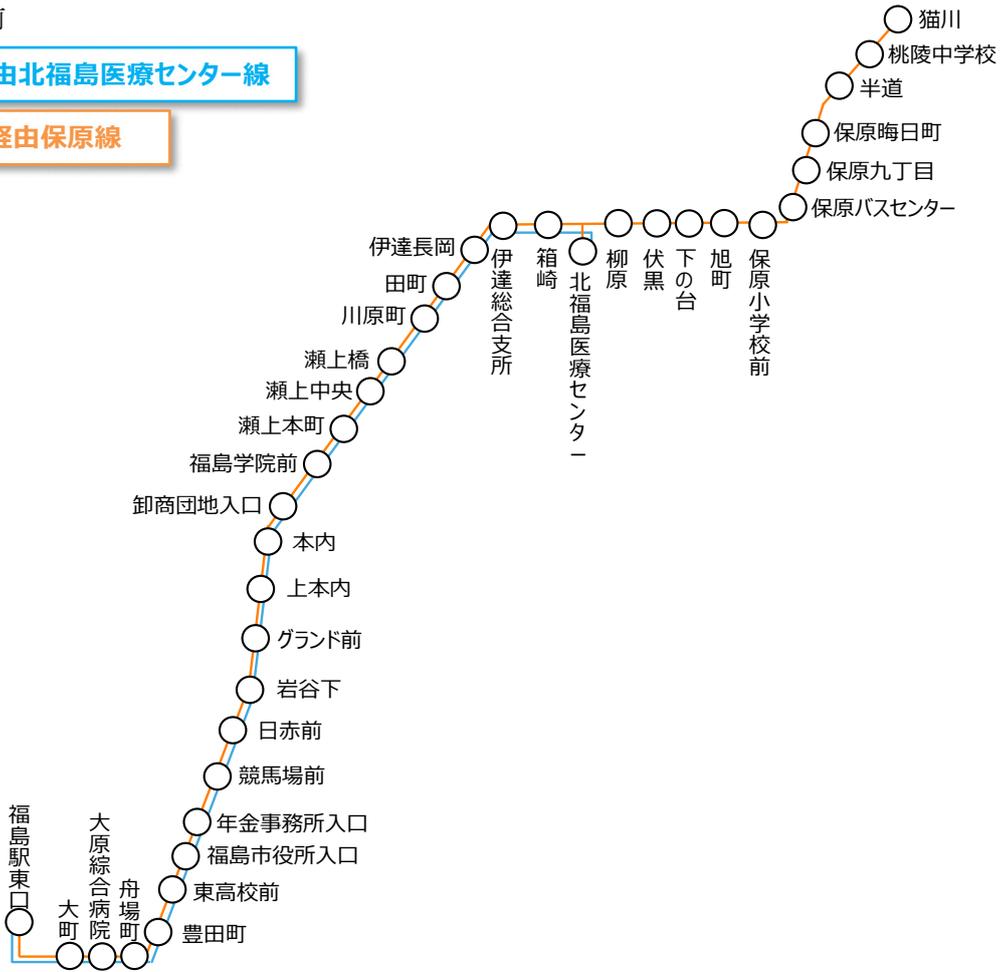


【運行系統図】

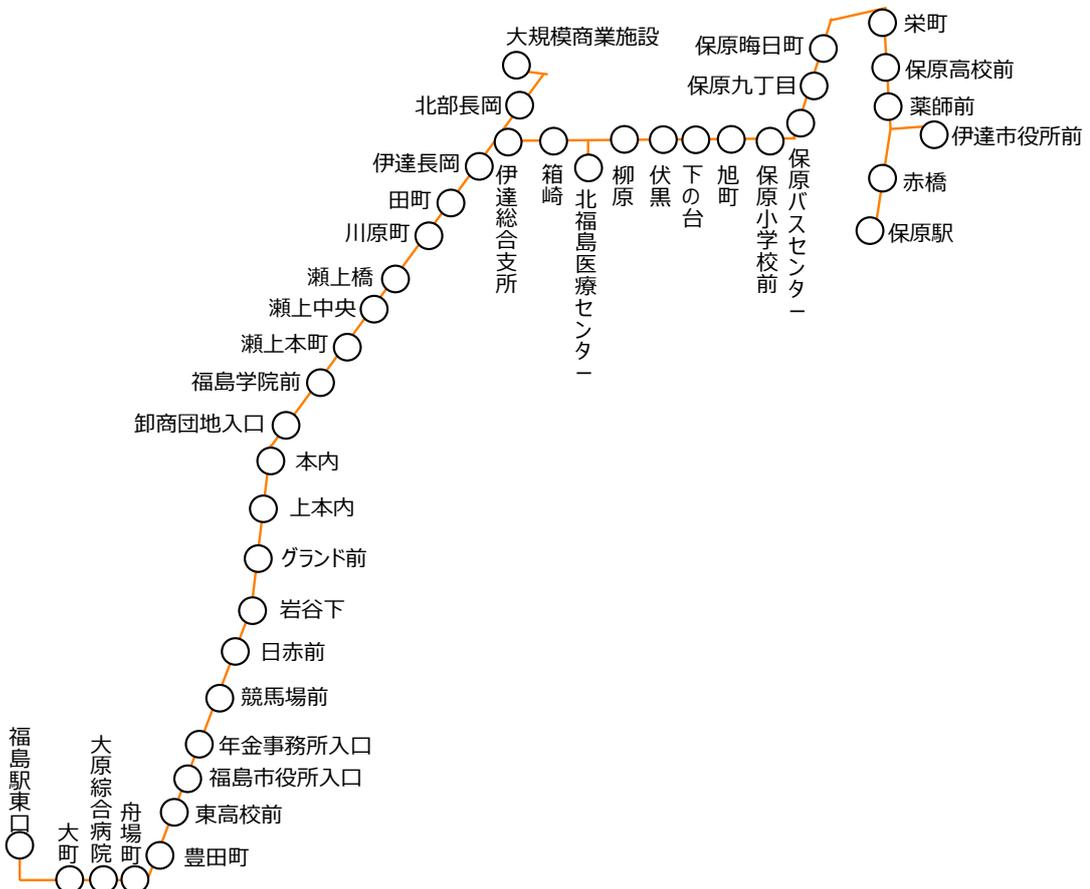
■再編前

伊達經由北福島医療センター線

伊達經由保原線



■再編後イメージ



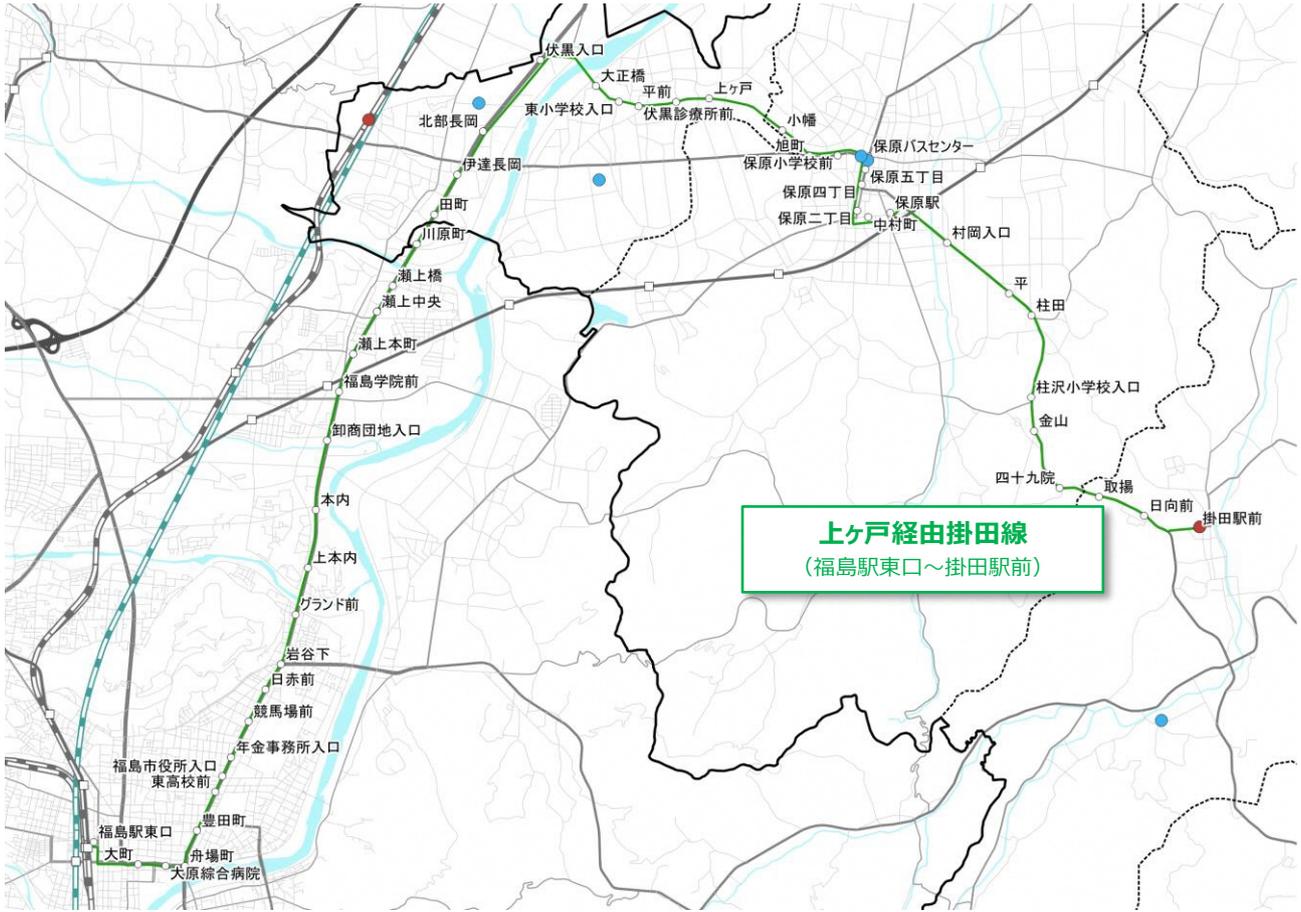
■停留所の一覧

NO	停留所名	よみ	系統
			①
1	保原駅	ほばらえき	○
2	赤橋	あかばし	○
3	伊達市役所前	だてしやくしよまえ	○
4	薬師前	やくしまえ	○
5	保原高校前	ほばらこうこうまえ	○
6	栄町	さかえまち	○
7	保原晦日町	ほばらみそかまち	○
8	保原九丁目	ほばらきゆうちようめ	○
9	保原バスセンター	ほばらばすせんたー	○
10	保原小学校前	ほばらしょうがっこうまえ	○
11	旭町	あさひまち	○
12	下の台	しものだい	○
13	伏黒	ふしぐろ	○
14	柳原	やなぎはら	○
15	北福島医療センター	きたふくしまいりようせんたー	○
16	箱崎	はこざき	○
17	伊達総合支所	だてそうごうししよ	○
18	北部長岡	ほくぶながおか	○
19	大規模商業施設	だいきぼしょうぎようしせつ	○
20	北部長岡	ほくぶながおか	○
21	伊達長岡	だてながおか	○
22	田町	たまち	○
23	川原町	かわらまち	○
24	瀬上橋	せのうえばし	○
25	瀬上中央	せのうえちゆうおう	○
26	瀬上本町	せのうえもとまち	○
27	福島学院前	ふくしまがくいんまえ	○
28	卸商団地入口	おろししょうだんちいりぐち	○
29	本内	もとうち	○
30	上本内	かみもとうち	○
31	グランド前	ぐらんどまえ	○
32	岩谷下	いわやした	○
33	日赤前	にっせきまえ	○
34	競馬場前	けいばじようまえ	○
35	年金事務所入口	ねんきんじむしよいりぐち	○
36	福島市役所入口	ふくしましやくしよいりぐち	○
37	東高校前	ひがしこうこうまえ	○
38	豊田町	とよたまち	○
39	舟場町	ふなばちよう	○
40	大原綜合病院	おおはらそうごうびよういん	○
41	大町	おおまち	○
42	福島駅東口	ふくしまえきひがしぐち	○

⑤ 上ヶ戸経由掛田線		広域都市間交通
再編のねらい	<p>○中心都市拠点及び都市拠点へ乗り入れ、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との乗り継ぎを強化します。</p> <p>○運行ダイヤを見直し、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との接続を強化します。</p>	
中心都市拠点 都市拠点	<p>保原駅へ乗り入れます。</p> <p>大規模商業施設、保原バスセンターへ乗り入れます。</p>	
運行事業者	福島交通株式会社	
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)	
運行日	通年運行	
使用車両	大型・中型	
運賃	交通事業者と今後協議・検討する。(対キロ区間制運賃を基準に検討する。)	
系統①		
起点	福島駅東口	
主な経由地	大規模商業施設、保原駅	
終点	掛田駅前	
運行本数	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行距離	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行回数	交通事業者と今後協議・検討する。	

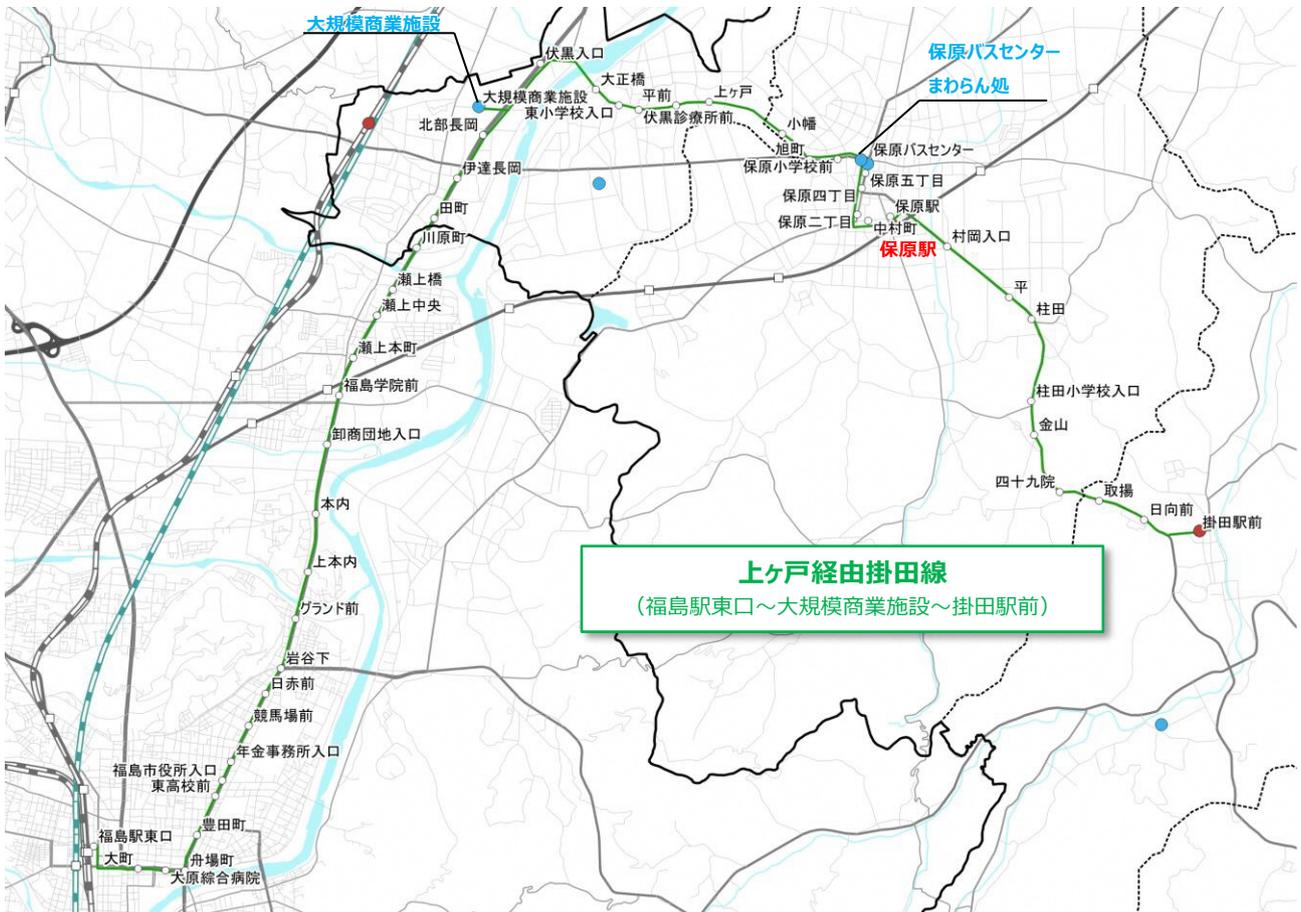
【運行ルート図】

■再編前



上ヶ戸經由掛田線  
(福島駅東口～掛田駅前)

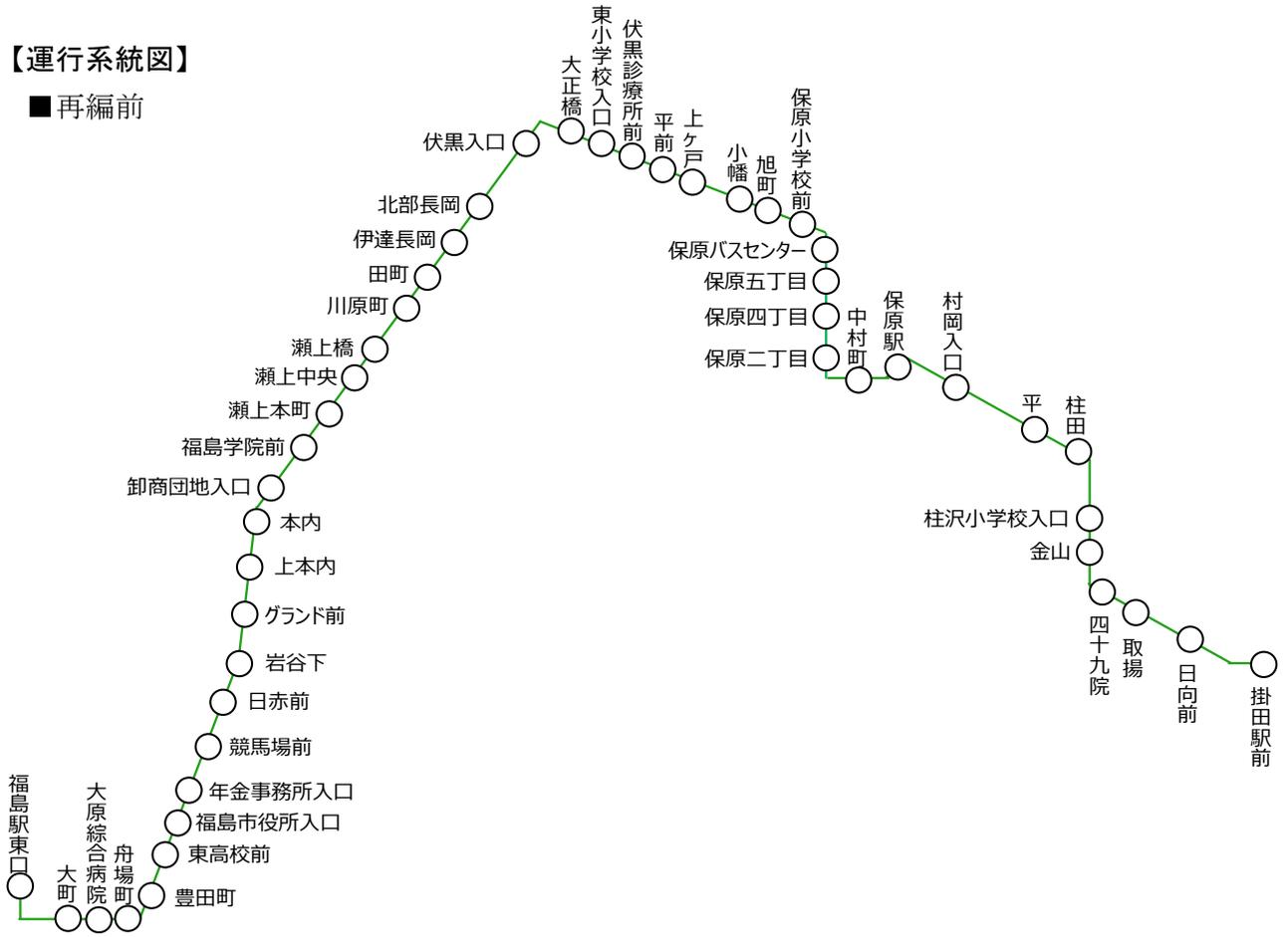
■再編後イメージ



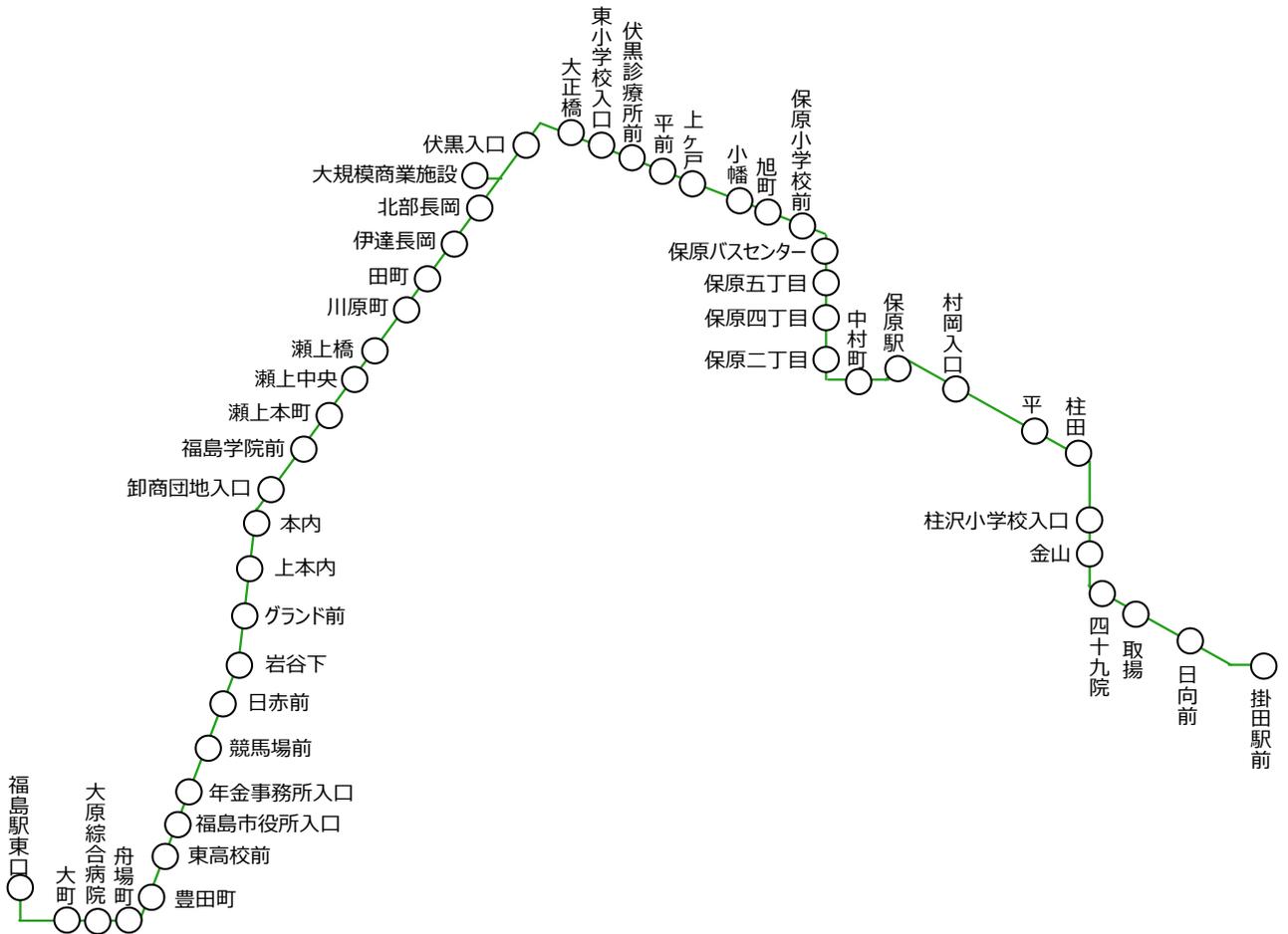
上ヶ戸經由掛田線  
(福島駅東口～大規模商業施設～掛田駅前)

【運行系統図】

■再編前



■再編後イメージ



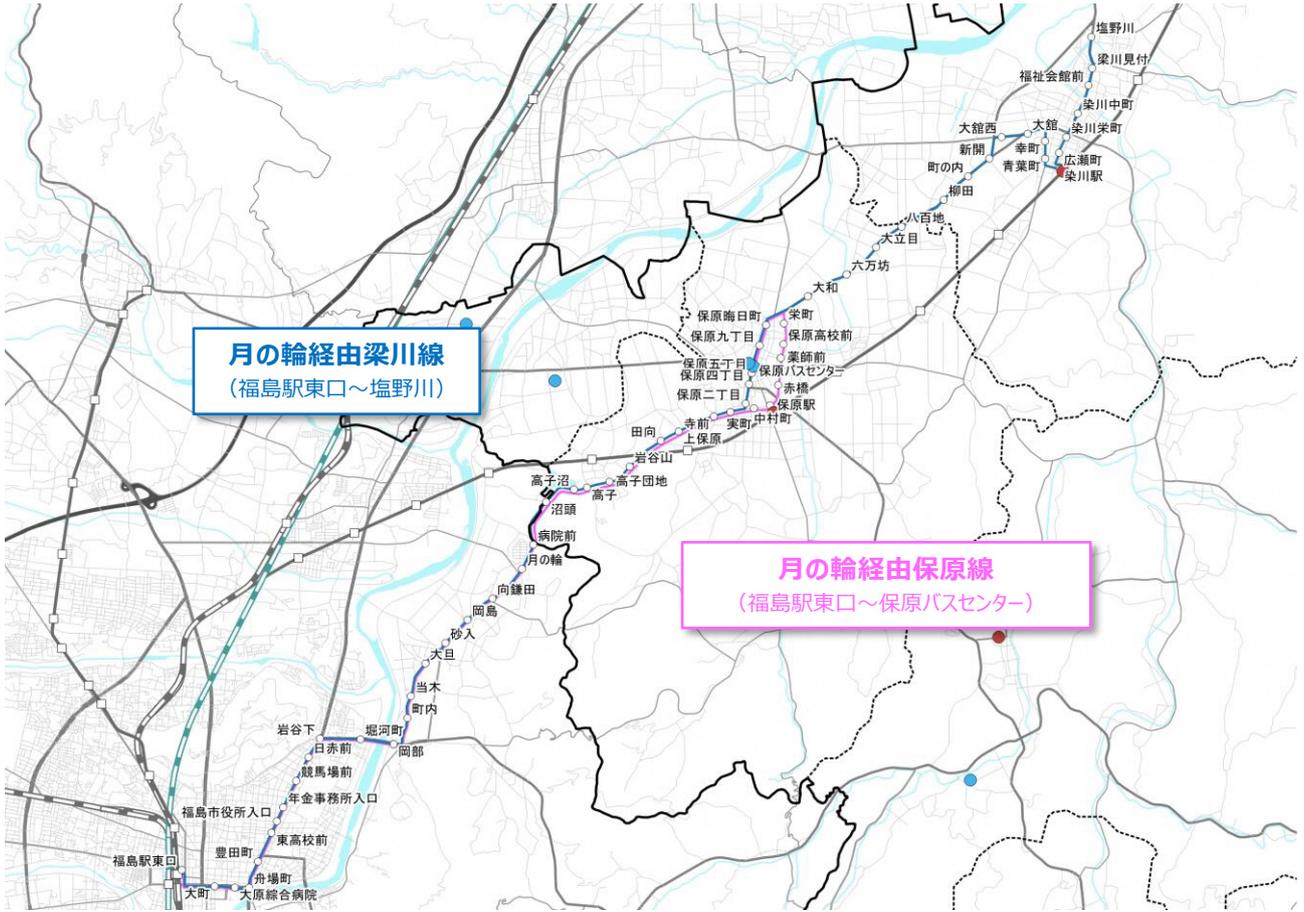
■停留所の一覧

NO	停留所名	よみ	系統
			①
1	掛田駅前	かけたえきまえ	○
2	日向前	ひなたまえ	○
2	取揚	とりあげ	○
3	四十九院	しじゅうくいん	○
4	金山	かなやま	○
5	柱沢小学校入口	はしらざわしょうがっこういりぐち	○
6	柱田	はしらだ	○
7	平	たいら	○
8	村岡入口	むらおかいりぐち	○
9	保原駅	ほばらえき	○
10	中村町	なかむらちょう	○
11	保原二丁目	ほばらにちょうめ	○
12	保原四丁目	ほばらよんちょうめ	○
13	保原五丁目	ほばらごちょうめ	○
14	保原バスセンター	ほばらばすせんたー	○
15	保原小学校前	ほばらしょうがっこうまえ	○
16	旭町	あさひちょう	○
17	小幡	おばた	○
18	上ヶ戸	あがと	○
19	平前	たいらまえ	○
20	伏黒診療所前	ふしぐろしんりょうじよまえ	○
21	東小学校入口	ひがししょうがっこういりぐち	○
22	大正橋	たいしょうばし	○
23	伏黒入口	ふしぐろいりぐち	○
24	大規模商業施設	だいきぼしょうぎょうしせつ	○
25	北部長岡	ほくぶながおか	○
26	伊達長岡	だてながおか	○
27	田町	たまち	○
28	川原町	かわらまち	○
29	瀬上橋	せのうえばし	○
30	瀬上中央	せのうえちゅうおう	○
31	瀬上本町	せのうえもとまち	○
32	福島学院前	ふくしまがくいんまえ	○
33	卸商団地入口	おろししょうだんちいりぐち	○
34	本内	もとうち	○
35	上本内	かみもとうち	○
36	グランド前	ぐらんどまえ	○
37	岩谷下	いわやした	○
38	日赤前	にっせきまえ	○
39	競馬場前	けいばじょうまえ	○
40	年金事務所入口	ねんきんじむしょいりぐち	○
41	福島市役所入口	ふくしましやくしょいりぐち	○
42	東高校前	ひがしこうこうまえ	○
43	豊田町	とよたまち	○
44	舟場町	ふなばちょう	○
45	大原綜合病院	おおはらそうごうびょういん	○
46	大町	おおまち	○
47	福島駅東口	ふくしまえきひがしぐち	○

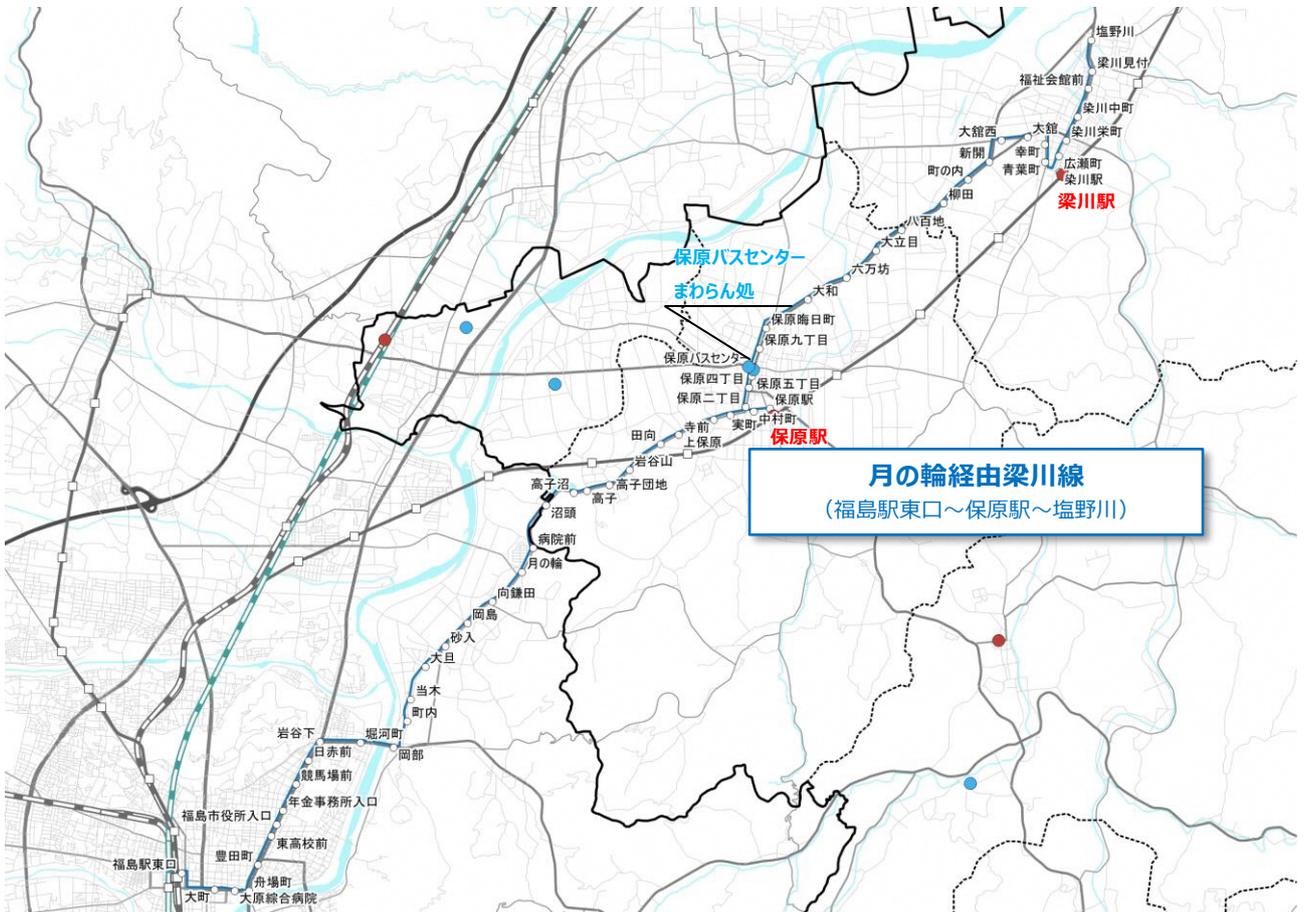
⑥ 月の輪経由梁川線		広域都市間交通
再編のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重複区間がみられる月の輪経由保原線と統合し効率化を図ります。</li> <li>○中心都市拠点及び都市拠点へ乗り入れ、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との乗り継ぎを強化します。</li> <li>○運行ダイヤを見直し、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との接続を強化します。</li> </ul>	
中心都市拠点 都市拠点	保原駅、梁川駅へ乗り入れます。 保原バスセンターへ乗り入れます。	
運行事業者	福島交通株式会社	
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)	
運行日	通年運行	
使用車両	大型・中型	
運賃	交通事業者と今後協議・検討する。(対キロ区間制運賃を基準に検討する。)	
系統①		
起点	福島駅東口	
主な経由地	月の輪	
終点	塩野川	
運行本数	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行距離	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行回数	交通事業者と今後協議・検討する。	
系統②		
起点	福島駅東口	
主な経由地	月の輪、保原駅	
終点	塩野川	
運行本数	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行距離	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行回数	交通事業者と今後協議・検討する。	

【運行ルート図】

■再編前



■再編後イメージ

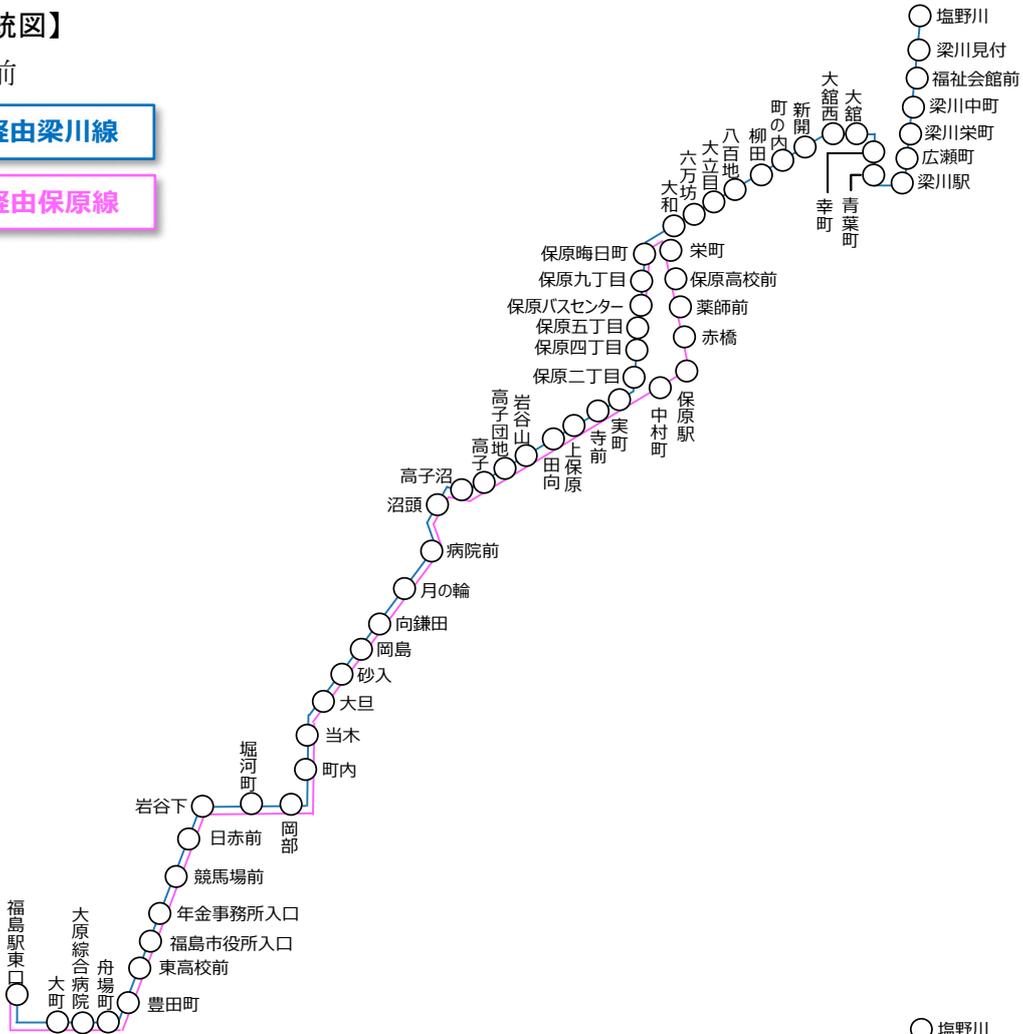


【運行系統図】

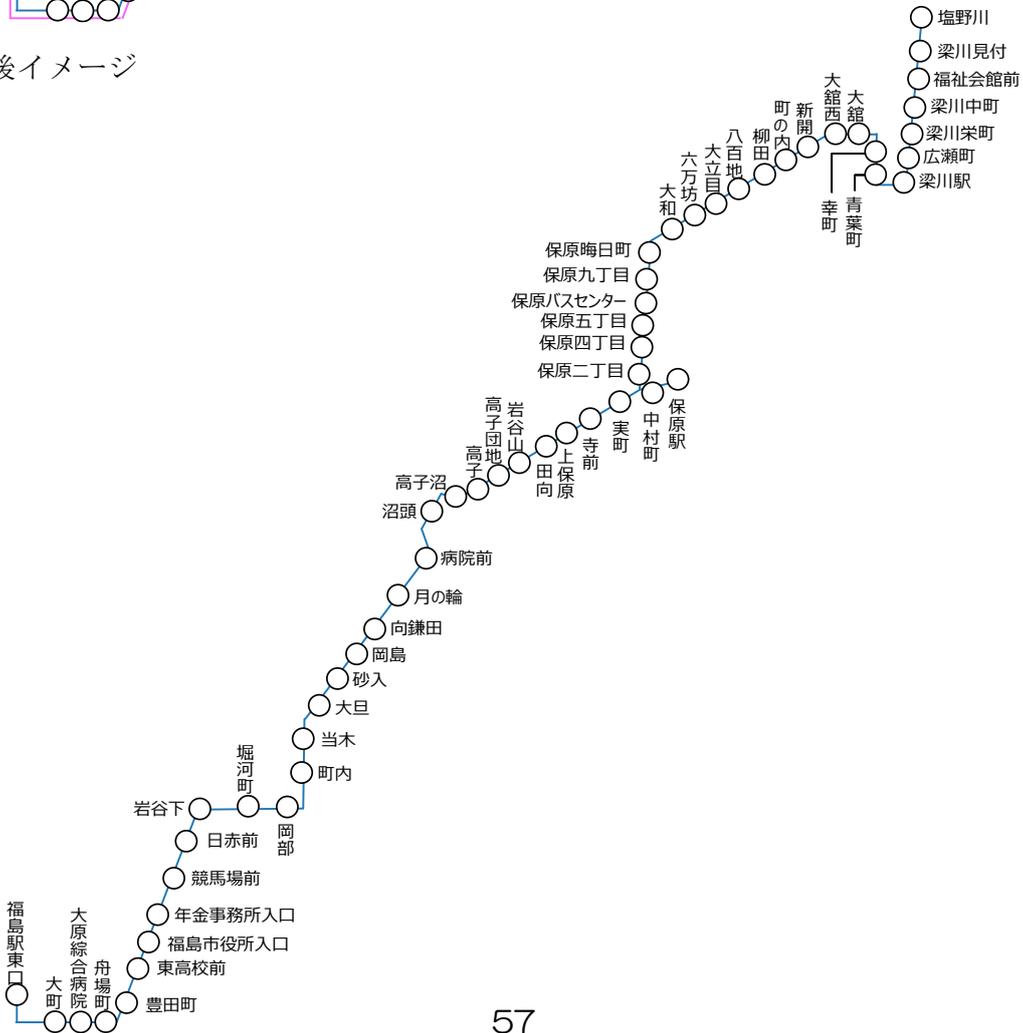
■再編前

月の輪經由梁川線

月の輪經由保原線



■再編後イメージ



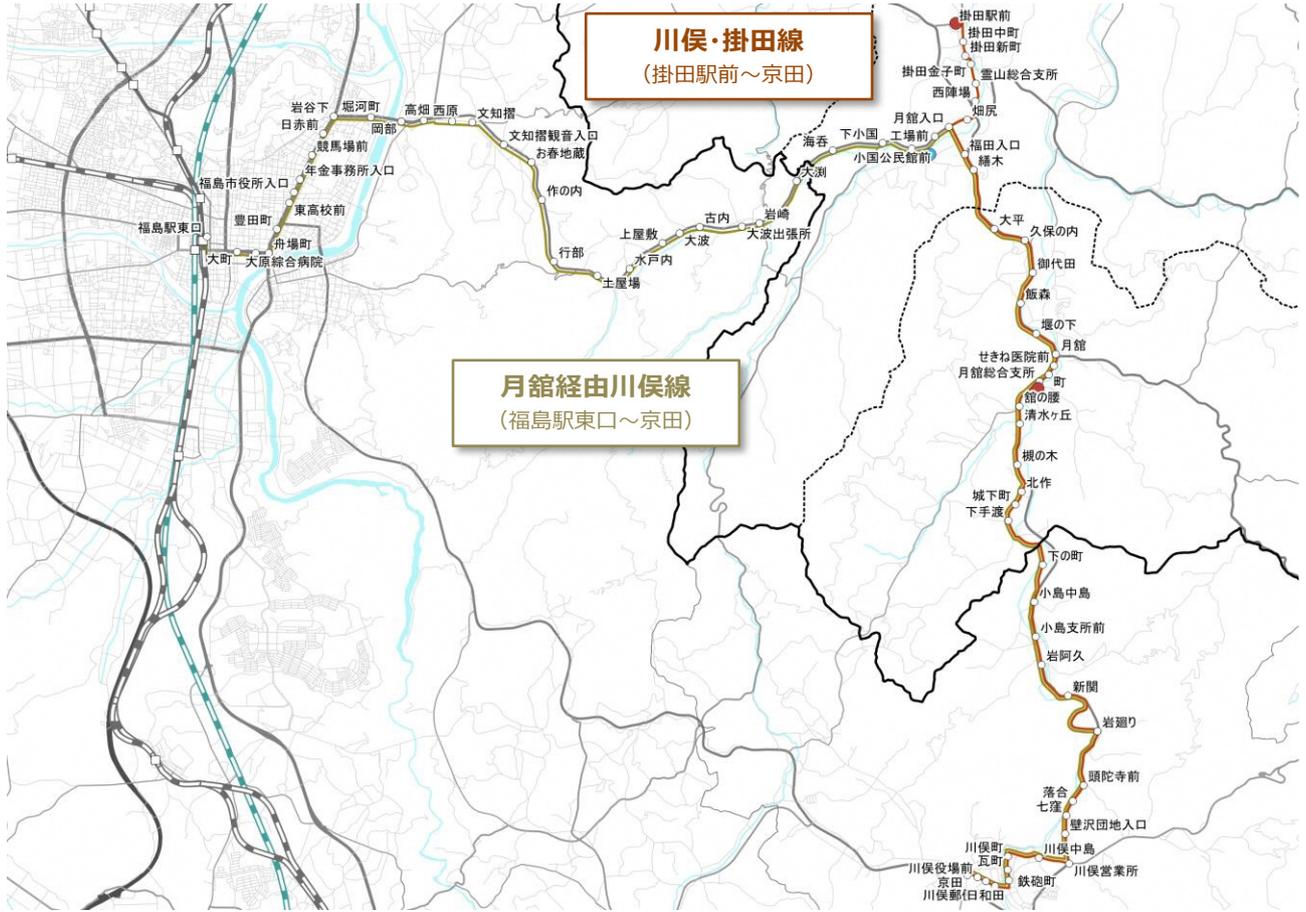
■停留所の一覧

NO	停留所名	よみ	系統	
			①	②
1	塩野川	しおのがわ	○	○
2	梁川見付	やながわみつけ	○	○
3	福祉会館前	ふくしかいかんまえ	○	○
4	梁川中町	やながわなかまち	○	○
5	梁川栄町	やながわさかえまち	○	○
6	広瀬町	ひろせちょう	○	○
7	梁川駅	やながわえき	○	○
8	青葉町	あおばちょう	○	○
9	幸町	さいわいちょう	○	○
10	大館	おおだて	○	○
11	大館西	おおだてにし	○	○
12	新開	しんかい	○	○
13	町の内	まちのうち	○	○
14	柳田	やなぎだ	○	○
15	八百地	はっぴやくち	○	○
16	大立目	おおだつめ	○	○
17	六万坊	ろくまんぼう	○	○
18	大和	だいわ	○	○
19	保原晦日町	ほばらみそかまち	○	○
20	保原九丁目	ほばらきゅうちょうめ	○	○
21	保原バスセンター	ほばらばすせんたー	○	○
22	保原五丁目	ほばらごちょうめ	○	○
23	保原四丁目	ほばらよんちょうめ	○	○
24	保原二丁目	ほばらにちょうめ	○	○
25	保原駅	ほばらえき		○
26	中村町	なかむらちょう	○	○
27	実町	みのるまち	○	○
28	寺前	てらまえ	○	○
29	上保原	かみほばら	○	○
30	田向	たむかい	○	○
31	岩谷山	いわやさん	○	○
32	高子団地	たかこだんち	○	○
33	高子	たかこ	○	○
34	高子沼	たかこぬま	○	○
35	沼頭	ぬまがしら	○	○
36	病院前	びょういんまえ	○	○
37	月の輪	つきのわ	○	○
38	向鎌田	むかいかまた	○	○
39	岡島	おかじま	○	○
40	砂入	すないり	○	○
41	大旦	おおだん	○	○
42	当木	あてぎ	○	○
43	町内	まちうち	○	○
44	岡部	おかべ	○	○
45	堀河町	ほりかわちょう	○	○
46	岩谷下	いわやした	○	○
47	日赤前	にっせきまえ	○	○
48	競馬場前	けいばじょうまえ	○	○
49	年金事務所入口	ねんきんじむしょいりぐち	○	○
50	福島市役所入口	ふくしましやくしょいりぐち	○	○
51	東高校前	ひがしこうこうまえ	○	○
52	豊田町	とよたまち	○	○
53	舟場町	ふなばちょう	○	○
54	大原総合病院	おおはらそうごうびょういん	○	○
55	大町	おおまち	○	○
56	福島駅東口	ふくしまえきひがしぐち	○	○

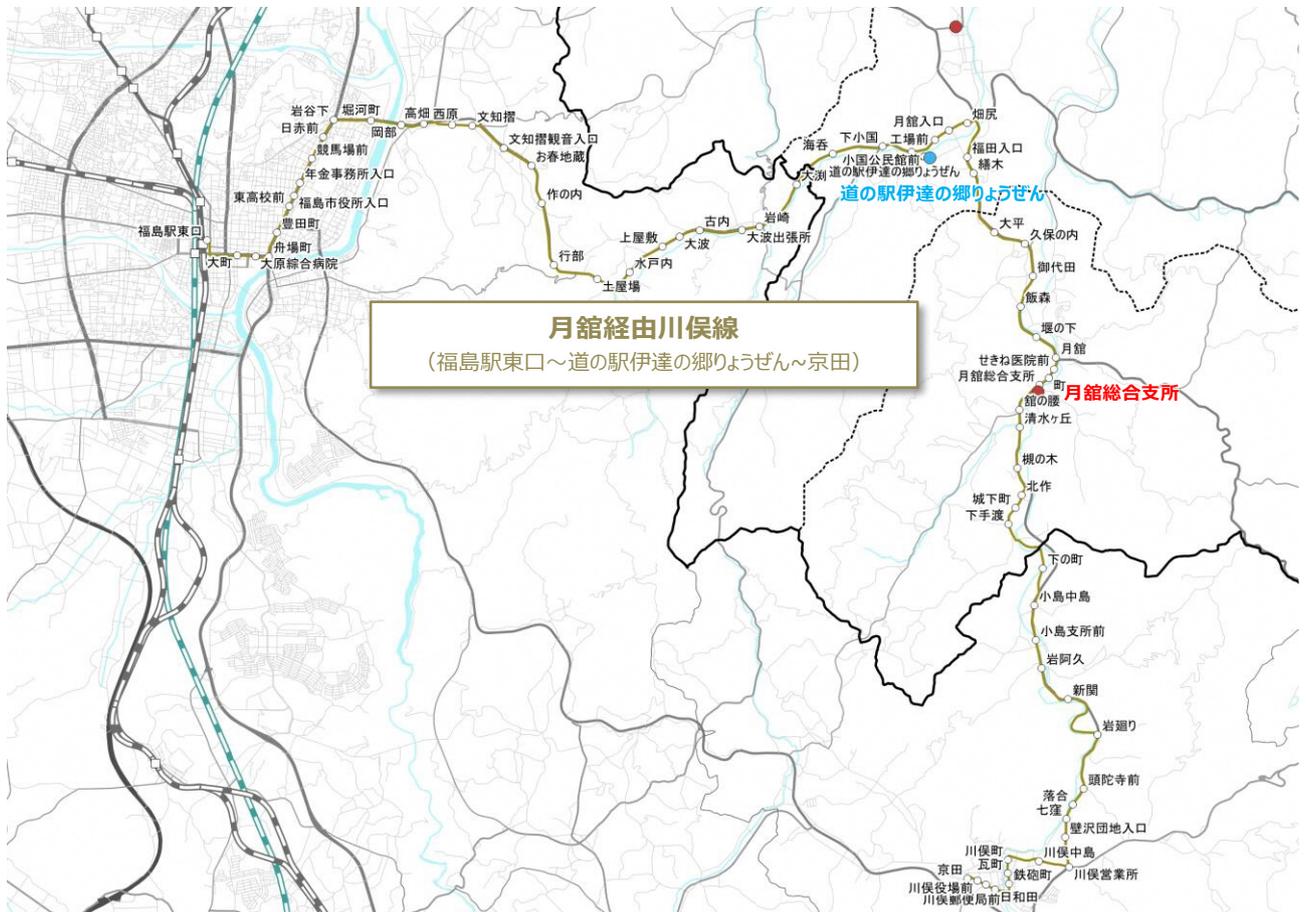
⑦ 月館経由川俣線		広域都市間交通
再編のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重複区間がみられる川俣・掛田線と統合し効率化を図ります。</li> <li>○中心都市拠点及び都市拠点へ乗り入れ、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との乗り継ぎを強化します。</li> <li>○運行ダイヤを見直し、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との接続を強化します。</li> </ul>	
中心都市拠点 都市拠点	月館総合支所へ乗り入れます。 道の駅伊達の郷りょうぜんへ乗り入れます。	
運行事業者	福島交通株式会社	
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)	
運行日	通年運行	
使用車両	大型・中型	
運賃	交通事業者と今後協議・検討する。(対キロ区間制運賃を基準に検討する。)	
系統①	月館経由	
起点	福島駅東口	
主な経由地	月館	
終点	京田	
運行本数	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行距離	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行回数	交通事業者と今後協議・検討する。	
系統②	道の駅伊達の郷りょうぜん経由	
起点	福島駅東口	
主な経由地	月館、道の駅伊達の郷りょうぜん	
終点	京田	
運行本数	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行距離	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行回数	交通事業者と今後協議・検討する。	

【運行ルート図】

■再編前



■再編後イメージ

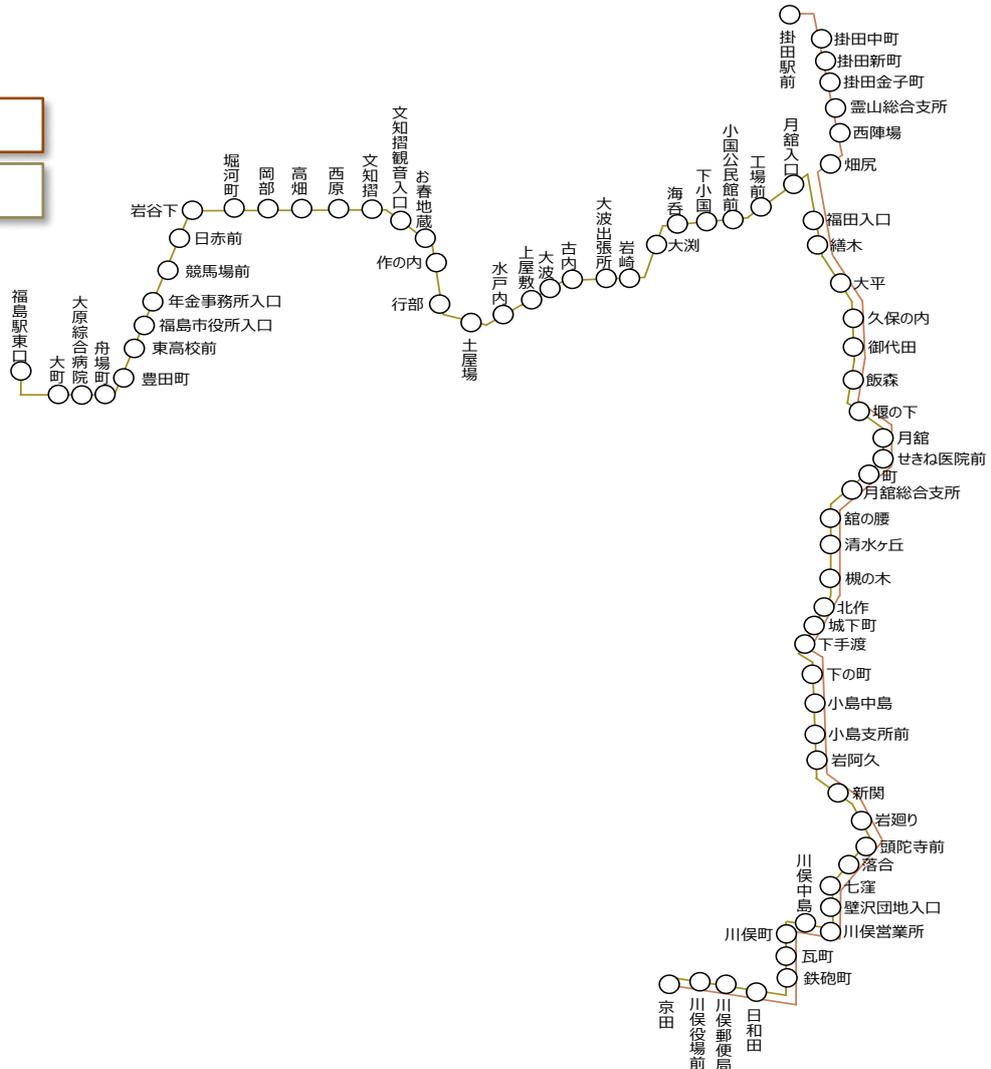


【運行系統図】

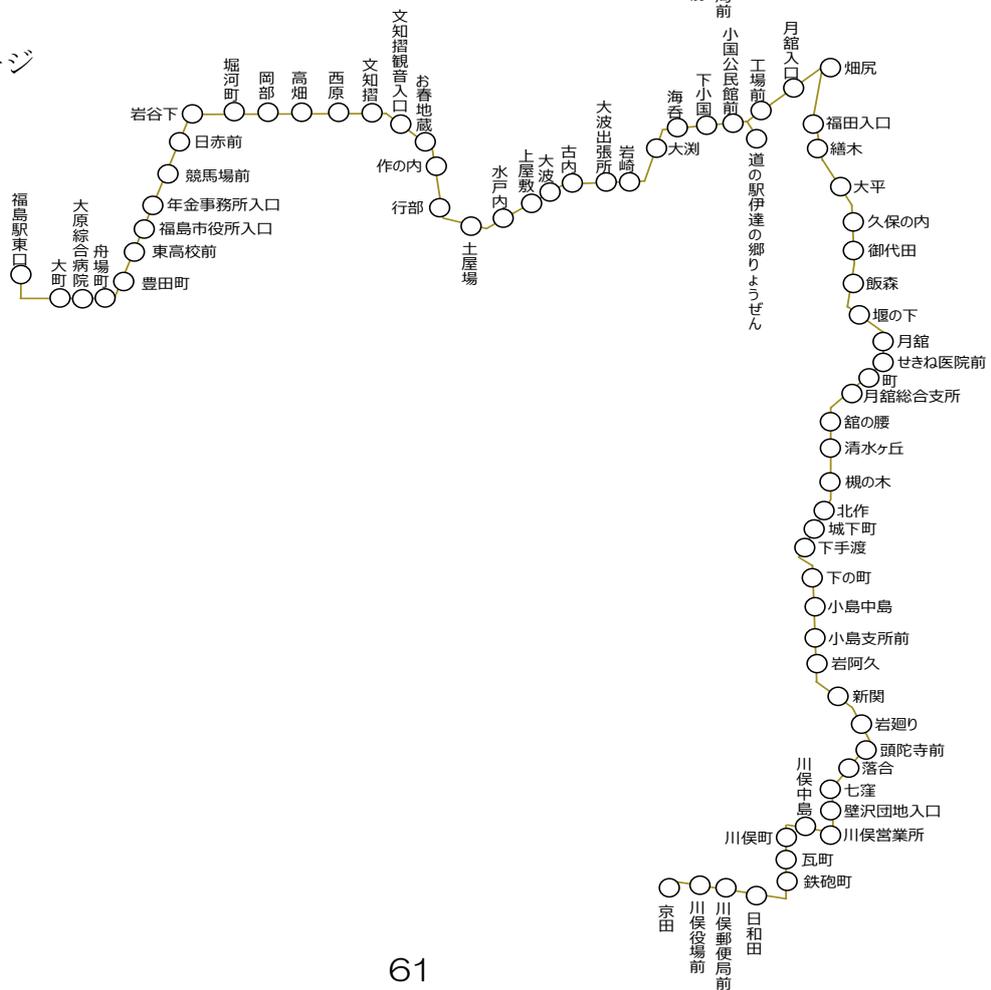
■再編前

川俣・掛田線

月館経由川俣線



■再編後イメージ



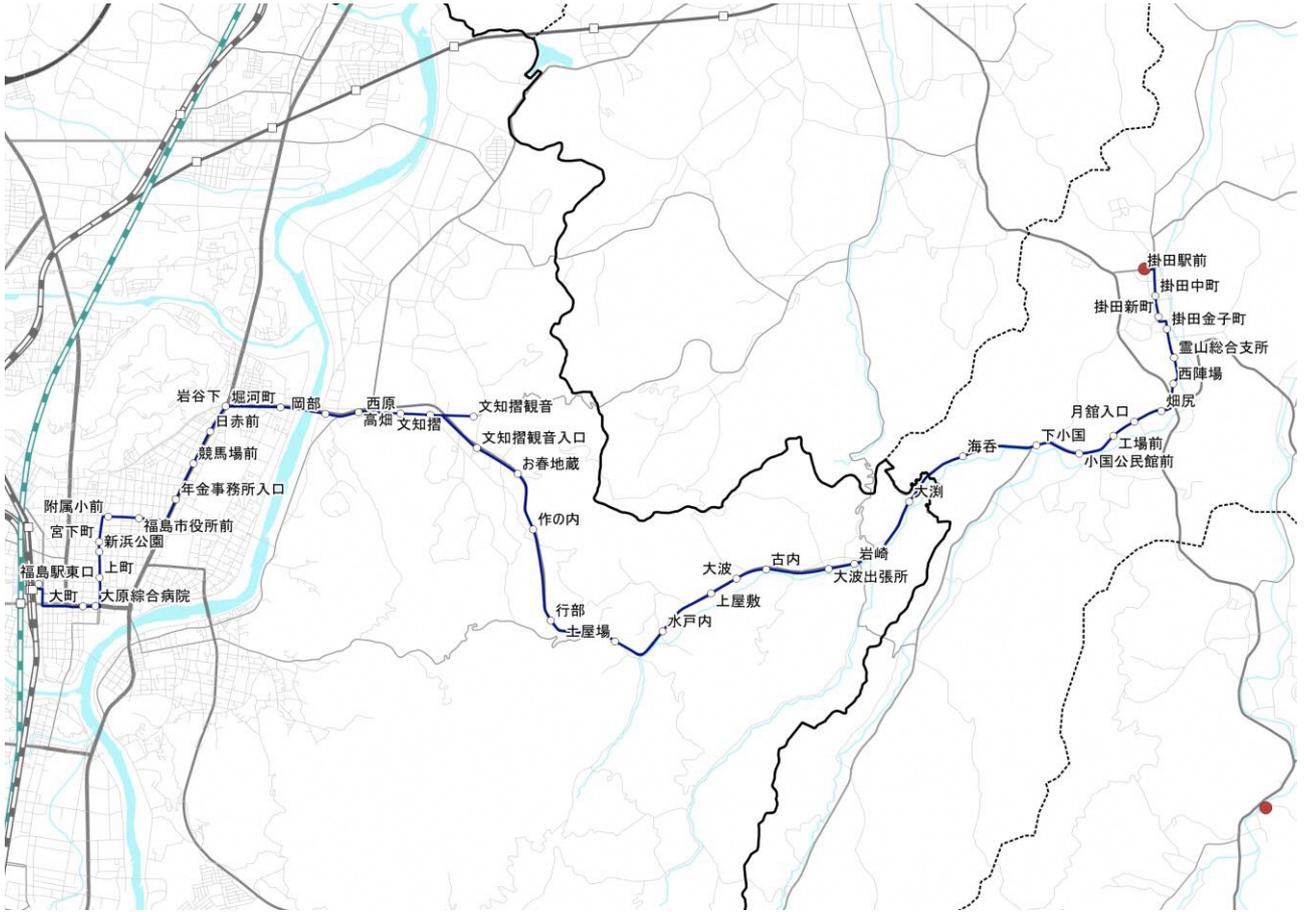
■停留所の一覧

NO	停留所名	よみ	系統	
			①	②
1	京田	きょうでん	○	○
2	川俣役場前	かわまたやくばまえ	○	○
3	川俣郵便局前	かわまたゆうびんきょくまえ	○	○
4	日和田	ひわだ	○	○
5	鉄砲町	てっぽうまち	○	○
6	瓦町	かわらまち	○	○
7	川俣町	かわまたまち	○	○
8	川俣中島	かわまたなかじま	○	○
9	川俣営業所	かわまたえいぎょうしょ	○	○
10	壁沢団地入口	かべさわだんちいりぐち	○	○
11	七窪	ななくぼ	○	○
12	落合	おちあい	○	○
13	頭陀寺前	ずだじまえ	○	○
14	岩廻り	いわめぐり	○	○
15	新関	にいせき	○	○
16	岩阿久	いわご	○	○
17	小島支所前	おじましよまえ	○	○
18	小島中島	おじまなかじま	○	○
19	下の町	しものまち	○	○
20	下手渡	しもてど	○	○
21	城下町	じょうかまち	○	○
22	北作	きたさく	○	○
23	槻の木	つきのき	○	○
24	清水ヶ丘	しみずがおか	○	○
25	館の腰	たてのこし	○	○
26	月館総合支所	つきだてそうごうししよ	○	○
27	町	まち	○	○
28	せきね医院前	せきねいいんまえ	○	○
29	月館	つきだて	○	○
30	堰の下	せきのした	○	○
31	飯森	いもり	○	○
32	御代田	みよだ	○	○
33	久保の内	くぼのうち	○	○
34	大平	おおひら	○	○
35	繕木	つくろぎ	○	○
36	福田入口	ふくだいりぐち	○	○
37	畑尻	はたけじり	○	○
38	月館入口	つきだていりぐち	○	○
39	工場前	こうじょうまえ	○	○
40	道の駅伊達の郷ようぜん	みちのえきだてのさとりようぜん		○
41	小国公民館前	おぐにこうみんかんまえ	○	○
42	下小国	しもおぐに	○	○
43	海呑	かいどん	○	○
44	大淵	おおぶち	○	○
45	岩崎	いわさき	○	○
46	大波出張所	おおなみしゅつちようじよ	○	○
47	古内	ふるうち	○	○
48	大波	おおなみ	○	○
49	上屋敷	かみやしき	○	○
50	水戸内	みとうち	○	○
51	土屋場	どやば	○	○
52	行部	ぎょうぶ	○	○
53	作の内	さくのうち	○	○
54	お春地藏	おはるじぞう	○	○
55	文知摺観音入口	もちずりかんのんいりぐち	○	○
56	文知摺	もちずり	○	○
57	西原	にしはら	○	○
58	高畑	たかはた	○	○
59	岡部	おかべ	○	○
60	堀河町	ほりかわちよう	○	○
61	岩谷下	いわやした	○	○
62	日赤前	にっせきまえ	○	○
63	競馬場前	けいばじようまえ	○	○
64	年金事務所入口	ねんきんじむしょいりぐち	○	○
65	福島市役所入口	ふくしましやくしょいりぐち	○	○
66	東高校前	ひがしこうこうまえ	○	○
67	豊田町	とよたまち	○	○
68	舟場町	ふなばちよう	○	○
69	大原綜合病院	おおはらそうごうびよういん	○	○
70	大町	おおまち	○	○
71	福島駅東口	ふくしまえきひがしぐち	○	○

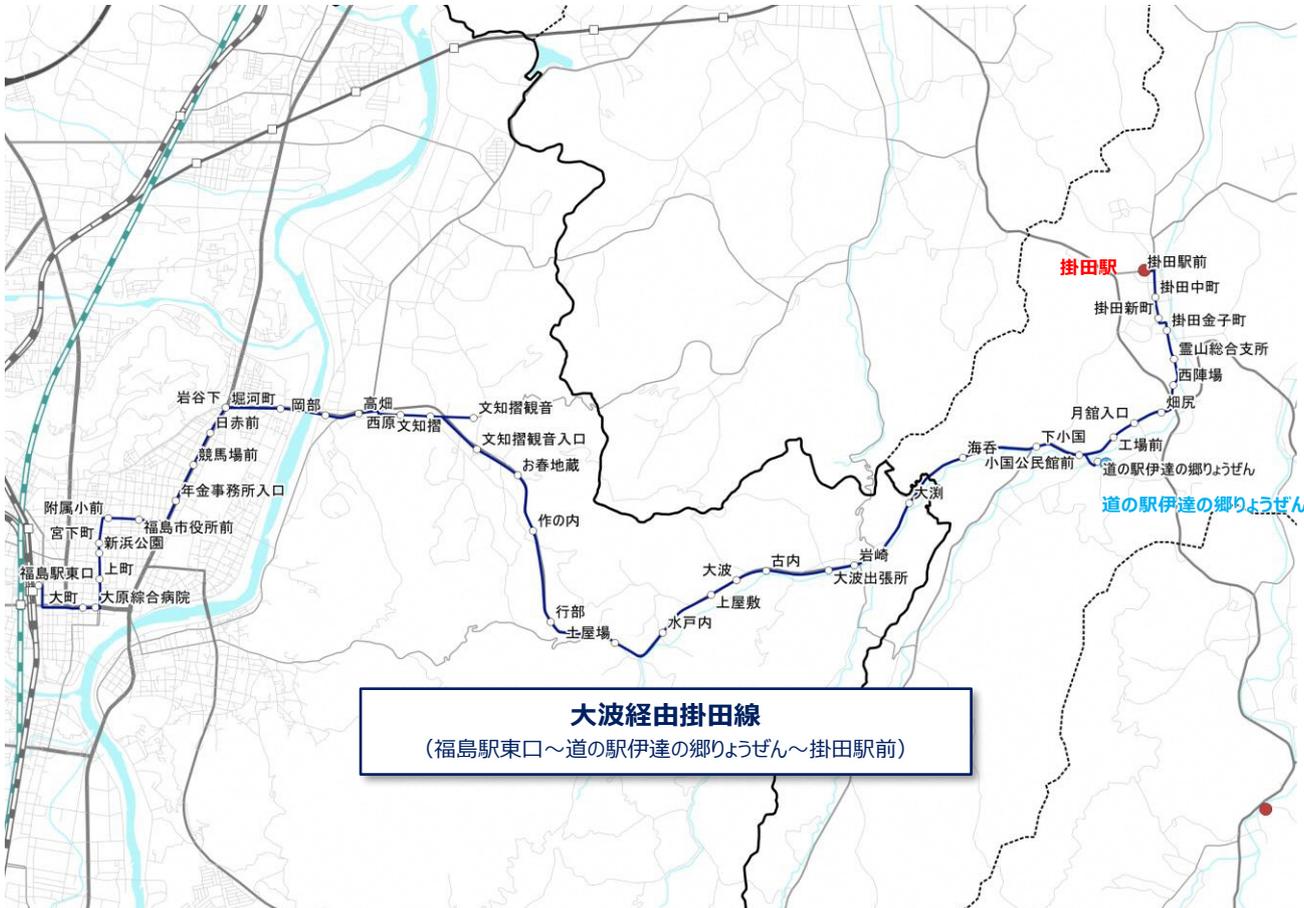
⑧ 大波経由掛田線		広域都市間交通
再編のねらい	<p>○中心都市拠点及び都市拠点へ乗り入れ、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との乗り継ぎを強化します。</p> <p>○運行ダイヤを見直し、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との接続を強化します。</p>	
中心都市拠点 都市拠点	<p>掛田駅へ乗り入れます。</p> <p>道の駅伊達の郷りょうぜんへ乗り入れます。</p>	
運行事業者	福島交通株式会社	
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)	
運行日	通年運行	
使用車両	大型・中型	
運賃	交通事業者と今後協議・検討する。(対キロ区間制運賃を基準に検討する。)	
系統①		
起点	福島駅東口	
主な経由地	文知摺	
終点	掛田駅前	
運行本数	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行距離	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行回数	交通事業者と今後協議・検討する。	
系統②		
起点	福島駅東口	
主な経由地	文知摺、道の駅伊達の郷りょうぜん	
終点	掛田駅前	
運行本数	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行距離	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行回数	交通事業者と今後協議・検討する。	

【運行ルート図】

■再編前

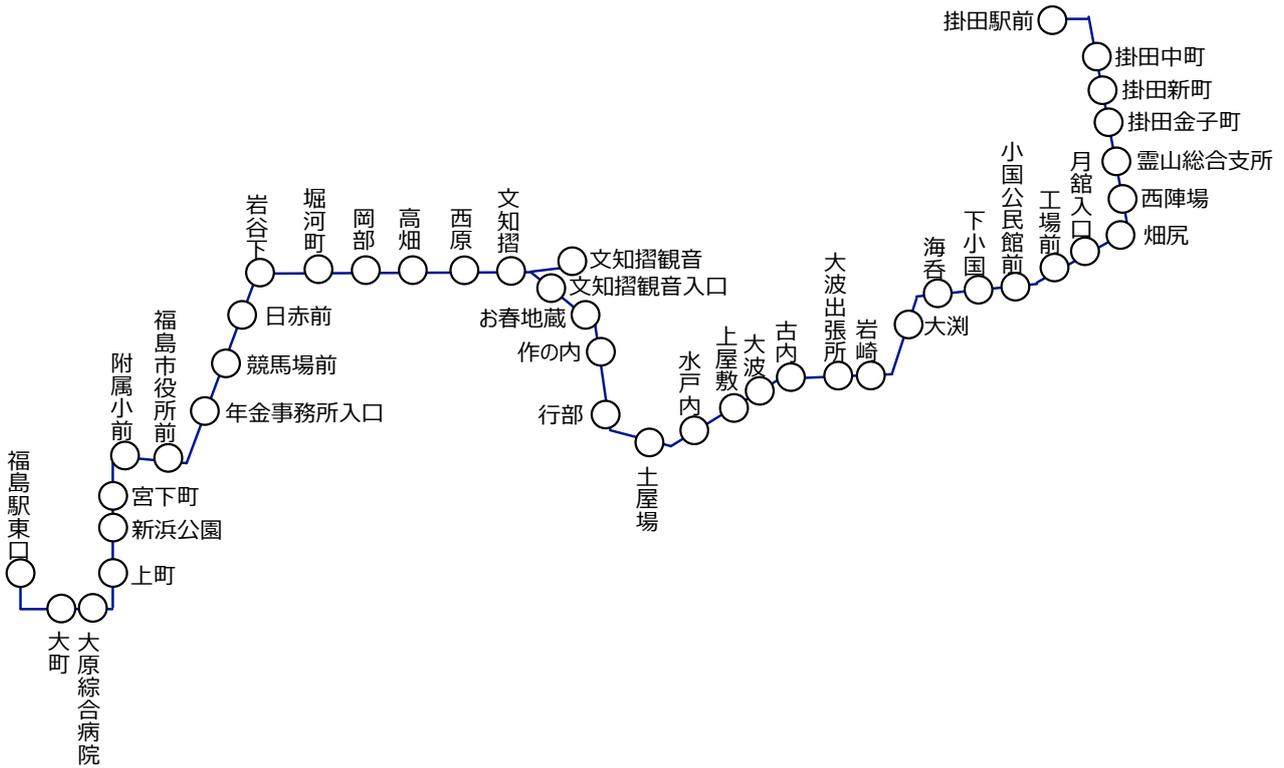


■再編後イメージ

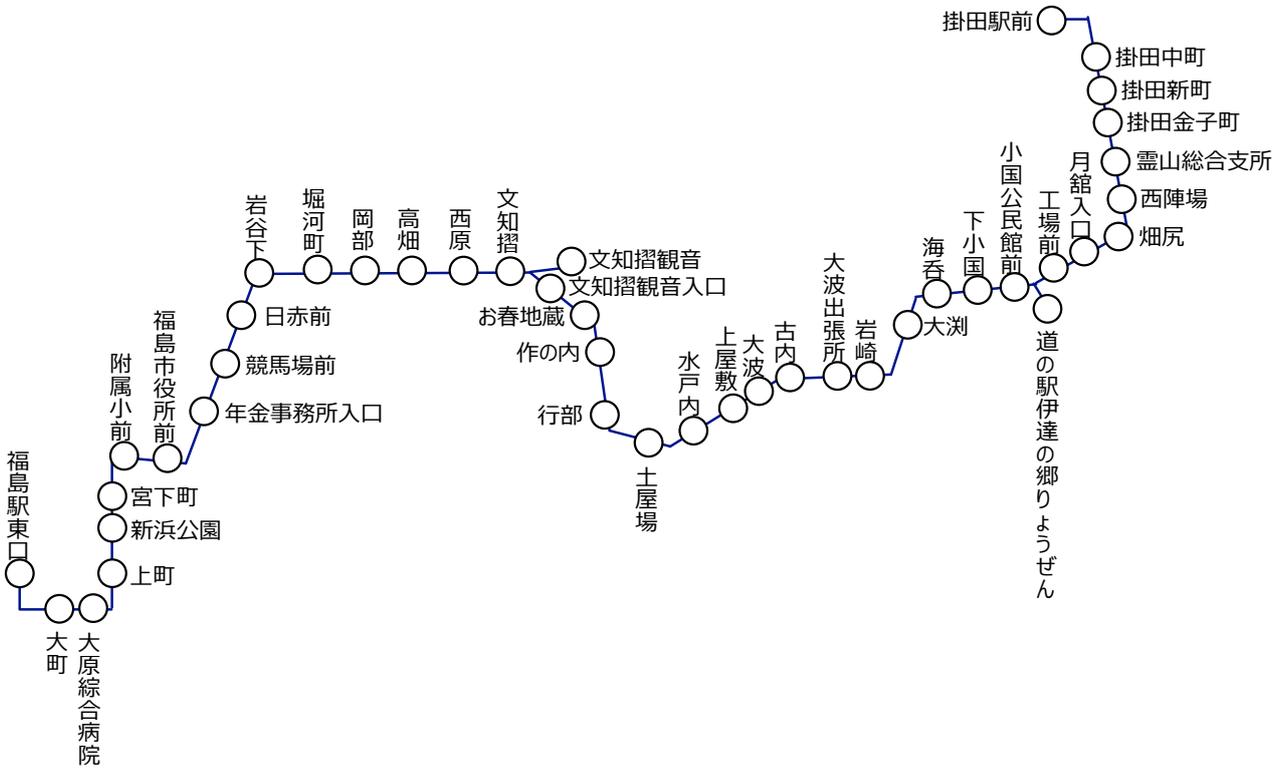


【運行系統図】

■再編前



■再編後イメージ



■停留所の一覧

NO	停留所名	よみ	系統	
			①	②
1	掛田駅前	かけだえきまえ	○	○
2	掛田中町	かけだなかまち	○	○
3	掛田新町	かけだしんまち	○	○
4	掛田金子町	かけだかねこまち	○	○
5	霊山総合支所	りょうぜんそうごうししよ	○	○
6	西陣場	にしじんば	○	○
7	畑尻	はたけじり	○	○
8	月館入口	つきだていりぐち	○	○
9	工場前	こうじょうまえ	○	○
10	道の駅伊達の郷りょうぜん	みちのえきだてのさとりょうぜん		○
11	小国公民館前	おぐにこうみんかんまえ	○	○
12	下小国	しもおぐに	○	○
13	海吞	かいどん	○	○
14	大渚	おおぶち	○	○
15	岩崎	いわさき	○	○
16	大波出張所	おおなみしゅつちょうじよ	○	○
17	古内	ふるうち	○	○
18	大波	おおなみ	○	○
19	上屋敷	かみやしき	○	○
20	水戸内	みとうち	○	○
21	土屋場	どやば	○	○
22	行部	ぎょうぶ	○	○
23	作の内	さくのうち	○	○
24	お春地蔵	おはるじぞう	○	○
25	文知摺観音入口	もちずりかんのんいりぐち	○	○
26	文知摺観音	もちずりかんのん	○	○
27	文知摺	もちずり	○	○
28	西原	にしはら	○	○
29	高畑	たかはた	○	○
30	岡部	おかべ	○	○
31	堀河町	ほりかわちょう	○	○
32	岩谷下	いわやした	○	○
33	日赤前	にっせきまえ	○	○
34	競馬場前	けいばじょうまえ	○	○
35	年金事務所入口	ねんきんじむしよいりぐち	○	○
36	福島市役所前	ふくしましやくしよまえ	○	○
37	附属小前	ふぞくしょうまえ	○	○
38	宮下町	みやしたちょう	○	○
39	新浜公園	しんはまこうえん	○	○
40	上町	うわまち	○	○
41	大原総合病院	おおはらそうごうびょういん	○	○
42	大町	おおまち	○	○
43	福島駅東口	ふくしまえきひがしぐち	○	○

## 4-4 鉄道アクセス線の導入

---

伊達駅及び保原駅とその周辺、並びに国道399号沿線に立地する主要目的施設を結ぶ「鉄道アクセス線」を形成し、伊達駅と保原駅への接続強化及び市内の回遊性並びに賑わいの向上を図ります。運行ルートと詳細については、交通事業者と調整します。

### 1) 市内中心部の回遊性向上及びにぎわい創出に対応した新規路線の導入

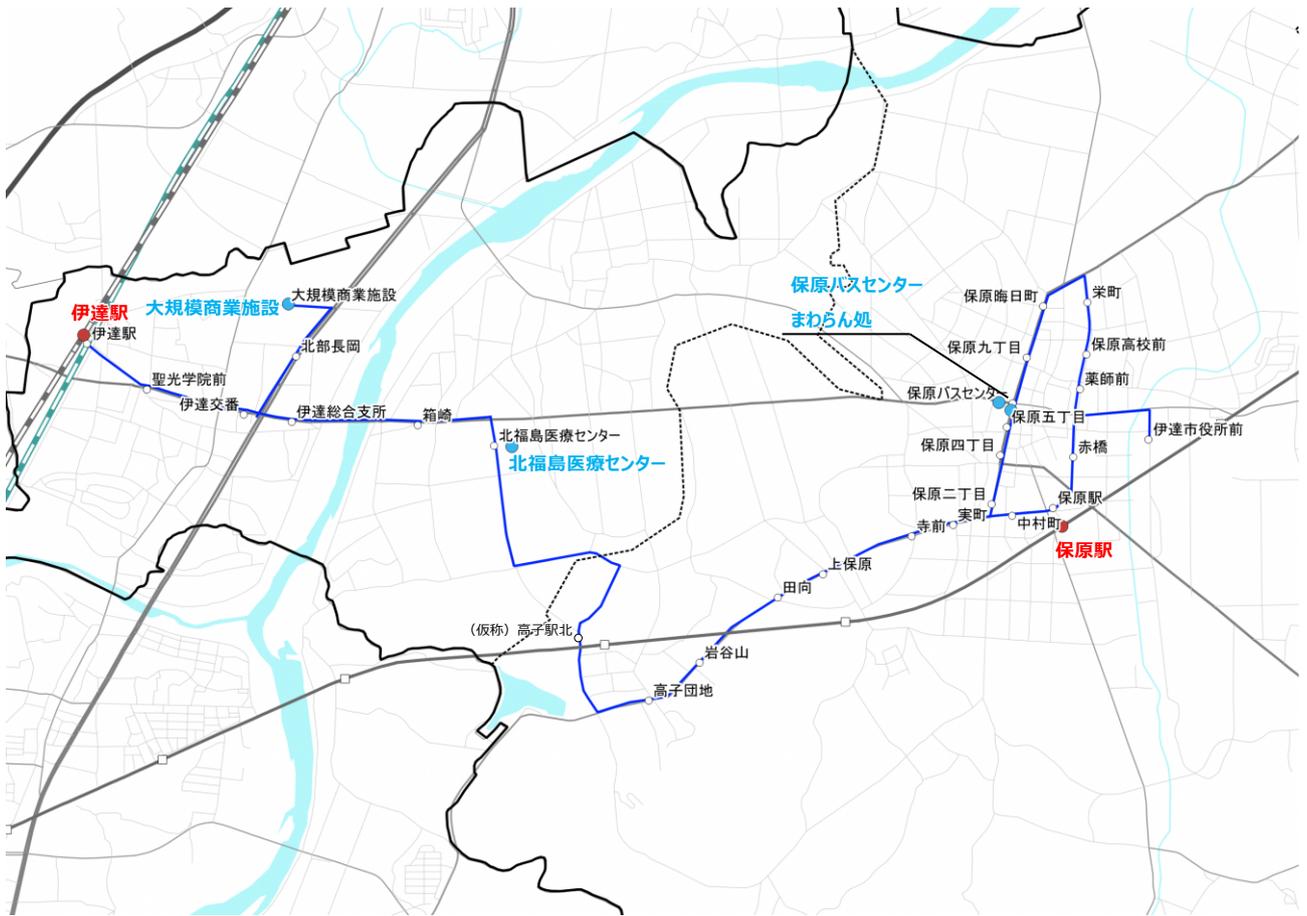
- ・日常生活を送る上で主要目的地となる駅や医療機関、市役所などへのアクセス性向上を図るため、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通と連携した新たな循環路線として「鉄道アクセス線」を形成します。
- ・鉄道アクセス線を認知してもらうため、あらゆる媒体を通して周知を行います。

### 2) 観光地へのアクセス強化

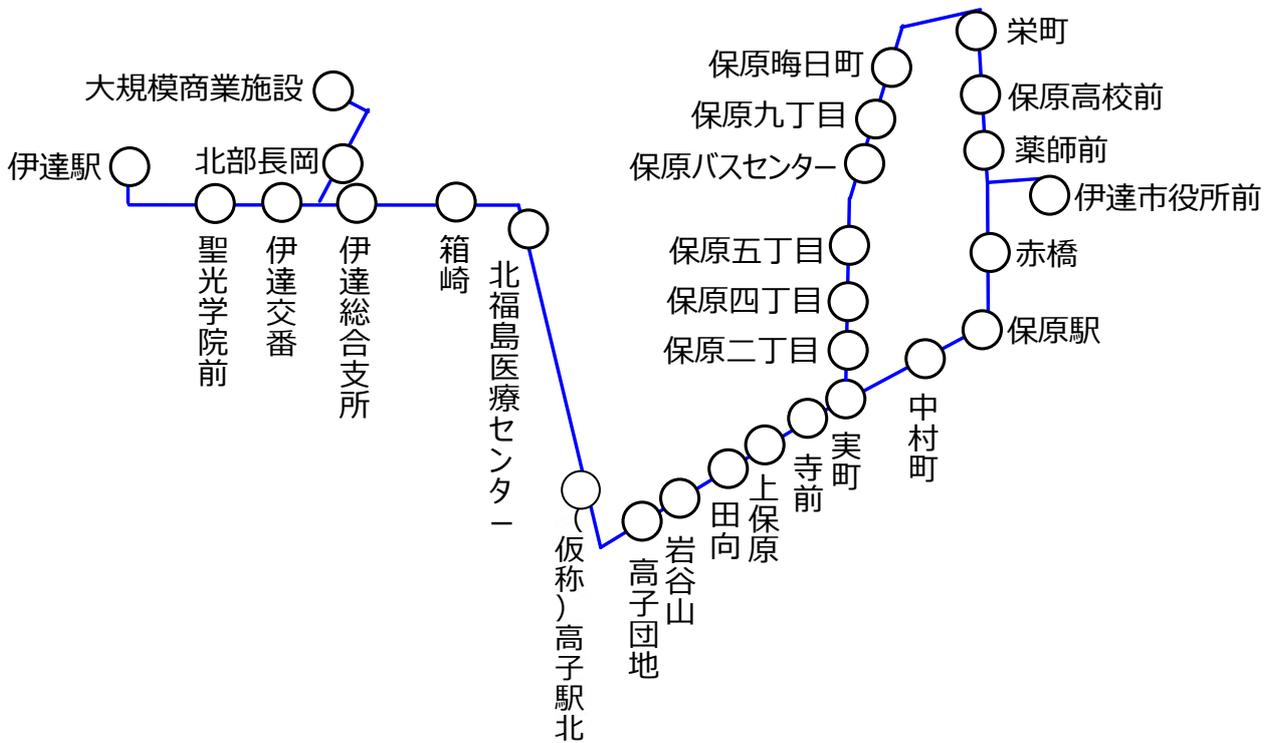
- ・JR伊達駅と阿武隈急行線保原駅のアクセス強化を図ります。
- ・鉄道アクセス線と地域間交通及び地域内交通との接続を強化し、観光地へのスムーズな移動を支えます。

① 鉄道アクセス線		地域間交通
再編のねらい	<p>○日常生活を送る上で主要目的地となる駅や医療機関、市役所などへのアクセス性向上を図るため、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通と連携した新たな循環路線として「鉄道アクセス線」を形成します。</p> <p>○運行ダイヤを見直し、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通との接続を強化します。</p>	
運行事業者	福島交通株式会社	
事業形態	一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)	
運行日	通年運行	
使用車両	中型	
運賃	交通事業者と今後協議・検討する。(対キロ区間制運賃を基準に検討する。)	
系統①		
起点	伊達駅	
主な経由地	大規模商業施設、北福島医療センター、保原駅、伊達市役所	
終点	伊達駅	
運行本数	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行距離	交通事業者と今後協議・検討する。	
運行回数	交通事業者と今後協議・検討する。	

【運行ルート図イメージ】



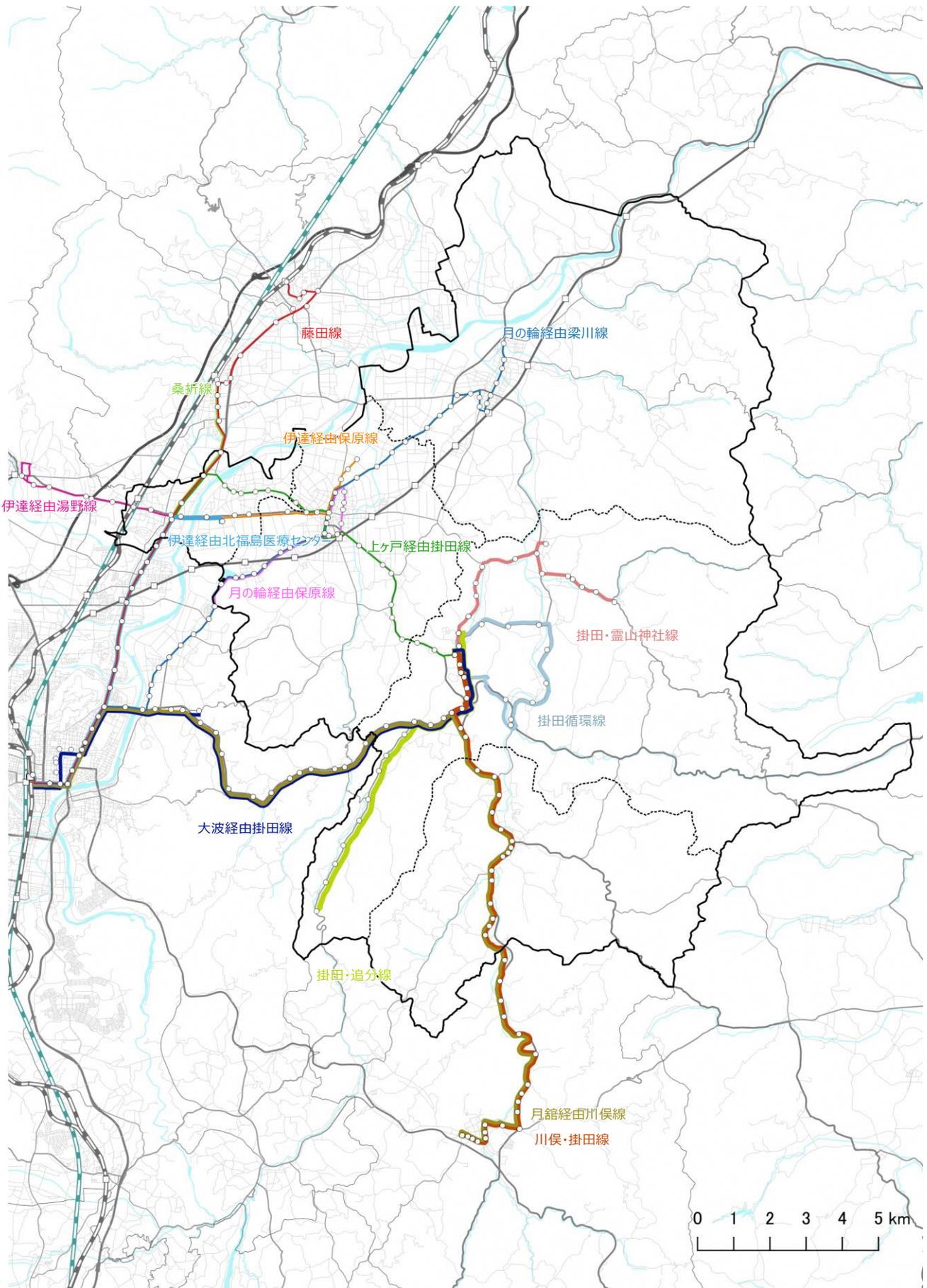
【運行系統図イメージ】



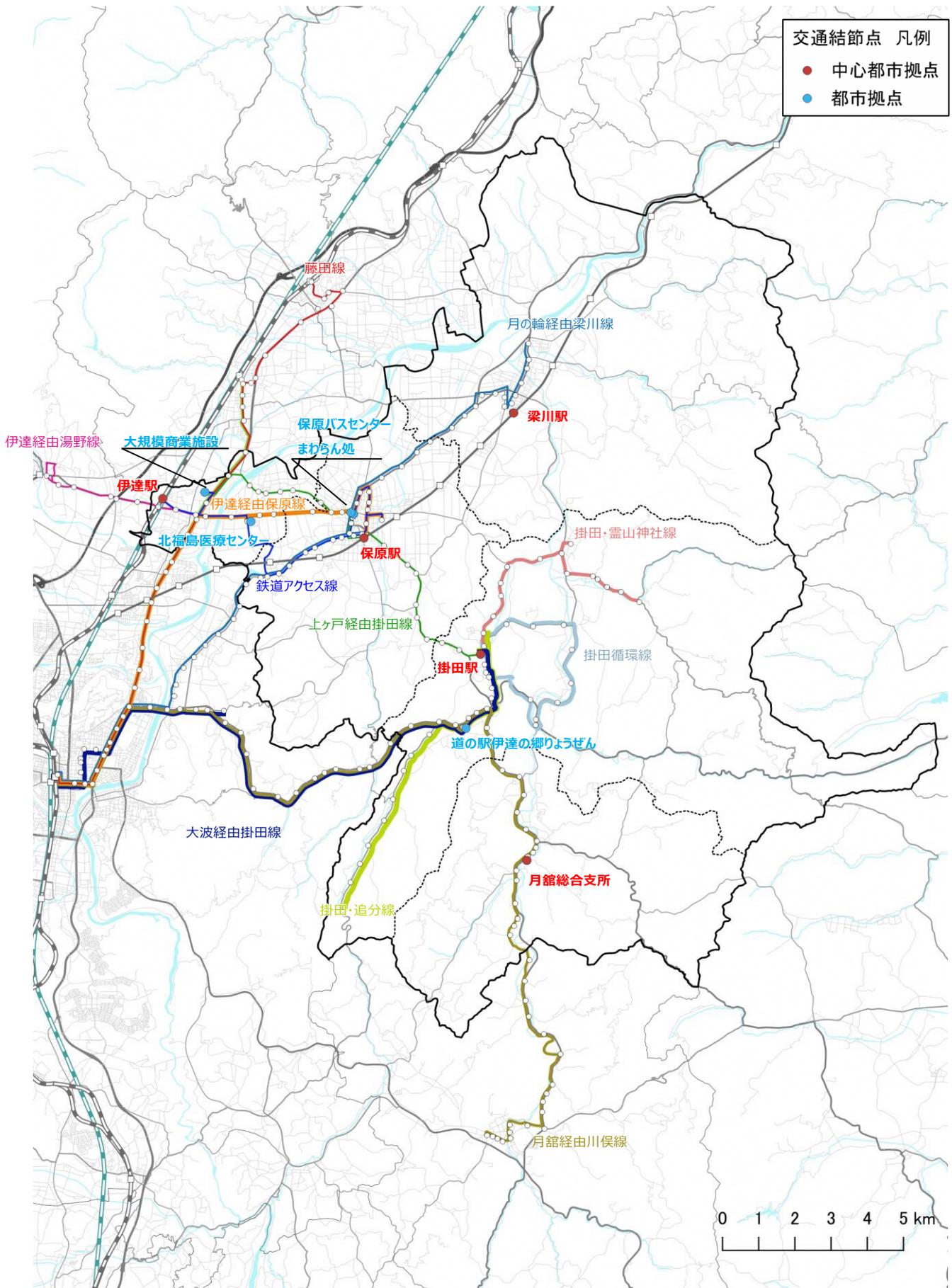
■停留所の一覧イメージ

NO	停留所名	よみ	系統
			①
1	伊達駅	だてえき	○
2	聖光学院前	せいこうがくいんまえ	○
3	伊達交番	だてこうばん	○
4	北部長岡	ほくぶながおか	○
5	大規模商業施設	だいきぼしょうぎょうせつ	○
6	北部長岡	ほくぶながおか	○
7	伊達総合支所	だてそうごうししょ	○
8	箱崎	はこざき	○
9	北福島医療センター	きたふくしまいりょうせんたー	○
10	(仮称)高子駅北	たかこえききた	○
11	高子団地	たかこだんち	○
12	岩谷山	いわやさん	○
13	田向	たむかい	○
14	上保原	かみほばら	○
15	寺前	てらまえ	○
16	実町	みのるまち	○
17	中村町	なかむらちよう	○
18	保原駅	ほばらえき	○
19	赤橋	あかばし	○
20	伊達市役所前	だてしやくしよまえ	○
21	薬師前	やくしまえ	○
22	保原高校前	ほばらこうこうまえ	○
23	栄町	さかえまち	○
24	保原晦日町	ほばらみそかまち	○
25	保原九丁目	ほばらきゅうちようめ	○
26	保原バスセンター	ほばらばすせんたー	○
27	保原五丁目	ほばらごちようめ	○
28	保原四丁目	ほばらよんちようめ	○
29	保原二丁目	ほばらにちようめ	○
30	実町	みのるまち	○
31	寺前	てらまえ	○
32	上保原	かみほばら	○
33	田向	たむかい	○
34	岩谷山	いわやさん	○
35	高子団地	たかこだんち	○
36	(仮称)高子駅北	たかこえききた	○
37	北福島医療センター	きたふくしまいりょうせんたー	○
38	箱崎	はこざき	○
39	伊達総合支所	だてそうごうししょ	○
40	北部長岡	ほくぶながおか	○
41	大規模商業施設	だいきぼしょうぎょうせつ	○
42	北部長岡	ほくぶながおか	○
43	伊達交番	だてこうばん	○
44	聖光学院前	せいこうがくいんまえ	○
45	伊達駅	だてえき	○

【現在の路線バス】



【再編後の路線バスイメージ】



## 4-5 利用実態や需要規模に応じた移動手段の確保

いままで暮らしてきた地域で安心して暮らし続けるには、買い物・通院などのための移動手段が欠かせません。そうした中で、路線バスやデマンド交通などの公共交通は利便性向上に向けて運行ルートの見直し、運賃の改定、新たな運行形態への転換など様々な取り組みを行っています。

しかし、過疎化の進行などにより中山間地域をはじめとして小さな需要が面的に広がる地域では、公共交通ではカバーしきれない部分があります。

そこで、移動手段の確保にあたっては、全てを公共交通で解消するのではなく、他の方法と組み合わせて役割分担しながら確保することが必要となっています。

### (1) 利用実態や需要規模に応じた移動手段の確保の基本的な考え方

#### 1) 公共交通における自助・共助・公助の考え方

移動手段の確保策は、関係主体の関わり方の度合いにより、交通事業者による場合（市場が成立している場合）、行政が関与し確保する場合（公助）、住民が関与し確保する場合（共助）、住民自らが確保する場合（自助）といった形に分類することができます。このうち、共助にあたるのが利用実態や需要規模に応じた移動手段になります。

共助の場合、住民主体のもとで行政が連携して取り組んでいきます。移動手段の確保にあたり事務手続きや専門知識の習得など様々な問題が生じることが考えられるため、住民同士や行政が参画する運営検討会を設立し、運行計画の策定や利用促進を決定していきます。

表 自助・共助・公助の考え方

項目	内容
行政が関与し確保する場合 (公助)	○市による運行、運行の委託又は運行経費の一部補助 ○利用促進の展開・資金の確保
住民が関与し確保する場合 (共助)	○住民が移動手段の確保に主体的に参加する。 ○送迎ボランティアなどの運転手の提供。 ○地域住民が利用しやすい交通となるように運行計画づくりに参画できる。 ○市は運行内容を検討するにあたり、必要な情報提供・助言、課題把握のための調査、関係者調整、申請支援、運行における一部経費について支援します。
住民自らが確保する場合 (自助)	○家族の送迎、友人や知人を同乗させる。

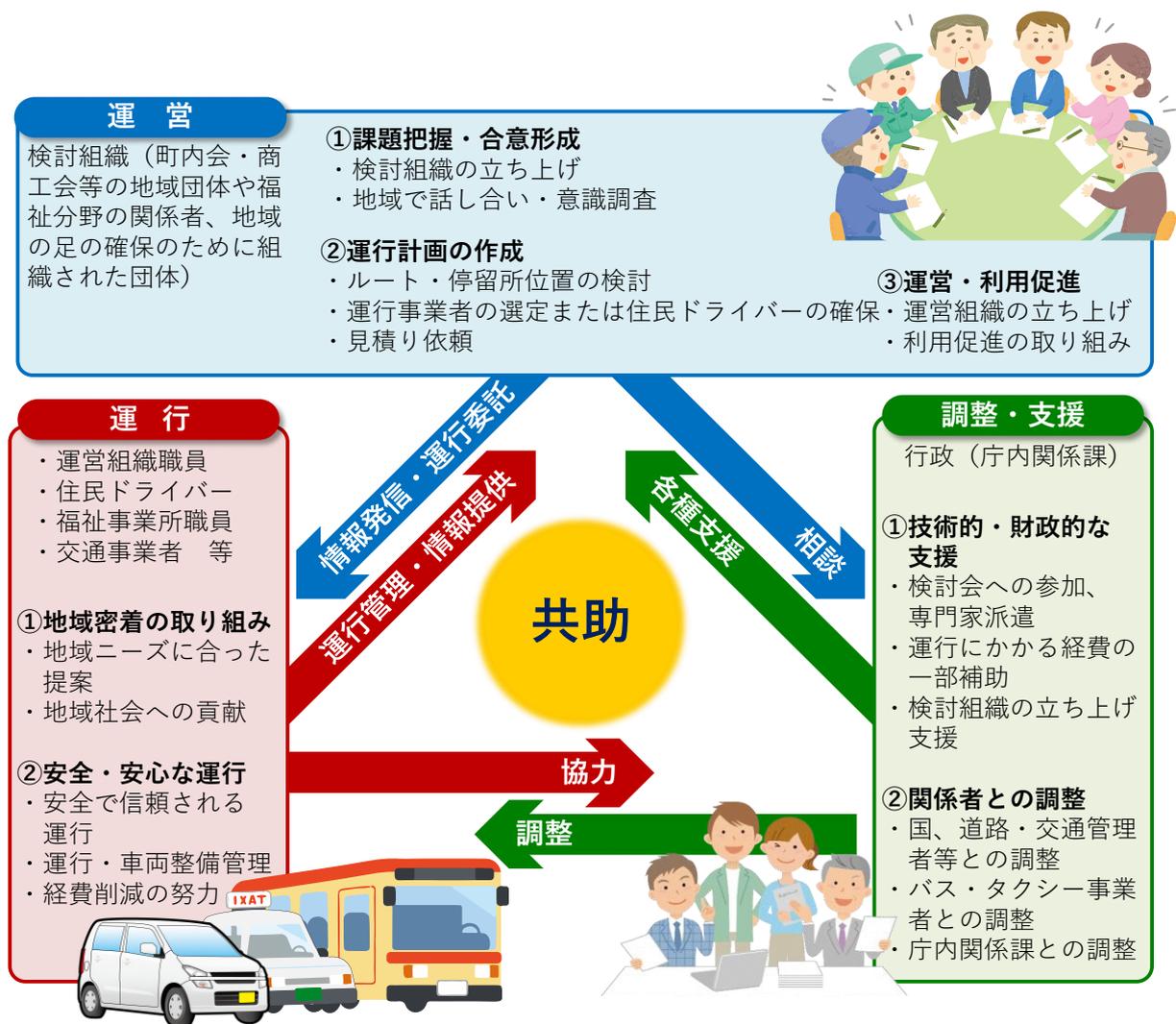


図 共助における役割分担

## 2) 移動手段の確保が必要な地域

必要な地域としては交通空白地域や交通が不便な地域を対象とします。

交通空白地域とはこれまで路線バスを運行していた事業者が撤退するなどにより、日常生活を支える公共交通サービスが行き届かない地域を指します。

その他、公共交通空白地域ではなくとも、バス停までの道のりが長い、道幅が狭い、坂道が多くて大変、バスの運行本数が少なくて使いづらいなど、住民が日常の利用に不便を感じている地域もあります。こうした地域を対象とします。

○国の定める「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」では、補助事業の基準として、交通不便地域を次のように定義しています。

### 【地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱】

半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域

### 3) 移動手段の確保策

移動手段は、地域の特性や利用者の目的、根拠とする法制度などにより様々な形態があります。そこで、移動手段を利用者特性と輸送密度をもって分類すると下図のようになります。

移動手段の確保策には様々な方法がありますが、来訪者を含む住民の移動手段を確保する方法として「自家用有償運送」や「許可・登録を要しない輸送」を中心に地域の実情に見合った移動手段を住民と検討していきます。

地域公共交通計画において対象となる旅客輸送サービスの範囲

公共交通の範囲

公共交通が使いつらい地域における移動手段の確保策

利用実態や需要規模に応じた移動手段の確保の範囲

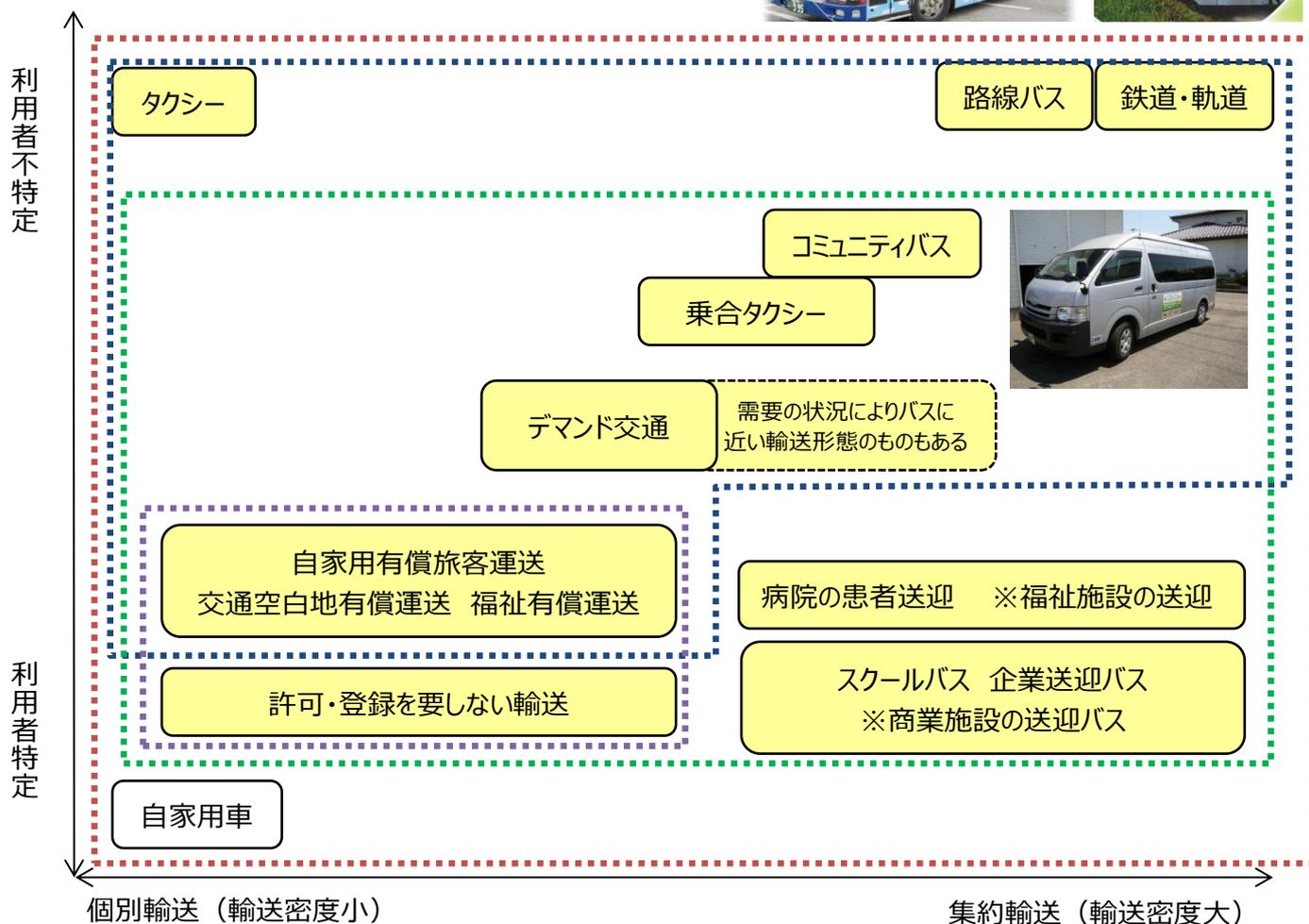


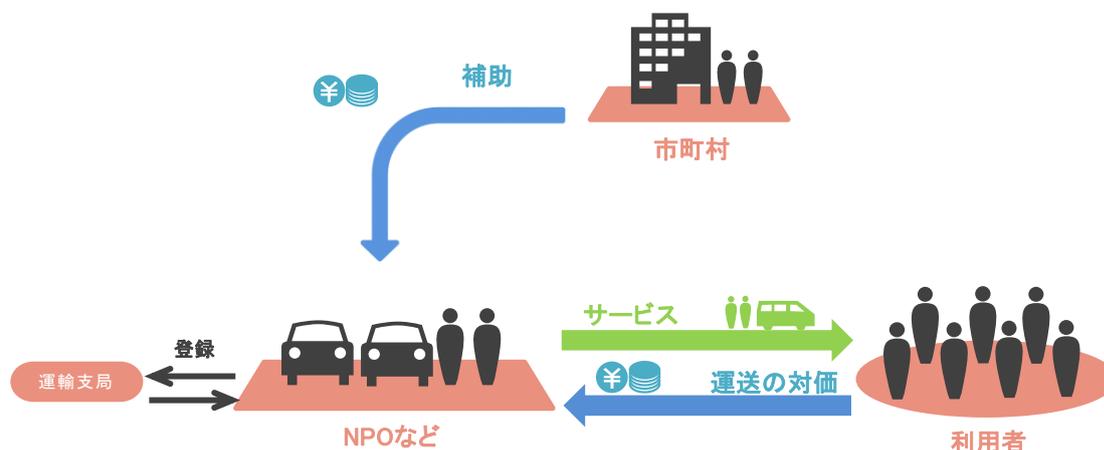
図 利用者特性と移動手段

## ① 自家用有償旅客運送

路線バスやタクシーのみでは、十分な移動サービスが提供されない地域において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、土交通大臣の登録を受けた NPO 法人などが自家用車を用いて有償で運送する仕組みです。

運行区域や利用者を限定して運行されるもので、バスやタクシーでは対応しきれない小規模の移動ニーズに応えることが可能です。

運行や運行管理は、地域で行う場合や交通事業者へ委託し運行する場合があります。



出典：国土交通省 高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット

図 自家用有償運送のモデル

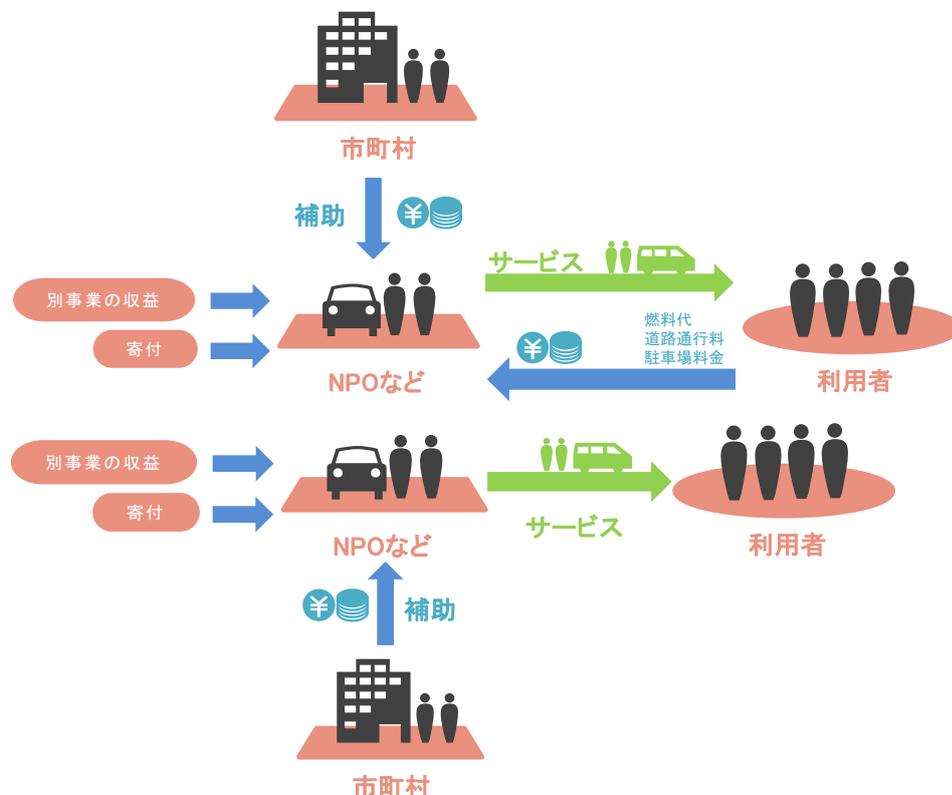
表 自家用有償運送の事例

NPO 法人くちない（岩手県北上市）	
運送の背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域内の生活施設の撤退や、路線バスの運行縮小を背景に住民の共助による外出支援を目的に運送を開始。</li> <li>○口内地区内を運行している。</li> </ul>
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用車両：団体所有 1 台、持ち込み車両 7 台</li> <li>○担い手：9 名（運転手）</li> <li>○利用対象者：口内町住民</li> <li>○送迎先：口内町内どこでも</li> <li>○送迎方法：自宅⇔町内目的地までの移動</li> <li>○支払：チケットによる支払（市内までは距離制で 1,000 円～1,200 円）</li> </ul>

出典：国土交通省「自家用有償旅客運送事例」

## ②許可・登録を要しない輸送

道路運送法の規定による登録又は許可を受けずに、自家用車を用いて運送する仕組みです。主にボランティア活動での送迎において、利用者の自発的な謝礼や、自動車の実際の運行に必要な費用（「ガソリン代」「道路通行料」「駐車場料金」の3つに限る）のみ受け取ることができます。



出典：国土交通省 高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット

図 許可・登録を要しない輸送のモデル

表 許可・登録を要しない輸送の事例

菊名おでかけバス（神奈川県横浜市港北区）	
運送の背景	○坂の上にある古い住宅街で高齢化も進む中、買物の荷物が重く、低栄養や、閉じこもりがちな高齢者等の問題があった。その対応として市に訴えコミュニティバスを走らせてと要請活動をつづけたが思うように行かず。ならば自分たちでできることをやり、地域で支えていこうと会員制の「コミバス市民の会」を結成し、2010年から運行を開始。
基本情報	○使用車両：1台（住民の車両提供） ○担い手：5名（運転手）、その他添乗員 ○利用対象者：会員（事前登録が必要） ○送迎先：駅、神社等 ○送迎方法：予め決められた乗降場所間 ○支払い：無料（自発的な謝金はOK）

出典：NPO法人 全国移動サービスネットワーク

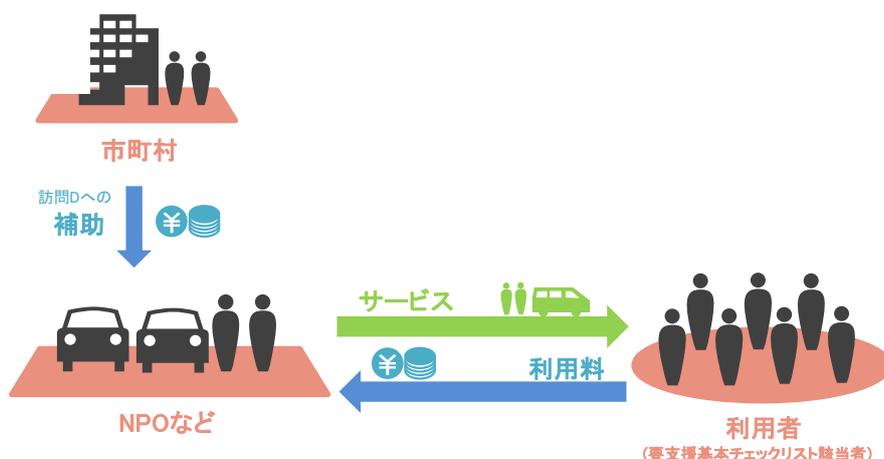
### ③訪問介護制度と連携した移動サービス（訪問型サービスD）

介護保険制度との連携を考えることで、運営費などについて補助（助成）を受けられることがあります。介護保険制度のうち「介護予防・日常生活支援総合事業」に高齢者の移動支援に係るサービスを「訪問型サービスD」と呼びます。移動支援サービスの利用者に要支援者などが多い場合は活用できる可能性が高まります。

利用対象者としては、基本チェックリストの該当者が対象です。しかし、事業として障がい者などの要支援者以外も含めた一体的な実施は可能です。

利用例①：通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援

利用例②：通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を別主体が実施する場合の送迎



出典：国土交通省 高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット

図 訪問介護制度と連携した移動サービス（訪問型サービスD）のモデル

表 訪問介護制度と連携した移動サービス（訪問型サービスD）の事例

サロン送迎（神奈川県秦野市）	
運送の背景	○介護認定の方々の送迎サービスを展開するために日常生活総合支援事業を活用した運送を開始。
基本情報	○使用車両：受託者の車両及び公用車（無償貸与） ○サービス提供者：3 団体 ○利用対象者：①通所型サービス B の利用者 ②要支援者又は事業対象者 ③ケアマネジメントの結果、送迎が必要とされた要支援者 または事業対象者 ○送迎先：サロン会場など ○送迎方法：自宅⇔指定エリア内までの移動

出典：NPO 法人 全国移動サービスネットワーク

#### 4) 地域主体による導入までの手順

地域内で地域の実情や利用者の状況に応じた内容となるよう合意形成を図ります。

表 導入までの流れ（イメージ）

項目	内容	役割		
		地域住民	交通事業者	行政
事前相談	○導入に向けた検討を開始します。	利用実態や需要規模に応じた移動手段の導入に向け相談します。	—	地域からの相談を受け、検討手順や内容をアドバイスします。また、地域に入り移動手段の確保について相談します。
検討会の設置	○運行内容を検討するための検討会を設置します。 ○事務局の有無について検討します。	検討会の主体となります。	検討会に参画します。	検討会に参画し、運営の補助を行います。
現状・問題の把握、課題抽出	○地域の交通における現状・問題点を把握し、導入に必要な課題を抽出します。その後、導入における基本方針を検討します。	現状・問題点を把握するため、アンケートやヒアリング調査を実施します。	—	地域と協力して調査の設計、回収票の整理・入力等を行います。
運行内容・運行体制の検討	○運行主体、運行形態、運行区域、目的地、運行ルート、運行日数、運行時間帯、車両、運転手の確保、利用対象者、利用方法などの運行内容を検討します。 ○運行内容を検討していくにあたり、交通事業者と協議・検討し役割を分担します。	検討会で運行内容を協議し、運行計画（案）を作成します。	法令に関する助言をします。 路線バスとの接続や既存の公共交通機関との連携に関する提案をします。	運行計画の作成を支援します。
関係者調整	○サービス導入地域への説明、既存の交通事業者への説明、活性化協議会への報告などを行います。	運行計画などについて合意形成を図ります。 停留所設置等の関係者の承認を得ます。	ルート試走などにより運行上の支障がないか確認します。運行概算経費や収支見込を算出します。	関係機関（警察・道路管理者・既存交通事業者・運輸局など）と調整を図ります。

項目	内容	役割		
		地域住民	交通事業者	行政
実証運行	<p>○おおよその運行内容が定まりましたら、実証運行をします。実証運行の中で利用実績をみながら、改善点（使いづら）を洗い出し、持続可能な運行内容を検討していきます。</p> <p>○利用者を増やすために利用促進についても検討し、実施していきます。</p>	<p>地域住民へ説明します。</p> <p>運行を担う場合は、安全運行に努めます。</p> <p>検討会を開催し、実証運行の利用状況等を共有します。</p> <p>利用者や住民の声を把握します。</p> <p>利用促進策を検討し、実施します。</p>	<p>道路運送法に基づく登録申請が必要な場合は、申請します。</p> <p>運行を担う場合は、安全運行に努めます。</p>	<p>利用者数を把握し、検討会へ報告します。</p> <p>検討会に参画し、評価・検証の支援を行います。</p>
本格運行	<p>○運行主体で継続して収支状況・利用状況を把握し、必要に応じて運行計画を見直します。</p>	<p>検討会で運行内容を協議し、運行計画を見直します。</p> <p>利用促進策を検討し、実施します。</p>	<p>道路運送法に基づく登録申請が必要な場合は、申請します。</p> <p>運行を担う場合は、安全運行に努めます。</p>	<p>利用者数を把握し、検討会へ報告します。</p> <p>検討会に参画し、評価・検証の支援を行います。</p>

## 5) 利用実態や需要規模に応じた移動手段を確保するメリット

### ①住民との共助による移動手段の確保

- ・ NPO 法人や権利能力なき社団（自治会、町内会など）など住民が主体となった組織が運行主体となることができます。
- ・ 地域住民が運送の区域や運行ダイヤの設定などの運行計画づくりに参画することができます。これにより、利用者や地域の実情に応じたきめ細かい運行計画となります。
- ・ 日常生活の移動手段の確保により外出機会の増加が期待できます。

### ②地域にある車両などの活用

- ・ 運行主体となる NPO 法人などが保有する車両や地域住民が保有する自家用車など、地域にある既存の車両などを輸送資源として活用することができます。
- ・ 2 種免許がなくても講習を受けることで運転手となることができます。

## 5. 事業の実施予定期間

計画の実施予定期間は、2021年度から2025年度までの5年間とします。なお、事業の進捗や居住地・施設の立地状況など、計画期間中の状況の変化に応じて適宜見直しを図っていきます。

-  検討・協議・準備
-  実証的な取り組み
-  再編実施

表 事業の実施予定期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
地域内交通及び地域間交通としてのデマンド交通の再編・見直し					
運行ダイヤの見直し	検討・協議・準備		利用需要の確認、運行ダイヤの検討		
中心都市拠点及び都市拠点へ接続	検討・協議・準備		中心都市拠点及び都市拠点への乗り入れ		
運行主体の一本化	検討・協議・準備	運行主体の一本化、事務局業務(庶務)の一本化			
予約システムの本体化	検討・協議・準備		予約窓口の本体化		
運行エリアの見直し	検討・協議・準備			運行エリアの見直し	
運賃体系の見直し	検討・協議・準備			運賃体系の見直し	
広域路線バスの見直しなど合わせた定路線型の見直し	検討・協議・準備		利用が少ない路線、路線バスとの重複・競合区間の見直し		
保原⇄月舘間を結ぶ移動手段の確保	検討・協議・準備		路線導入		
コミュニティバスの再編					
コミュニティバスの再編	検討・協議・準備		スクールバスとの一体的な見直し		

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
広域都市間交通としての路線バスの再編・見直し					
藤田線	検討・協議・準備		路線再編(都市拠点への乗り入れ・ダイヤ等)		
桑折線	検討・協議・準備		路線再編(都市拠点への乗り入れ・ダイヤ等)		
伊達経由湯野線	検討・協議・準備		路線再編(都市拠点への乗り入れ・ダイヤ等)		
伊達経由保原線	検討・協議・準備		路線再編(路線の統合、中心都市拠点への乗り入れ、運行ルート・ダイヤ等)		
上ヶ戸経由掛田線	検討・協議・準備		路線再編(都市拠点への乗り入れ・ダイヤ等)		
月の輪経由梁川線	検討・協議・準備		路線再編(路線の統合、運行ルート・ダイヤ等)		
月舘経由川俣線	検討・協議・準備		路線再編(路線の統合、運行ルート・ダイヤ等)		
大波経由掛田線	検討・協議・準備		路線再編(運行ルート・ダイヤ等)		
鉄道アクセス線の導入					
鉄道アクセス線の形成	検討・協議・準備			路線導入、周知活動	
利用実態や需要規模に応じた移動手段の確保					
利用実態や需要規模に応じた移動手段の導入	検討・協議・準備		実証運行	本格運行	

## 6. 事業の効果

事業を実施していくことで、以下に示すような効果が期待されます。

表 事業の効果

項目	事業の効果	地域公共交通計画での目標における位置づけ
地域内交通及び地域間交通としてのデマンド交通の再編・見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内各方面から中心市街地へのアクセス性の向上</li> <li>○運行エリア変更に伴う分かりやすい料金体系の構築</li> <li>○広域都市間交通及び地域間交通との接続による利便性向上</li> <li>○運行ダイヤの見直しによる利便性向上</li> <li>○接続ダイヤ設定による交通結節機能の強化</li> <li>○運賃体系の見直しを図り、エリアによる支払額の適正化</li> <li>○運行主体や予約窓口の一本化による利便性の向上と効率的な運行体制の構築</li> </ul>	<p>目標① 地域内の移動を支える「地域内交通」の維持・改善</p> <p>目標② 地域間の交流・連携を促す「地域間交通」の維持・活性化</p>
地域内交通としてのコミュニティバスの再編・見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールバスとの役割分担</li> <li>○運行形態の見直しによる運行経費削減</li> </ul>	<p>目標① 地域内の移動を支える「地域内交通」の維持・改善</p>
広域都市間交通としての路線バスの再編・見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運行ルート変更による利便性向上</li> <li>○広域都市間交通及び地域間交通との接続による利便性向上</li> <li>○運行ダイヤの見直しによる利便性向上</li> <li>○接続ダイヤ設定による交通結節機能の強化</li> <li>○路線の見直しによる効率的な運行</li> </ul>	<p>目標③ 多様な移動を支える「広域都市間交通」の維持・活性化</p>
鉄道アクセス線の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地内の回遊性及び賑わいの向上</li> <li>○伊達駅と保原駅の接続強化</li> </ul>	<p>目標④ 賑わい創出に資する公共交通</p>
利用実態や需要規模に応じた移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の実態にあった移動手段の確保</li> <li>○輸送資源の活用</li> </ul>	<p>目標⑦ 少ない需要に見合った利用しやすい新たな交通手段の導入</p>

## 7. 地方公共団体による支援の内容

地域公共交通の再編に向けて、市では以下のような支援を実施します。

### ○地域公共交通網の確保・維持に係る必要な支援

- ・地域公共交通利便増進事業、地域公共交通確保維持改善事業及び市町村生活交通路線に対する支援の枠組みを活用しながら、路線バス及びデマンド交通の確保、維持にあたります。

### ○交通拠点の形成に向けた支援

- ・交通拠点における機能強化を図るため、交通結節点として中心都市拠点及び都市拠点を設定します。
- ・交通結節点には待合環境の整備、公共交通に関する案内表示を掲示します。
- ・広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通の接続性の強化を図るため、運行ダイヤについて交通事業者と協議・検討します。

### ○交通・まちづくり連携による情報発信・利用促進の支援

- ・利用しやすい公共交通とするため、利用方法や支援制度等について、案内を強化し利用促進を図ります。

### ○利用実態や需要規模に応じた移動手段の確保

- ・住民が移動手段の確保に主体的に参加できるように、住民同士の協議の場の立ち上げを支援します。
- ・運行内容を検討するにあたり、必要な情報提供・助言、課題把握のための調査、関係者調整、申請支援、運行における一部経費について支援します。

## 8. 関連して実施する事業

### 8-1 広域都市間交通としての鉄道の利用促進

駅から離れた居住地や目的施設などをつなぐ交通手段として、駅を交通結節点とすることで鉄道を軸とした沿線地域の一体的な交通ネットワークを形成します。

#### 1) 阿武隈急行の利用促進

- ・鉄道と路線バスとの接続性を強化します。
- ・鉄道利用者が利用できる駐車場・駐輪場を確保するために、運用改善・整備を検討します。
- ・沿線の企業・大学等と連携し、事業所・大学に対する情報提供とコミュニケーションを継続的に展開（エコ通勤表彰制度、企業・大学内のエコ通勤・通学推進員の配置等）するとともに、一定人数の従業員・学生が通勤・通学定期券を購入する場合の団体割引サービス（大口割引率アップ）などにより、利用促進を図ります。
- ・既存のイベント列車の継続とともに、新たなイベント列車の企画・販売を検討します。
  - あぶQウォーク、ビアガー電の継続実施
  - 新たなイベント列車の企画・販売（おもちゃ列車、婚活列車、貸切列車など）
  - サイクルトレイン\*等の実施
- ・阿武隈急行線沿線の魅力やお得なパッケージ情報等を発信する SNS 等を強化・整備し、SNS 担当者の設置や、専門家のサポートを受けられる体制構築に協力します。



図 ビアガー電、あぶきゅうクリスマス号

※電車にそのまま自転車・ロードバイクと一緒に乗車できるサービスのこと

表 実施主体

実施主体
伊達市、路線バス運行事業者、阿武隈急行株式会社、関係自治体

## 8-2 分かりやすい情報提供

利用しやすい公共交通を構築するために情報提供を行います。

### 1) 伊達市版公共交通マップ・時刻表の作成

- ・鉄道、路線バス、まちなかタクシー、タクシー、その他の移動手段に関する利用方法を記載した総合案内ツールとして、公共交通マップを作成します。

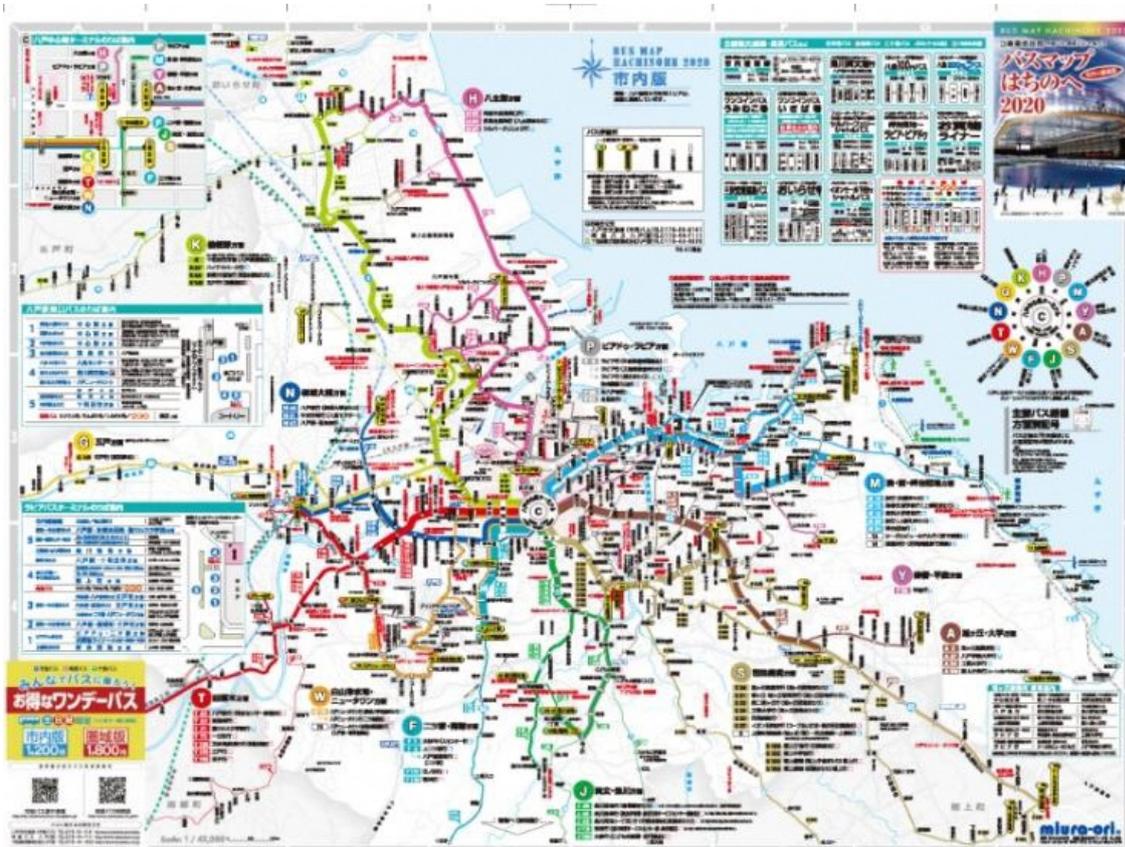


図 公共交通バスマップ（青森県八戸市）

### 2) バスロケーションシステムの導入（導入済み）

- ・2020年12月16日に導入された福島交通バスロケーションシステムの周知活動に協力します。



図 バスロケーションシステム「バスがいつ来るか分かります！」



## 8-3 交通結節点の機能強化

広域都市間交通、地域間交通、地域内交通が接続し、人々の移動の主要目的地となる場所を交通結節点として整備し、交通結節点の機能強化及び利便性向上を図ります。

### 1) 中心都市拠点及び都市拠点の整備

- ・市街地中心部において、人々の移動の主要目的地となる拠点であり、広域都市間交通、地域間交通及び地域内交通と接続し、路線間の乗り継ぎを行う場所として、中心都市拠点を設定します。
- ・広域都市間交通、地域間交通、地域内交通が乗り入れる場所として、都市拠点を設定します。
- ・便利で安全・快適な環境とするため、待合環境や案内表示を整備します。
- ・交通結節点には人が集まる特性を生かし、地域づくりやまちづくりを誘導・支援する機能の確保についても必要に応じて取り組みます。
- ・鉄道駅やバス停は、高齢者、障がい者などが円滑に移動しやすいようにバリアフリー化を働きかけます。

交通結節点(中心都市拠点)	整備イメージ(案)
JR 伊達駅 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○路線バス及びデマンド交通について、乗り継ぎ案内の整備などを推進します。</li> <li>○観光を担う交通結節点として関係機関・団体と連携し、機能強化を推進します。</li> <li>○公共交通に関する情報提供と案内表示を整備します。</li> </ul>
保原駅 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○路線バス及びデマンド交通について、乗り継ぎ案内の整備などを推進します。</li> <li>○観光を担う交通結節点として関係機関・団体と連携し、機能強化を推進します。</li> <li>○バリアフリー対応(階段・段差の改善など)を検討します。</li> </ul>
梁川駅 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○路線バス及びデマンド交通について、乗り継ぎ案内の整備などを推進します。</li> <li>○観光を担う交通結節点として関係機関・団体と連携し、機能強化を推進します。</li> <li>○バリアフリー対応(階段・段差の改善など)を検討します。</li> </ul>
掛田駅 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○路線バス及びデマンド交通について、乗り継ぎ案内の整備などを推進します。</li> </ul>
月舘総合支所 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○路線バス及びデマンド交通について、乗り継ぎ案内の整備などを推進します。</li> <li>○公共交通に関する情報提供と案内表示を整備します。</li> </ul>

交通結節点(都市拠点)	整備イメージ(案)
北福島医療センター 	○路線バス乗り入れ維持をします。 ○公共交通に関する情報提供と案内表示を整備します。
道の駅伊達の郷りょうぜん 	○路線バス及びデマンド交通について、乗り継ぎ案内の整備などを推進します。 ○公共交通に関する情報提供と案内表示を整備します。
まわらん処 	○デマンド交通について、乗り継ぎ案内の整備などを推進します。
保原バスセンター 	○路線バス及びデマンド交通について、乗り継ぎ案内の整備などを推進します。 ○公共交通に関する情報提供と案内表示を整備します。
大規模商業施設	○路線バス及びデマンド交通について、乗り継ぎ案内の整備などを推進します。 ○公共交通に関する情報提供と案内表示を整備します。

## 2) 接続ダイヤ等の改善

- ・運行ダイヤを見直し、公共交通機関同士の乗り継ぎ時刻を連携させ、乗り継ぎ利便性の向上を図ります。
- ・公共交通機関の乗り入れ場所を設定し、利用者の乗り継ぎ移動距離を短くすることで利便性の向上を図ります。

表 実施主体

実施主体
伊達市、路線バス運行事業者、J R 東日本旅客鉄道株式会社、阿武隈急行株式会社、デマンド交通運行事業者、施設管理者

## 8-4 関係団体と連携した公共交通の利用促進

公共交通の利活用、維持を強化するための取り組みやサポートする事業を推進します。

### 1) 運転免許返納者への支援制度の強化

- ・運転免許返納者への支援を強化するため、デマンド交通以外の公共交通への支援制度を検討します。
- ・支援制度に関して、公共交通の割引サービスの他、商店と連携したサービスの導入についても検討します。

**ノルカパス65・75**  
65歳または75歳以上の方がご利用可能な、利用路線を限定しない格安の定期券です

- ノルカパス65…65歳以上のお客様のみに有効な全路線（飯坂線を含む）乗車可能（一部路線を除く）な格安な定期券です。
- ノルカパス75…75歳以上のお客様のみに有効な定期券で「ノルカパス65」よりも更にお得な定期券です。

**対象外路線**

- 高連・都市間バス
- リムジンバス（郡山駅-福島空港）
- 季節観光バス（スカイライン循環等）
- 臨時バス

	ノルカパス65	ノルカパス75
販売金額		
1ヶ月	7,000円	4,000円
3ヶ月	16,000円	8,000円
6ヶ月	27,000円	13,000円
12ヶ月	48,000円	23,000円

**例** 例えば、300円区間で毎月15日間バスを利用される場合

ノルカパス65・75を利用しない場合 片道運賃300円×往復2×日数15日 <b>9,000円</b>	1ヶ月のノルカパス65 購入すれば <b>7,000円</b> <b>2,000円</b> もお得!!
	1ヶ月のノルカパス75 購入すれば <b>4,000円</b> <b>5,000円</b> もお得!!

※購入時、年齢を証明するものが必要となります。  
※格安な定期券のため、ご購入後の払い戻しはできません。

図 ノルカパス 65・75 (福島交通株式会社)

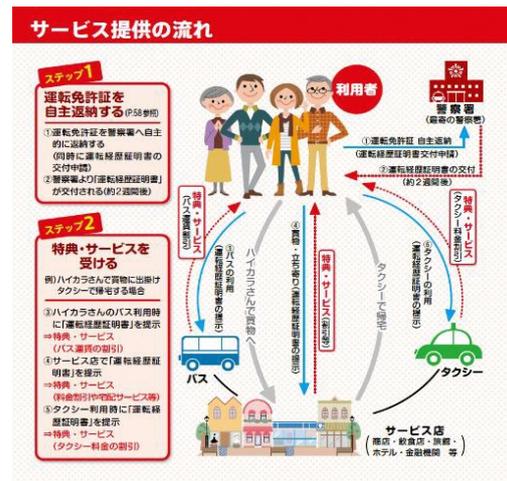


図 免許返納支援制度 (福島県会津若松市)

### 2) 関係機関と連携した利用促進の強化

- ・伊達市商工会、保原町商工会及び交通事業者と連携し、利用促進を強化するとともに地元商店街の活性化を図ります。
- ・観光分野と連携し、観光交通や利用促進策について協議・検討します。
- ・沿線地域の婦人会、老人クラブ、学校・企業などと連携し、駅の除草や清掃活動、駅構内花壇への植栽などを行います。
- ・公共交通に関する施策を検討・推進していくために庁内関係課が横断的に取り組んでいきます。



図 買い物支援バス (宮城県仙台市)

### 3) 車両の見直し

- ・利用者にとって利用しやすい車両として、車両更新の際に低床バス（ノンステップバス、ワンステップバス）やUDタクシー（ユニバーサルデザインタクシー）の導入を働きかけます。



図 ワンステップバス



図 ノンステップバス



図 UDタクシー

### 4) 伊達市版 MaaS 等先端技術の導入を検討

- ・伊達市版 MaaS や自動運転など先端技術の導入を検討していきます。
- ・情報発信の方法としてインターネットの活用を検討します。

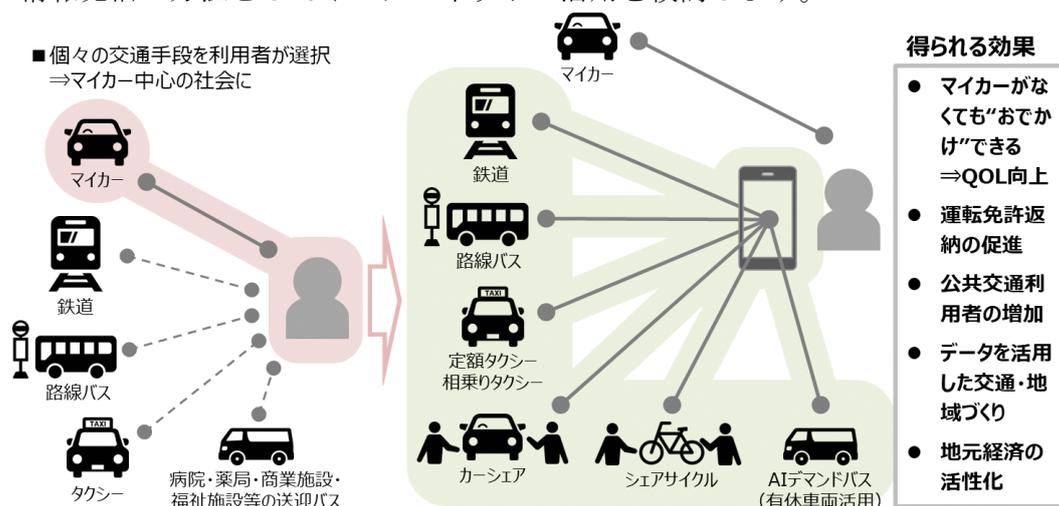


図 MaaS のイメージ

MaaS とは、バスや電車、タクシー、飛行機など、すべての交通手段による移動を一つのサービスに統合し、ルート検索から支払いまでをシームレスにつなぐ概念のことを指します。MaaS のシステムを導入し、広げていくことで、手段ごとに違う方法でサービスを使用している形から一つのアプリで完結させることができるようになります。

表 実施主体

実施主体
伊達市、路線バス運行事業者、デマンド交通運行事業者、伊達市商工会、保原町商工会、地域住民、関係機関・団体等

## 伊達市地域公共交通利便増進実施計画

---

発行日：2021年3月

発行：伊達市役所 市長直轄 総合政策課

〒960-0692

伊達市保原町字舟橋 180 番地

TEL：024-575-1142